

令和 6 年 1 2 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	ページ
議案第134号	令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	… 1
議案第135号	公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	… 12
議案第136号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	… 16
議案第137号	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	… 60
議案第138号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	… 146
議案第139号	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	… 156
議案第140号	北九州市市民センター条例の一部改正について	… 163
議案第141号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 166
議案第142号	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 191
議案第143号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 195
議案第144号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 198
議案第145号	付属機関の設置に関する条例の一部改正について	… 204
議案第146号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	… 207
議案第147号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について	… 258
議案第148号	当せん金付証票の発売について	… 267
議案第149号	新日明工場整備運営事業契約の一部変更について	… 269
議案第150号	本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について	… 271

議案第151号	市道路線の認定、変更及び廃止について	…273
議案第152号	旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について	…278
議案第153号	損害賠償の額の決定及び和解について	…280
議案第154号	損害賠償の額の決定及び和解について	…282
議案第155号	市有地の処分について	…285
議案第156号	指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）	…288
議案第157～ 164号	指定管理者の指定について（北九州市立福祉会館等）	…290
議案第165～ 172号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	…292
議案第173～ 175号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）	…296
議案第176～ 177号	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）	…297
議案第178～ 190号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	…298
議案第191～ 197号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	…303
議案第198～ 203号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	…305
議案第204号	指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）	…308
議案第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算について	別冊
議案第206号	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第207号	令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について	
議案第208号	令和6年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第209号	令和6年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
議案第210号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第211号	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
議案第212号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第213号	令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	

議案第 2 1 4 号	令和 6 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算 について	
議案第 2 1 5 号	令和 6 年度北九州市交通事業会計補正予算について	
議案第 2 1 6 号	令和 6 年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

議案第 134 号

令和 6 年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について

令和 6 年度北九州市一般会計補正予算について、次のとおり専決処分した。

令和 6 年 12 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務を処理するため令和 6 年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第 3 号

専決処分書

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務を処理するため令和 6 年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

令和 6 年度 北 九 州 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

令和 6 年度北九州市の一般会計の補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 450,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 631,226,107 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳	入	款	項	補正前の額	補正額	計
19 県支出金				33,611,084	440,000	34,051,084
			3 委託金	1,840,299	440,000	2,280,299
23 繰越金				165,768	10,000	175,768
			1 繰越金	165,768	10,000	175,768
歳	入	合	計	630,776,107	450,000	631,226,107

歳 出 (単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		52,106,565	450,000	52,556,565
	7 選挙、人事委員会及び監査委員 費	1,433,983	450,000	1,883,983
歳 出 合 計	計	630,776,107	450,000	631,226,107

参 考

北九州市一般会計補正予算（第3号）に関する説明書

令和6年度 北九州市 一般会計 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 県支出金	33,611,084	440,000	34,051,084
23 繰越金	165,768	10,000	175,768
歳入合計	630,776,107	450,000	631,226,107

(歳 出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
2 総務費	52,106,565	450,000	52,556,565	440,000		10,000
歳 出 合 計	630,776,107	450,000	631,226,107	440,000		10,000

2 歳 入

19 款 県支出金

3 項 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	1,796,697	440,000	2,236,697	4 選挙、人事委員会及び監査委員費委託金	440,000	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 440,000
計	1,840,299	440,000	2,280,299			

23 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	165,768	10,000	175,768	1 前年度繰越金	10,000	○前年度繰越金 10,000
計	165,768	10,000	175,768			

3 歳 出

2 款 総経費

7 項 選挙、人事委員会及び監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
8 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	450,000	450,000	440,000			10,000	1 報酬	67,384	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費 ○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費 450,000
								3 職員手当等	114,463	
								4 共済費	43	
								7 報償費	1,061	
								8 旅費	7,923	
								10 需用費	13,935	
								11 役務費	76,555	
								12 委託料	133,027	
								13 使用料及び賃借料	21,737	
								17 備品購入費	13,622	
								18 負担金補助及び交付金	250	
計	1,433,983	450,000	1,883,983	440,000			10,000			

地方自治法（抜粋）

（長の専決処分）

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 2 5 2 条の 2 0 の 2 第 4 項の規定による第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第 135 号

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正
について

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 職員の派遣先となる団体等について、北九州市内に事務所等を有するものとする要件を削除するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第5号中「、市内に事務所を有するもので」を削る。

第10条第2号中「市内に営業所を有する」を「本市が資本金その他これに準ずるものを出資している」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1) 略 (2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、一般社団法人又は一般財団法人のうち、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので、人事委員会規則で定めるもの (4) 略 (5) 法第2条第1項第3号に規定する政令で定められた法人のうち、人事委員会規則で定めるもの (6) 略 2 略 3 略 (特定法人) 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 略	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1) 略 (2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、一般社団法人又は一般財団法人のうち、<u>市内に事務所を有するもので、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので、人事委員会規則で定めるもの</u> (4) 略 (5) 法第2条第1項第3号に規定する政令で定められた法人のうち、<u>市内に事務所を有するもので、人事委員会規則で定めるもの</u> (6) 略 2 略 3 略 (特定法人) 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 略

新	旧
(2) 前号に掲げるもののほか、<u>本市が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに、本市の事務又は事業と密接な関連を有するものである、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので、人事委員会規則で定めるもの</u>	(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市内に営業所を有する株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに、本市の事務又は事業と密接な関連を有するものである、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので、人事委員会規則で定めるもの</u>

議案第 1 3 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 刑法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(北九州市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の分限に関する条例(昭和38年北九州市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)第24条の2第3号及び第4号並びに第24条の3第1項第1号及び第5項第1号

(2) 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項

(3) 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例(昭和40年北九州市条例第47号)第5条第1号

(4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第33条第3号及び第4号並びに第34条第1項第1号及び第5項第1号

(北九州市屋外広告物条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 北九州市屋外広告物条例(昭和38年北九州市条例第68号)第34条の2各号列記以外の部分

(2) 北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第42条

(3) 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第49号)第7条第7号

(4) 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第50号)第8条第7号

(5) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関

する条例（平成 24 年北九州市条例第 51 号）第 11 条第 7 号

（6） 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 52 号）第 16 条第 7 号

（7） 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 53 号）第 9 条第 7 号

（8） 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 54 号）第 9 条第 7 号

（9） 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 64 号）第 22 条第 5 号

（10） 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年北九州市条例第 50 号）第 5 条第 5 号

（11） 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年北九州市条例第 52 号）第 9 条第 5 号

（12） 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年北九州市条例第 53 号）第 22 条第 5 号

（13） 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年北九州市条例第 54 号）第 4 条第 5 号

（14） 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成 26 年北九州市条例第 63 号）第 4 条第 5 号

（15） 北九州市行政不服審査会条例（平成 27 年北九州市条例第 47 号）第 10 条

（16） 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第 35 号）第 20 条第 1 項各号列記以外の部分

（17） 北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和 2 年北九州市条例第 9 号）第 8 条第 5 号

（18） 北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年北九州市条例第 2 号）第 28 条及び付則第 8 項から第 11 項まで

（北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正）

第 4 条 北九州市消防団員退職報償金支給条例（昭和 39 年北九州市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第5条 北九州市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北九州市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市公害防止条例の一部改正）

第6条 北九州市公害防止条例（昭和46年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第27条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「懲役または」を「拘禁刑又は」に改め、同条第2項中「禁錮または」を「拘禁刑又は」に改める。

（市長等の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 市長等の退職手当に関する条例（昭和55年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第8条 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市中央卸売市場条例の一部改正）

第9条 北九州市中央卸売市場条例（令和2年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第10条第3項第6号イ、第21条第3項第3号及び第33条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正）

第10条 北九州市公設地方卸売市場条例（令和2年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第10条第3項第6号イ及び第21条第3項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第２４条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の北九州市職員退職手当支給条例第１２条第１項及び第５項、第１３条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１６条第４項並びに北九州市職員退職手当支給条例第１６条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められてい

る罪につき起訴をされた者とみなす。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第34条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

新	旧
(失職の例外) 第 6 条 法第 1 6 条第 1 号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、任命権者が、その罪が過失によるものであり、情状により特に必要と認めたときは、失職しないものとすることができる。 2 略	(失職の例外) 第 6 条 法第 1 6 条第 1 号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、任命権者が、その罪が過失によるものであり、情状により特に必要と認めたときは、失職しないものとすることができる。 2 略

北九州市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁</u>刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略	第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁</u>錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略

新	旧
2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し~~禁錮~~以上の刑に処せられなかつた場合 (2) 略 (3) 略 6～9 略	2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し~~禁錮~~以上の刑に処せられなかつた場合 (2) 略 (3) 略 6～9 略

北九州市職員退職手当支給条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(退職手当の支払の差止め) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁罰</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁罰</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起し	(退職手当の支払の差止め) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しな

新	旧
ない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略 (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (3) 略 2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納)	い処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) 略 6～10 略 (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (3) 略 2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納)

新	旧
第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第16条第1項から第5項までにおいて「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第16条第1項から第5項までにおいて「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (3) 略 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第16条 略 2 略 3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し</u>起訴をされた場合において、当該刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑	第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第16条第1項から第5項までにおいて「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第16条第1項から第5項までにおいて「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (3) 略 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第16条 略 2 略 3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し</u>起訴をされた場合において、当該刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑

新	旧
刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第34条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁</u>刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略	第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第34条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略

新	旧
2～4 略 5 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2) 略 (3) 略 6～9 略	2～4 略 5 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2) 略 (3) 略 6～9 略

北九州市屋外広告物条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) ～ (3) 略	第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) ～ (3) 略

北九州市情報公開条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(罰則) 第42条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁 刑又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第42条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第7条 軽費老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第7条 軽費老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第8条 養護老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより~~拘禁刑~~又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第8条 養護老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第11条 指定居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 い。 (1) ～ (6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより <u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第11条 指定居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 い。 (1) ～ (6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより <u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなった日から起算して5年を経過していない者であること。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第16条 保護施設等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより~~拘禁刑~~又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第16条 保護施設等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第9条 通所支援事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより <u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなつた日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第9条 通所支援事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより <u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日から起算して5年を経過していない者であること。

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第9条 指定障害福祉サービスの事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより <u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第9条 指定障害福祉サービスの事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより <u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過していない者であること。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第22条 児童福祉施設は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該児童福祉施設の設置者又は当該児童福祉施設の長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第22条 児童福祉施設は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該児童福祉施設の設置者又は当該児童福祉施設の長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>懲役</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第5条 幼保連携型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該幼保連携型認定こども園の設置者又は当該幼保連携型認定こども園の園長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより~~拘留~~若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第5条 幼保連携型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該幼保連携型認定こども園の設置者又は当該幼保連携型認定こども園の園長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより~~懲役~~若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第9条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該放課後児童健全育成事業者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第9条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該放課後児童健全育成事業者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第22条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該家庭的保育事業者等又は当該家庭的保育事業所等の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第22条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該家庭的保育事業者等又は当該家庭的保育事業所等の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第4条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該特定教育・保育施設の設置者若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第4条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該特定教育・保育施設の設置者若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>懲役</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第4条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該認定こども園の設置者又は当該認定こども園の長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第4条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該認定こども園の設置者又は当該認定こども園の長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>懲役</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

北九州市行政不服審査会条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(罰則) 第10条 第4条第6項（第6条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第4条第6項（第6条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

北九州市宿泊税条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) ～ (4) 略 2 略	(帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1) ～ (4) 略 2 略

北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第8条 無料低額宿泊所は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 設置者等が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより~~拘禁刑~~若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過していないこと。	(暴力団員等の排除) 第8条 無料低額宿泊所は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 設置者等が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより~~懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過して~~いないこと。

北九州市個人情報情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
第28条 第15条第5項の規定に違反して職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 付 則 1～7 略 8 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 9 付則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第67条に規定する指定管理者保有個人情報（以下「指定管理者保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 10 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的	第28条 第15条第5項の規定に違反して職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 付 則 1～7 略 8 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 9 付則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第67条に規定する指定管理者保有個人情報（以下「指定管理者保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 10 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的

新	旧
で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 11 付則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 12～17 略	で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 11 付則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 12～17 略

北九州市消防団員退職報償金支給条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
(退職報償金支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者には支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2) 略 (3) 略	(退職報償金支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者には支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2) 略 (3) 略

北九州市心身障害者扶養共済制度条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のい<u>ずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</u> (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号の<u>一に該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</u> (1) 略 (2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略

北九州市公害防止条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
(罰則) 第27条 第11条第1項又は第16条第1項、第4項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第28条 次の各号の<u>いづれかに該当する者</u>は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) 略 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第27条 第11条第1項又は第16条第1項、第4項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第28条 次の各号の<u>一に該当する者</u>は、6月以下の<u>懲役</u>または10万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) 略 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>または5万円以下の罰金に処する。

市長等の退職手当に関する条例新旧対照表（第7条関係）

新	旧
(退職手当の支給制限) 第7条 拘禁刑以上の刑に処せられて失職し、又は懲戒処分として免職された市長等には、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。	(退職手当の支給制限) 第7条 禁錮以上の刑に処せられて失職し、又は懲戒処分として免職された市長等には、退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例新旧対照表（第8条関係）

新	旧
(罰則) 第17条 次の各号のいづれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1) ～ (3) 略	(罰則) 第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1) ～ (3) 略

北九州市中央卸売市場条例新旧対照表（第9条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第9条 取引参加者及び関連事業者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。 (卸売業者の許可) 第10条 略 2 略 3 市長は、卸売業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 略 イ 禁禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 略	(暴力団員等の排除) 第9条 取引参加者及び関連事業者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>懲役</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。 (卸売業者の許可) 第10条 略 2 略 3 市長は、卸売業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 略 イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 略

新	旧
(仲卸業者の許可) 第21条 略 2 略 3 市長は、仲卸業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可をしてはならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (4) ～ (6) 略 (許可の基準) 第33条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するとき は、同項の許可をしてはならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (4) 略 (5) 略	(仲卸業者の許可) 第21条 略 2 略 3 市長は、仲卸業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可をしてはならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (4) ～ (6) 略 (許可の基準) 第33条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するとき は、同項の許可をしてはならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (4) 略 (5) 略

北九州市公設地方卸売市場条例新旧対照表（第 10 条関係）

新	旧
(暴力団員等の排除) 第 9 条 取引参加者（法人である場合にあつては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 県条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当することにより<u>拘禁刑</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していないこと。 (卸売業者の許可) 第 10 条 略 2 略 3 市長は、卸売業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 略 イ 禁禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの ウ 略	(暴力団員等の排除) 第 9 条 取引参加者（法人である場合にあつては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 県条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当することにより<u>懲役</u>若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していないこと。 (卸売業者の許可) 第 10 条 略 2 略 3 市長は、卸売業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 略 イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの ウ 略

新	旧
(仲卸業者の許可) 第21条 略 2 略 3 市長は、仲卸業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可をしてはならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (4) ～ (6) 略	(仲卸業者の許可) 第21条 略 2 略 3 市長は、仲卸業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可をしてはならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (4) ～ (6) 略

議案第 1 3 7 号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第8条の4第3項中「、前項」を「及び前項」に改め、「及び第25条の2の2の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削る。

第11条の2第1項中「30万9,200円」を「31万円」に改める。

第12条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項本文及び第3項第3号から第6号までの規定中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第14条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第14条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条の2第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第21条の2第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第23条第3項中「、第11条の2」を「及び第11条の2」に改め、「及び第14条の2」を削る。

第 25 条の 2 の 2 を削る。

第 25 条の 5 中「、第 25 条」を削る。

付則に次の 1 項を加える。

（地域手当に関する特例措置）

69 当分の間、第 14 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 4」とあるのは、「100 分の 3」とする。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300	419,600
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600	422,400
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000	425,100
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600	427,800
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800	430,600
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300	433,800
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700	437,000
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400	440,100
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700	443,300
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000	446,600
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000	449,900
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600	384,900	453,200
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400	386,700	456,500
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,200	459,800
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700	462,900
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600	466,200
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300	469,400
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000	472,800
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800	476,100
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600	479,400
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100	482,800
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700	486,200
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300	489,700
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000	493,100
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300	496,200
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800	499,600
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300	503,000
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900	506,500
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400	509,700
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900	513,200
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400	516,600
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800	520,200
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200	523,400
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700	526,700
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200	530,000
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700	533,400
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100	536,500
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600	538,600
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800	540,700
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200	542,800
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700	544,800
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900	545,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100	546,600
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300	547,500
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400	548,400
	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200	549,100
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100	549,700
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000	550,400
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500	551,400
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200	552,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900	553,100
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700	553,900
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400	554,300
	54	267,500	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200	554,600
	55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800	555,500
	56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500	556,600
	57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200	557,400
	58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900	
	59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,300	490,600	
	60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400	
	61	274,200	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000	
	62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400	
	63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600	
	64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700	
	65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,400	
	66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800	
	67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200	
	68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500	
	69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,800	
	70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900	
	71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200	
	72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500	
	73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900	
	74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100	
	75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400	
	76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500	
	77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800	
	78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000	
	79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900	
	80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800	
	81	291,700	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700	
	82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900		
	83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300		
	84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600		
	85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800		
	86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000		
	87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200		
	88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500		
	89	296,700	368,600	398,000	422,000	461,900		
	90	297,000	369,400	398,700	422,800	462,200		
	91	297,200	370,200	399,400	423,500	462,600		
	92	297,400	371,000	400,100	424,400	462,800		
	93	297,500	371,600	400,600	425,000	462,900		

	94	297, 800	372, 300	401, 200	425, 800	463, 200		
	95	298, 100	372, 900	401, 700	426, 700	464, 000		
	96	298, 300	373, 700	402, 400	427, 600	464, 900		
	97	298, 600	374, 100	402, 700	428, 200	465, 800		
	98	298, 800	374, 800	403, 400	429, 000	466, 600		
	99	299, 200	375, 400	404, 100	429, 600	467, 500		
	100	299, 500	376, 100	404, 800	429, 900	468, 400		
	101	299, 700	376, 800	405, 400	430, 000	469, 200		
	102	300, 000	377, 500	406, 000	430, 300			
	103	300, 600	378, 200	406, 400	430, 500			
	104	301, 100	378, 900	406, 600	430, 600			
	105	301, 300	379, 400	406, 700	430, 900			
	106		380, 100	406, 800	431, 000			
	107		380, 800	406, 900	431, 100			
	108		381, 500	407, 000	431, 300			
	109		382, 000	407, 100	431, 600			
	110		382, 700	407, 200	431, 800			
	111		383, 300	407, 300	432, 000			
	112		384, 000	407, 400	432, 100			
	113		384, 400	407, 500	432, 200			
	114		385, 100	407, 600	432, 400			
	115		385, 700	407, 700	433, 000			
	116		386, 400	407, 800	433, 800			
	117		386, 900	407, 900	434, 600			
	118		387, 500	408, 000				
	119		388, 200	408, 100				
	120		388, 900	408, 200				
	121		389, 400	408, 300				
	122		390, 000	408, 400				
	123		390, 700	408, 500				
	124		391, 400	408, 600				
	125		391, 900	408, 700				
	126		392, 400					
	127		392, 900					
	128		393, 600					
	129		394, 000					
	130		394, 400					
	131		394, 800					
	132		395, 100					
	133		395, 400					
	134		395, 600					
	135		395, 800					
	136		395, 900					
	137		396, 000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		246, 200	264, 100	292, 000	318, 000	361, 600	421, 700	491, 300

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,000	255,700	262,100	288,300	328,500	359,300	419,600
	2	204,000	257,300	263,500	290,400	330,300	361,600	422,400
	3	205,900	258,700	265,100	292,300	332,000	364,000	425,100
	4	207,700	260,400	266,800	294,600	334,100	366,600	427,800
	5	209,600	262,100	268,500	296,400	335,600	368,800	430,600
	6	211,400	263,500	270,300	298,700	337,900	371,300	433,800
	7	213,200	265,100	271,900	300,800	339,800	373,700	437,000
	8	215,200	266,800	273,500	302,900	341,800	376,400	440,100
	9	217,000	268,500	274,300	304,700	343,400	378,700	443,300
	10	218,900	270,000	276,000	306,500	345,500	381,000	446,600
	11	220,800	271,300	277,700	308,300	347,400	383,000	449,900
	12	222,000	272,500	279,500	309,900	349,600	384,900	453,200
	13	223,100	273,100	281,100	311,700	351,400	386,700	456,500
	14	224,400	274,400	282,800	314,000	353,000	389,200	459,800
	15	225,500	275,800	284,700	316,200	354,700	391,700	462,900
	16	227,000	277,300	286,600	317,900	356,400	394,600	466,200
	17	228,500	278,700	288,300	320,000	358,000	397,300	469,400
	18	230,100	280,100	290,400	321,900	360,000	400,000	472,800
	19	231,600	281,700	292,300	323,900	362,100	402,800	476,100
	20	233,100	283,300	294,600	326,100	364,300	405,600	479,400
	21	234,500	284,900	296,200	327,900	366,100	408,100	482,800
	22	236,000	286,700	298,500	329,700	368,200	410,700	486,200
	23	237,300	288,400	300,600	331,400	370,300	413,300	489,700
	24	238,900	290,300	302,700	333,500	372,300	416,000	493,100
	25	240,500	291,500	304,200	334,800	374,300	418,300	496,200
	26	242,100	293,500	306,000	337,000	376,300	420,800	499,600
	27	243,600	295,200	307,900	338,800	377,900	423,300	503,000
	28	245,400	297,100	309,500	340,700	379,600	425,900	506,500
	29	246,800	298,400	310,900	342,300	380,800	428,400	509,700
	30	248,600	299,800	313,200	344,300	383,200	430,900	513,200
	31	250,100	301,400	315,300	346,100	385,200	433,400	516,600
	32	251,800	302,700	317,000	348,300	387,600	435,800	520,200
	33	253,000	304,300	319,000	349,900	389,700	438,200	523,400
	34	254,500	305,900	321,000	351,300	392,000	440,700	526,700
	35	255,900	307,600	322,600	353,000	394,100	443,200	530,000
	36	257,200	309,000	324,700	354,600	396,400	445,700	533,400
	37	258,300	311,000	326,200	356,000	398,300	448,100	536,500
	38	259,900	312,300	327,800	358,100	400,500	450,600	538,600
	39	261,200	313,800	329,300	360,000	402,700	452,800	540,700
	40	262,800	315,800	331,000	362,000	405,100	455,200	542,800
	41	263,900	317,400	332,300	363,700	407,300	457,700	544,800
	42	265,100	318,900	334,100	365,600	409,300	459,900	545,700
	43	266,000	320,300	335,600	367,500	411,400	462,100	546,600
	44	266,700	322,000	337,300	369,500	413,400	464,300	547,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	267,000	323,400	338,800	370,900	415,400	466,400	548,400
	46	267,500	325,000	340,400	373,000	417,400	468,200	549,100
	47	268,100	326,700	341,800	374,400	419,400	470,100	549,700
	48	269,100	328,200	343,800	376,000	421,500	472,000	550,400
	49	269,800	329,900	345,200	377,300	423,400	473,500	551,400
	50	270,800	331,300	346,500	379,200	425,100	475,200	552,200
	51	272,000	332,500	348,000	380,800	426,900	476,900	553,100
	52	273,300	334,200	349,200	382,600	428,700	478,700	553,900
	53	274,200	335,500	350,200	384,400	430,200	480,400	554,300
	54	274,800	336,600	351,800	386,200	431,800	482,200	554,600
	55	275,300	337,900	353,300	387,900	433,300	483,800	555,500
	56	276,600	339,100	354,800	389,700	435,000	485,500	556,600
	57	277,500	340,200	356,100	391,000	436,500	487,200	557,400
	58	278,700	341,300	357,400	392,500	438,000	488,900	
	59	279,900	342,300	358,800	394,000	439,300	490,600	
	60	281,300	343,300	360,300	395,500	440,800	492,400	
	61	282,200	344,200	361,500	396,900	442,300	494,000	
	62	283,000	345,200	362,600	398,100	443,300	495,400	
	63	283,600	346,000	363,800	399,300	444,400	496,600	
	64	284,700	347,000	364,700	400,600	445,400	497,700	
	65	285,600	347,600	365,500	401,700	446,200	498,400	
	66	286,400	348,300	366,900	402,700	447,200	498,800	
	67	287,400	349,100	368,100	403,800	448,200	499,200	
	68	288,000	349,700	369,500	404,800	449,200	499,500	
	69	288,700	350,300	371,000	405,700	450,000	499,800	
	70	289,500	351,400	372,200	406,600	451,000	499,900	
	71	290,400	352,200	373,300	407,500	451,900	500,200	
	72	291,200	353,200	374,600	408,400	452,900	500,500	
	73	291,700	354,500	375,400	409,100	453,800	500,900	
	74	292,200	355,600	376,500	410,000	454,700	501,100	
	75	292,700	356,700	377,700	410,700	455,700	501,400	
	76	293,400	357,900	378,900	411,600	456,700	501,500	
	77	294,000	358,700	379,900	412,300	457,200	501,800	
	78	294,500	359,600	380,800	413,200	458,100	502,000	
	79	295,100	360,500	381,700	414,000	458,800	502,900	
	80	296,000	361,300	382,700	414,900	459,400	503,800	
	81	296,700	362,100	383,500	415,600	459,600	504,700	
	82	297,500	363,000	384,400	416,400	459,900		
	83	298,200	363,900	385,200	417,300	460,300		
	84	298,800	364,800	386,100	418,200	460,600		
	85	299,500	365,600	386,900	418,800	460,800		
	86	300,100	366,300	387,700	419,700	461,000		
	87	300,800	366,900	388,600	420,600	461,200		
	88	301,400	367,700	389,500	421,500	461,500		
	89	302,000	368,600	390,200	422,000	461,900		
	90	302,500	369,400	391,000	422,800	462,200		
	91	303,000	370,200	391,600	423,500	462,600		
	92	303,500	371,000	392,400	424,400	462,800		
	93	304,200	371,600	392,700	425,000	462,900		
	94	304,800	372,300	393,400	425,800	463,200		
	95	305,500	372,900	394,100	426,700	464,000		

	96	306,200	373,700	394,900	427,600	464,900		
	97	306,900	374,100	395,500	428,200	465,800		
	98	307,600	374,800	396,100	429,000	466,600		
	99	308,300	375,400	396,700	429,600	467,500		
	100	309,100	376,100	397,400	429,900	468,400		
	101	309,700	376,800	398,000	430,000	469,200		
	102	310,500	377,500	398,700	430,300	470,200		
	103	311,300	378,200	399,400	430,500	471,200		
	104	312,100	378,900	400,100	430,600	472,100		
	105	312,800	379,400	400,600	430,900	472,900		
	106	313,600	380,100	401,200	431,000			
	107	314,400	380,800	401,700	431,100			
	108	315,100	381,500	402,400	431,300			
	109	315,800	382,000	402,700	431,600			
	110	316,500	382,700	403,400	431,800			
	111	317,200	383,300	404,100	432,000			
	112	317,900	384,000	404,800	432,100			
	113	318,500	384,400	405,400	432,200			
	114	318,900	385,100	406,000	432,400			
	115	319,300	385,700	406,400	433,000			
	116	319,600	386,400	406,600	433,800			
	117	319,900	386,900	406,700	434,600			
	118		387,500	406,800	435,400			
	119		388,200	406,900	436,200			
	120		388,900	407,000	437,000			
	121		389,400	407,100	437,900			
	122		390,000	407,200				
	123		390,700	407,300				
	124		391,400	407,400				
	125		391,900	407,500				
	126		392,400	407,600				
	127		392,900	407,700				
	128		393,600	407,800				
	129		394,000	407,900				
	130		394,700	408,200				
	131		395,300	408,600				
	132		396,000	409,300				
	133		396,500	409,700				
	134		397,200	410,400				
	135		397,900	411,100				
	136		398,600	411,800				
	137		399,100	412,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		260,500	271,700	299,900	326,100	361,600	421,700	491,300

備考

- この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	240,700	301,400	327,300	397,000
	2	202,100	243,200	303,400	330,100	399,200
	3	203,600	245,800	305,400	332,800	401,500
	4	205,100	248,200	307,500	335,700	403,800
	5	206,700	251,000	309,400	338,200	406,400
	6	209,400	251,800	310,900	340,800	408,200
	7	211,800	252,600	312,400	343,400	409,800
	8	214,200	253,600	314,100	346,000	411,300
	9	216,600	254,600	315,600	348,800	413,000
	10	219,100	255,700	317,200	350,500	414,700
	11	221,500	256,800	319,100	352,100	416,400
	12	223,800	257,900	320,200	353,600	417,900
	13	226,300	259,300	322,200	355,200	419,400
	14	228,600	260,700	323,700	356,800	421,200
	15	231,000	262,000	324,800	358,400	423,100
	16	233,300	263,600	326,400	359,500	424,900
	17	235,500	264,500	328,200	361,400	426,700
	18	238,500	266,200	330,400	362,600	428,400
	19	241,200	267,600	332,600	364,500	430,100
	20	243,700	269,300	335,300	366,100	431,600
	21	246,500	270,700	337,200	367,400	433,000
	22	247,300	272,800	339,300	369,300	434,400
	23	248,100	275,000	341,300	371,000	436,300
	24	249,100	277,600	343,700	372,400	438,200
	25	249,800	280,100	346,200	374,100	439,900
	26	250,700	283,400	347,800	375,600	441,600
	27	251,800	286,400	349,400	377,100	443,300
	28	253,000	289,500	350,700	378,600	445,100
	29	253,900	292,500	352,100	379,800	446,800
	30	255,300	295,500	353,200	381,800	448,700
	31	256,500	298,500	354,800	383,300	450,500
	32	257,800	301,400	356,000	385,200	452,300
	33	258,600	304,200	357,300	387,000	454,000
	34	260,000	306,300	358,900	389,100	455,800
	35	261,300	308,700	360,600	391,100	457,600
	36	262,600	311,300	362,100	393,200	459,400
	37	263,600	314,000	363,900	395,500	461,000
	38	264,800	315,200	365,800	397,600	462,700
	39	265,900	316,500	367,600	399,600	464,600
	40	267,300	317,500	369,000	401,500	466,300
	41	268,700	318,800	370,500	403,600	467,900
	42	270,100	320,600	372,100	405,100	469,500

	43	270,900	322,200	373,500	406,500	471,100
	44	272,100	324,200	375,100	407,900	472,600
	45	272,900	325,800	376,500	409,000	474,100
	46	273,300	328,100	378,200	410,200	475,200
	47	274,500	330,000	379,400	411,500	476,500
	48	276,000	332,500	380,900	412,700	477,800
	49	276,700	334,500	382,000	414,400	479,000
	50	277,100	336,700	383,700	415,600	479,600
	51	278,100	338,800	385,500	416,800	480,300
	52	278,900	340,800	387,300	418,100	481,000
	53	280,000	342,900	389,300	419,500	481,500
	54	280,400	344,100	391,200	420,700	
	55	280,700	345,500	392,900	422,200	
	56	281,400	346,700	394,500	423,800	
	57	282,200	347,800	396,100	425,400	
	58	283,000	349,400	398,300	426,800	
	59	284,100	350,900	400,300	428,200	
	60	284,900	352,100	402,200	429,600	
	61	286,000	353,700	404,000	431,300	
	62	287,000	355,400	404,700	432,800	
	63	288,200	357,200	406,000	434,400	
	64	289,600	358,900	407,200	435,900	
	65	290,900	360,300	408,400	437,400	
	66	291,600	362,300	409,700	438,900	
	67	292,300	363,900	411,000	440,100	
	68	292,800	365,400	412,100	441,300	
定年	69	293,200	366,900	413,300	442,500	
前再	70	293,900	368,200	414,400	443,800	
任用	71	294,700	369,700	415,800	445,100	
短時	72	295,000	371,200	417,100	446,300	
間勤	73	295,800	372,500	418,200	447,400	
務職	74	296,500	374,000	419,300	448,600	
員以	75	297,300	375,100	420,400	449,800	
外の	76	298,100	376,500	421,800	451,000	
職員	77	298,800	377,800	423,100	452,200	
	78	299,600	379,400	424,300	453,200	
	79	300,400	381,100	425,300	454,400	
	80	301,100	382,600	426,400	455,600	
	81	301,800	384,300	427,600	456,700	
	82	302,400	385,900	428,800	457,200	
	83	303,000	387,300	430,000	457,700	
	84	303,700	388,600	431,000	458,200	
	85	304,400	389,800	432,000	458,700	
	86	305,200	391,500	433,000		
	87	306,200	393,200	434,000		
	88	306,700	394,900	435,000		
	89	307,000	396,200	435,800		
	90	307,800	397,000	436,600		
	91	308,600	398,200	437,400		

92	309,600	399,200	438,200
93	310,600	400,600	439,000
94	311,500	401,500	439,200
95	312,400	402,400	439,600
96	313,300	403,300	440,000
97	314,200	404,100	440,400
98	315,000	404,700	440,600
99	316,000	405,800	440,900
100	317,000	406,800	441,200
101	317,800	407,500	441,500
102	318,600	408,400	441,800
103	319,600	409,100	442,100
104	320,500	409,900	442,300
105	321,500	410,600	442,500
106	321,800	411,500	442,800
107	322,300	412,300	443,000
108	322,800	413,000	443,200
109	323,400	413,600	443,400
110	323,900	414,300	443,700
111	324,200	415,000	443,900
112	324,700	415,600	444,100
113	325,100	416,200	444,300
114	325,500	416,700	444,600
115	326,000	417,100	444,900
116	326,500	417,500	445,100
117	327,100	417,800	445,300
118	327,400	418,100	
119	327,700	418,400	
120	328,000	418,600	
121	328,200	418,800	
122	328,500	418,900	
123	328,800	419,200	
124	329,100	419,400	
125	329,300	419,600	
126	329,500	419,800	
127	329,700	420,000	
128	329,900	420,200	
129	330,000	420,400	
130	330,200	420,700	
131	330,500	421,000	
132	330,800	421,200	
133	331,000	421,400	
134	331,200		
135	331,500		
136	331,700		
137	332,000		
138	332,200		
139	332,500		
140	332,800		

	141	333,000				
	142	333,200				
	143	333,500				
	144	333,800				
	145	334,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		252,900	289,500	318,200	346,300	390,000

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	200,600	219,700	308,800
	2	202,100	222,200	310,300
	3	203,600	224,700	312,000
	4	205,100	227,200	313,800
	5	206,700	229,800	315,700
	6	209,400	232,100	317,600
	7	211,800	234,500	319,600
	8	214,200	236,800	321,500
	9	216,600	239,000	323,600
	10	219,100	242,200	325,400
	11	221,500	245,200	327,900
	12	223,800	247,900	329,900
	13	226,300	251,000	332,200
	14	228,600	251,800	334,300
	15	231,000	252,600	336,100
	16	233,300	253,600	338,200
	17	235,500	254,600	340,200
	18	238,500	255,800	342,500
	19	241,200	257,000	344,800
	20	243,700	258,100	347,800
	21	246,500	259,300	350,100
	22	247,300	260,800	351,600
	23	248,100	262,100	352,900
	24	249,100	263,600	354,500
	25	249,800	264,400	355,500
	26	250,700	266,200	356,900
	27	251,700	267,700	358,200
	28	252,800	269,300	359,500
	29	253,800	270,700	361,300
	30	255,200	274,000	362,800
	31	256,400	277,200	364,600
	32	257,500	280,700	366,100
	33	258,300	284,200	367,400
	34	259,800	287,600	368,800
	35	260,700	290,800	370,000
	36	262,000	293,900	371,300
	37	263,000	296,900	372,800
	38	264,600	299,900	374,100
	39	265,900	302,800	375,600
	40	267,500	305,700	377,300
	41	269,100	308,400	378,800
	42	270,000	309,600	380,400
	43	271,400	311,000	382,100
	44	272,400	312,100	383,900

	45	273,500	313,900	385,700
	46	273,900	315,000	387,400
	47	275,200	316,300	389,100
	48	275,900	317,600	390,900
	49	277,100	318,900	392,100
	50	277,600	320,300	393,500
	51	278,100	322,400	394,600
	52	278,500	324,300	395,700
	53	279,200	326,000	396,600
	54	279,400	328,100	397,800
	55	280,200	330,000	398,900
	56	280,800	332,300	400,300
	57	281,800	334,200	401,200
	58	282,300	336,500	402,400
	59	283,100	338,500	403,300
	60	283,600	340,700	404,000
	61	284,100	342,800	405,400
	62	285,400	344,200	406,400
	63	286,200	345,700	407,500
	64	287,400	347,300	408,600
	65	288,900	348,100	409,700
	66	290,000	349,500	410,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	67	290,800	350,800	411,900
	68	291,600	352,100	413,200
	69	291,800	353,800	414,300
	70	292,100	355,500	415,400
	71	292,600	357,300	416,500
	72	293,000	358,900	417,500
	73	293,900	360,200	418,500
	74	294,500	361,800	419,700
	75	295,300	362,800	420,900
	76	296,000	364,000	422,100
	77	296,700	365,500	422,700
	78	297,100	366,900	423,500
	79	297,700	367,900	424,200
	80	298,500	369,300	424,700
	81	299,000	370,000	425,000
	82	299,600	371,100	425,300
	83	300,000	372,400	425,700
	84	300,600	373,500	426,100
	85	301,200	375,100	426,300
	86	301,800	376,300	426,700
	87	302,400	377,600	427,100
	88	302,800	378,900	427,400
	89	303,100	380,000	427,500
	90	303,300	381,400	427,900
	91	303,600	382,500	428,300
	92	304,200	383,700	428,600
	93	304,500	384,800	428,800

94	305,100	385,500	429,000
95	305,600	386,200	429,200
96	306,000	387,100	429,400
97	306,600	387,600	429,600
98	307,100	388,300	
99	307,500	389,000	
100	308,000	389,800	
101	308,500	390,600	
102	308,700	391,300	
103	309,000	392,200	
104	309,300	393,000	
105	309,400	393,500	
106	309,600	394,300	
107	309,800	395,100	
108	310,000	396,000	
109	310,300	396,700	
110	310,600	397,400	
111	310,900	398,100	
112	311,200	398,800	
113	311,400	399,400	
114	311,600	400,200	
115	311,800	400,900	
116	312,000	401,600	
117	312,300	402,200	
118		402,900	
119		403,400	
120		404,000	
121		404,600	
122		405,200	
123		405,700	
124		406,200	
125		406,400	
126		406,700	
127		407,000	
128		407,300	
129		407,600	
130		407,900	
131		408,200	
132		408,500	
133		408,800	
134		408,900	
135		409,100	
136		409,200	
137		409,400	
138		409,700	
139		410,000	
140		410,200	
141		410,400	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	243,800	286,300	339,500

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,500	289,700	328,300	387,200
	2	239,100	291,800	330,500	389,700
	3	240,700	293,900	332,400	392,000
	4	242,500	296,000	334,500	394,300
	5	244,000	298,100	335,700	396,200
	6	245,600	300,100	337,800	398,700
	7	247,100	302,300	339,800	401,200
	8	248,800	304,500	341,400	403,300
	9	250,100	306,800	343,400	405,200
	10	251,700	309,100	345,100	407,600
	11	253,200	311,000	347,200	409,600
	12	255,000	312,800	349,000	411,700
	13	256,600	313,600	351,300	413,900
	14	258,400	315,200	352,900	415,900
	15	260,200	317,000	354,800	418,300
	16	262,200	318,800	357,000	420,800
	17	263,700	320,600	358,800	422,700
	18	266,500	322,700	361,800	425,500
	19	268,900	324,500	364,600	427,500
	20	271,300	326,500	367,600	429,700
	21	273,900	327,900	369,700	431,700
	22	276,500	330,100	373,000	434,000
	23	279,100	332,000	375,900	435,800
	24	281,700	334,000	378,700	438,000
	25	284,400	335,000	380,900	440,200
	26	287,000	337,400	383,800	442,700
	27	289,600	339,500	386,600	444,900
	28	292,100	341,200	389,500	447,300
	29	294,700	343,100	391,300	449,700
	30	296,500	344,700	393,600	451,900
	31	298,500	346,800	395,800	454,000
	32	300,500	348,400	397,400	456,300
	33	302,600	350,800	399,000	458,400
	34	304,700	352,300	401,100	460,600
	35	306,400	354,000	402,900	462,800
	36	308,000	355,800	404,900	465,000
	37	308,800	357,100	406,800	467,200
	38	309,900	359,300	408,200	469,400
	39	311,500	361,500	409,800	471,700
	40	313,100	363,900	411,500	473,900
	41	314,900	365,300	412,600	476,200
	42	316,700	367,900	414,600	478,000
	43	318,400	370,200	416,000	479,800

	44	320, 200	372, 300	417, 300	481, 700
	45	321, 600	373, 800	418, 600	483, 400
	46	323, 500	376, 100	420, 200	484, 800
	47	325, 100	378, 100	421, 400	486, 300
	48	327, 200	380, 200	423, 000	487, 800
	49	328, 700	381, 700	424, 600	489, 300
	50	330, 100	383, 300	426, 500	490, 800
	51	331, 900	384, 500	428, 300	492, 200
	52	333, 400	385, 600	430, 000	493, 700
	53	335, 100	386, 300	431, 800	495, 100
	54	336, 100	387, 700	433, 400	496, 600
定年	55	337, 700	388, 700	434, 900	498, 100
前再	56	339, 300	390, 100	436, 800	499, 500
任用	57	341, 000	391, 500	438, 400	501, 000
短時	58	342, 100	392, 100	439, 800	502, 000
間勤	59	343, 500	393, 300	441, 100	503, 200
務職	60	345, 300	394, 700	442, 500	504, 500
員以	61	346, 800	395, 100	443, 700	505, 500
外の	62	348, 100	396, 500	444, 900	506, 800
職員	63	349, 300	397, 400	446, 100	508, 000
	64	350, 800	398, 300	447, 200	509, 300
	65	351, 700	399, 100	448, 400	510, 300
	66	353, 300	400, 200	449, 600	511, 300
	67	354, 800	401, 200	450, 800	512, 300
	68	355, 900	402, 400	452, 000	513, 300
	69	357, 200	403, 800	453, 200	513, 900
	70	358, 600	405, 100	454, 400	
	71	360, 400	406, 200	455, 600	
	72	362, 500	407, 500	456, 800	
	73	364, 100	408, 600	458, 000	
	74	366, 000	409, 800	459, 200	
	75	367, 400	410, 800	460, 300	
	76	369, 000	412, 100	461, 500	
	77	370, 000	413, 000	462, 500	
	78	372, 100	414, 000	463, 500	
	79	374, 000	415, 000	464, 500	
	80	375, 900	416, 100	465, 500	
	81	378, 100	417, 000	466, 500	
	82	378, 700	418, 000	467, 200	
	83	379, 600	419, 000	468, 100	
	84	380, 700	419, 900	469, 000	
	85	381, 000	420, 900	469, 600	
	86	381, 700	421, 900	470, 500	
	87	382, 400	422, 900	471, 300	
	88	382, 800	423, 900	472, 200	
	89	383, 300	424, 700	472, 900	
	90	383, 800	425, 600		
	91	384, 100	426, 600		
	92	384, 700	427, 600		

	93	385,400	428,400		
	94	386,200	429,400		
	95	386,800	430,300		
	96	387,600	431,300		
	97	387,900	432,100		
	98	388,600	433,100		
	99	389,200	434,100		
	100	390,000	435,100		
	101	390,800	436,000		
	102	391,300	436,700		
	103	392,000	437,500		
	104	392,800	438,400		
	105	393,500	438,900		
	106	394,300	439,600		
	107	395,000	440,200		
	108	395,800	440,900		
	109	396,500	441,600		
	110	397,100			
	111	397,900			
	112	398,700			
	113	399,400			
	114	400,100			
	115	400,900			
	116	401,700			
	117	402,200			
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		273,500	329,900	374,900	437,000

備考

- 1 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	301,600	406,700	416,100	498,200
	2	304,000	408,500	418,300	501,100
	3	306,400	410,400	420,600	503,900
	4	308,700	412,300	422,700	506,700
	5	311,100	413,700	424,700	509,400
	6	313,300	415,900	426,900	512,400
	7	315,400	418,200	429,400	515,400
	8	317,500	420,300	431,400	518,400
	9	319,700	422,500	433,500	521,100
	10	322,000	424,700	435,700	524,400
	11	324,100	427,200	437,800	527,700
	12	326,500	429,300	440,100	531,000
	13	328,700	431,300	442,100	534,000
	14	330,900	433,300	444,200	537,200
	15	333,100	435,200	446,500	540,400
	16	335,700	437,300	448,700	543,600
	17	338,400	439,000	450,500	546,800
	18	341,200	441,000	452,600	549,800
	19	343,900	443,100	454,700	552,800
	20	346,700	445,200	456,800	555,800
	21	349,300	447,000	458,800	558,700
	22	352,200	449,000	461,200	561,500
	23	355,100	451,100	463,500	564,300
	24	358,000	453,100	465,700	567,100
	25	360,700	455,100	467,900	569,600
	26	363,200	457,400	470,200	572,000
	27	365,600	459,500	472,500	574,400
	28	367,900	461,600	474,800	576,800
	29	370,500	463,500	476,800	579,300
	30	372,500	465,700	479,000	581,700
	31	374,500	467,900	481,100	584,100
	32	376,400	470,100	483,200	586,500
	33	378,000	471,700	484,900	588,800
	34	379,900	473,800	487,000	591,100
	35	381,600	475,900	489,100	593,400
	36	383,400	477,900	491,100	595,700
	37	385,400	479,600	492,900	597,900
	38	386,900	481,700	495,000	599,400
	39	388,600	483,800	497,100	600,900
	40	389,800	485,800	499,100	602,400
	41	390,900	487,500	500,900	603,700

	42	392, 900	489, 600	503, 000	605, 100
	43	394, 900	491, 700	505, 100	606, 500
	44	396, 700	493, 700	507, 200	607, 900
	45	398, 100	495, 300	509, 200	609, 100
	46	399, 700	497, 300	511, 300	
	47	401, 100	499, 300	513, 400	
	48	402, 700	501, 300	515, 500	
	49	403, 900	503, 100	517, 300	
	50	405, 500	504, 900	519, 100	
	51	407, 100	506, 700	520, 900	
	52	408, 600	508, 500	522, 700	
	53	409, 800	510, 300	524, 500	
	54	411, 700	511, 700	526, 300	
定年	55	413, 700	513, 100	528, 100	
前再	56	415, 500	514, 500	529, 900	
任用	57	417, 100	515, 900	531, 700	
短時	58	418, 900	517, 200	533, 400	
間勤	59	420, 800	518, 500	535, 200	
務職	60	422, 400	519, 800	537, 000	
員以	61	424, 000	520, 900	538, 800	
外の	62	425, 500	521, 800	540, 600	
職員	63	427, 000	522, 800	542, 400	
	64	428, 500	523, 800	544, 200	
	65	430, 000	524, 500	546, 000	
	66	431, 500	525, 400	547, 700	
	67	433, 000	526, 300	549, 400	
	68	434, 500	527, 200	551, 100	
	69	435, 900	528, 200	552, 800	
	70	437, 300	529, 100	554, 200	
	71	438, 700	530, 000	555, 600	
	72	440, 100	530, 900	557, 000	
	73	441, 500	531, 800	558, 200	
	74	443, 300	532, 700	559, 200	
	75	444, 900	533, 600	560, 200	
	76	446, 500	534, 500	561, 200	
	77	447, 700	535, 300	562, 200	
	78	449, 400	536, 200	563, 100	
	79	451, 100	537, 100	564, 000	
	80	452, 700	537, 900	564, 900	
	81	454, 100	538, 700	565, 800	
	82	455, 700	539, 600	566, 700	
	83	457, 200	540, 500	567, 600	
	84	458, 700	541, 400	568, 500	
	85	460, 000	542, 100	569, 400	
	86	461, 300	543, 000	570, 300	
	87	462, 600	543, 900	571, 200	
	88	463, 800	544, 800	572, 100	
	89	464, 800	545, 500	573, 000	

	90	466,000	546,400		
	91	467,100	547,300		
	92	468,200	548,200		
	93	469,000	548,900		
	94	469,800			
	95	470,700			
	96	471,600			
	97	472,400			
	98	473,200			
	99	474,000			
	100	474,800			
	101	475,600			
	102	476,400			
	103	477,200			
	104	478,000			
	105	478,700			
	106	479,500			
	107	480,300			
	108	481,100			
	109	481,700			
	110	482,400			
	111	483,200			
	112	484,000			
	113	484,600			
	114	485,300			
	115	486,000			
	116	486,700			
	117	487,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		325,400	384,800	449,700	530,000

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100
	41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300
	42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300
	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400
	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400
	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400
	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400
	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500
	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400
	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100
	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900
	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700
	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200
	54	268,000	336,600	366,900	386,200	431,800
	55	269,000	337,900	368,100	387,900	433,300
	56	270,100	339,100	369,500	389,700	435,000
	57	271,100	340,200	371,000	391,000	436,500
	58	272,400	341,300	372,200	392,500	438,000
	59	273,900	342,300	373,300	394,000	439,300
	60	275,600	343,300	374,600	395,500	440,800
	61	276,800	344,200	375,400	396,900	442,300
	62	277,700	345,200	376,500	398,100	443,300
	63	278,700	346,000	377,700	399,300	444,400
	64	280,300	347,000	378,900	400,600	445,400
	65	281,400	347,600	379,900	401,700	446,200
	66	283,000	348,300	380,800	402,700	447,200
	67	284,500	349,100	381,700	403,800	448,200
	68	286,100	349,700	382,700	404,800	449,200
	69	287,500	350,300	383,500	405,700	450,000
	70	288,700	351,400	384,400	406,600	451,000
	71	289,600	352,200	385,200	407,500	451,900
	72	291,000	353,200	386,100	408,400	452,900
	73	292,400	354,500	386,900	409,100	453,800
	74	293,500	355,600	387,700	410,000	454,700
	75	294,700	356,700	388,600	410,700	455,700
	76	295,600	357,900	389,500	411,600	456,700
	77	297,000	358,700	390,200	412,300	457,200
	78	298,300	359,600	391,000	413,200	458,100
	79	299,500	360,500	391,600	414,000	458,800
	80	300,600	361,300	392,400	414,900	459,400
	81	301,700	362,100	392,700	415,600	459,600
	82	302,500	363,000	393,400	416,400	459,900
	83	303,300	363,900	394,100	417,300	460,300
	84	304,400	364,800	394,900	418,200	460,600
	85	305,300	365,600	395,500	418,800	460,800
	86	306,000	366,300	396,100	419,700	461,000
	87	306,800	366,900	396,700	420,600	461,200
	88	307,800	367,700	397,400	421,500	461,500
	89	309,000	368,600	398,000	422,000	461,900
	90	309,500	369,400	398,700	422,800	462,200
	91	310,000	370,200	399,400	423,500	462,600
	92	310,700	371,000	400,100	424,400	462,800
	93	311,000	371,600	400,600	425,000	462,900
	94	311,200	372,300	401,200	425,800	463,200
	95	311,400	372,900	401,700	426,700	464,000
	96	311,600	373,700	402,400	427,600	464,900

	97	311,800	374,100	402,700	428,200	465,800
	98		374,800	403,400	429,000	466,600
	99		375,400	404,100	429,600	467,500
	100		376,100	404,800	429,900	468,400
	101		376,800	405,400	430,000	469,200
	102		377,500	406,000	430,300	
	103		378,200	406,400	430,500	
	104		378,900	406,600	430,600	
	105		379,400	406,700	430,900	
	106		380,100	406,800	431,000	
	107		380,800	406,900	431,100	
	108		381,500	407,000	431,300	
	109		382,000	407,100	431,600	
	110		382,700	407,200	431,800	
	111		383,300	407,300	432,000	
	112		384,000	407,400	432,100	
	113		384,400	407,500	432,200	
	114		385,100	407,600	432,400	
	115		385,700	407,700	433,000	
	116		386,400	407,800	433,800	
	117		386,900	407,900	434,600	
	118		387,500			
	119		388,200			
	120		388,900			
	121		389,400			
	122		390,000			
	123		390,700			
	124		391,400			
	125		391,900			
	126		392,400			
	127		392,900			
	128		393,600			
	129		394,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		248,800	264,100	292,000	318,000	361,600

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,500	233,900	284,000	293,200
	2	211,600	235,500	286,400	295,400
	3	212,700	237,200	288,400	297,600
	4	213,800	238,900	290,800	300,000
	5	214,900	240,500	293,200	301,900
	6	216,100	242,100	295,400	303,200
	7	217,300	244,000	297,600	304,200
	8	219,200	245,800	300,000	305,300
	9	220,800	247,300	301,900	305,900
	10	222,600	248,400	303,200	306,900
	11	224,600	249,700	304,200	308,300
	12	226,000	250,900	305,300	309,700
	13	227,400	252,000	305,900	311,000
	14	229,000	253,500	306,900	312,500
	15	230,700	254,700	308,300	314,000
	16	232,300	256,200	309,700	315,200
	17	233,900	257,500	311,000	316,500
	18	235,000	258,900	312,400	318,200
	19	236,400	260,100	313,700	319,800
	20	237,900	261,500	315,200	321,700
	21	239,000	262,800	316,400	322,800
	22	240,900	264,300	318,000	324,700
	23	242,800	265,800	319,500	326,000
	24	244,500	267,200	321,200	327,800
	25	246,200	268,400	322,400	328,800
	26	247,200	270,100	324,200	330,100
	27	248,300	271,700	325,300	331,800
	28	249,000	273,200	327,000	332,800
	29	249,200	274,800	327,900	334,200
	30	250,600	277,000	329,100	335,700
	31	251,900	279,300	330,700	337,100
	32	253,400	281,600	331,600	338,600
	33	254,300	284,000	332,800	340,100
	34	255,600	286,400	334,200	341,000
	35	256,600	288,400	335,700	342,100
	36	258,200	290,800	337,100	343,900
	37	259,100	293,200	338,400	345,300
	38	260,100	295,400	339,400	346,800
	39	261,500	297,600	340,100	348,100
	40	262,700	299,900	341,800	349,600
	41	263,900	301,900	343,200	350,200
	42	265,300	303,200	344,500	351,800
	43	266,300	304,200	345,700	353,300
	44	267,500	305,300	347,300	354,800

	45	268,500	305,900	347,600	355,700
	46	270,000	306,700	349,000	357,100
	47	271,700	307,900	350,500	358,400
	48	273,200	309,100	351,900	359,800
	49	274,500	310,400	352,800	361,200
	50	275,900	311,800	354,100	362,300
	51	277,600	313,100	355,400	363,500
	52	279,400	314,600	356,700	364,600
	53	280,500	315,700	357,900	365,500
	54	282,000	317,200	358,800	367,100
	55	282,800	318,700	359,700	368,700
	56	283,600	320,500	360,700	370,200
	57	283,800	321,600	361,400	371,700
	58	284,000	323,400	362,800	373,500
	59	284,600	324,600	363,900	375,100
	60	285,000	326,300	365,200	377,100
	61	285,600	327,200	366,500	378,400
	62	286,800	328,500	367,800	379,900
	63	287,400	330,000	368,900	381,400
	64	288,400	331,000	370,400	382,800
	65	289,200	332,100	371,300	384,200
	66	290,300	333,300	372,400	386,100
	67	291,200	334,600	373,600	387,800
	68	291,900	336,000	374,500	389,800
	69	292,300	337,600	375,300	391,800
	70	293,300	338,400	376,700	393,600
	71	294,200	339,400	377,900	395,200
	72	295,300	341,000	379,400	397,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	296,100	342,400	380,900	398,900
	74	296,800	343,600	382,500	400,500
	75	297,600	344,700	383,600	402,100
	76	298,400	346,100	385,100	403,500
	77	299,400	346,600	386,200	405,100
	78	300,500	348,000	387,300	406,500
	79	301,100	349,200	388,400	407,700
	80	301,600	350,500	389,500	409,100
	81	302,300	351,300	390,600	410,500
	82	303,100	352,300	391,500	411,500
	83	303,700	353,000	392,400	412,300
	84	304,500	354,000	393,400	413,300
	85	305,000	355,000	394,300	414,400
	86	305,700	355,900	395,100	415,200
	87	306,200	356,800	395,800	416,000
	88	306,800	357,900	396,500	416,800
	89	307,000	358,600	397,300	417,300
	90	307,300	359,800	398,100	418,100
	91	307,900	360,800	398,900	418,900
	92	308,600	362,000	399,700	419,700
	93	308,900	362,900	400,200	420,400

94	309,600	364,200	401,000	421,200
95	310,200	365,200	401,800	421,800
96	310,700	366,500	402,600	422,600
97	311,000	367,100	403,200	423,300
98	311,700	367,900	404,000	424,000
99	312,700	368,900	404,700	424,800
100	313,300	369,600	405,500	425,600
101	313,900	370,400	406,100	426,200
102	314,500	371,300	406,800	427,000
103	315,500	372,000	407,600	427,800
104	316,300	373,000	408,400	428,600
105	316,900	374,000	408,900	429,300
106	317,600	375,000	409,600	430,100
107	318,400	375,900	410,400	430,800
108	319,200	377,000	411,200	431,500
109	320,100	377,800	411,700	432,200
110		378,700	412,500	432,900
111		379,600	413,300	433,600
112		380,400	414,100	434,400
113		381,300	414,600	434,900
114		382,100	415,300	435,700
115		382,800	416,000	436,200
116		383,600	416,600	436,700
117		384,300	417,200	436,900
118		385,100	417,600	437,200
119		385,800	417,900	437,300
120		386,500	418,200	437,400
121		387,200	418,300	437,500
122		387,900	418,400	437,600
123		388,600	418,500	437,700
124		389,300	418,600	437,900
125		389,400	418,700	438,000
126		390,000		
127		390,600		
128		391,100		
129		391,700		
130		392,300		
131		392,800		
132		393,400		
133		394,100		
134		394,700		
135		395,300		
136		395,900		
137		396,300		
138		396,900		
139		397,500		
140		398,100		
141		398,600		
142		399,200		

	143		399,700		
	144		400,300		
	145		400,800		
	146		401,400		
	147		402,000		
	148		402,600		
	149		403,200		
	150		403,800		
	151		404,400		
	152		405,000		
	153		405,500		
定年前再 任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		266,000	273,900	306,700	324,400

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - (2) 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (3) 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第6（第5条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条の2第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第10号)に規定する給料表の適用を受ける職員(管理者が別に定める職員を除く。)となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第11条の2第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第13条の2を削る。

第19条第1項中「、第5条の3」を削る。

第20条中「、第11条第2項及び第13条」を「及び第11条第2項」に改める。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条の2第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)に規定する給料表の適用を受ける職員(管理者が別に定める職員を除く。)となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第11条第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第13条の2を削る。

第19条第1項中「、第5条の3」を削る。

第20条中「、第10条の2第2項及び第13条」を「及び第10条の2第2項」に改める。

(北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成30年北九州市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第9条第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号）に規定する給料表の適用を受ける職員（管理者が別に定める職員を除く。）となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第15条第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第18条を削る。

第26条第1項中「、第7条」を削る。

第27条中「、第14条第2項及び第17条」を「及び第14条第2項」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第27項中「、第11条の2」を「並びに第11条の2」に改め、「及び第14条の2」を削る。

付則別表第1の行政職給料表の項中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に、「400, 800円」を「407, 700円」に改め、同表の消防職給料表の項中「311, 200円」を「318, 100円」に、「351, 600円」を「358, 500円」に、「400, 800円」を「407, 700円」に改め、同表の研究職給料表の項中「322, 900円」を「329, 800円」に、「364, 600円」を「371, 500円」に改め、同表の医療職給料表（2）の項中「311, 200円」を「318, 100円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北九州市職員の給与に関する条例第4条第1項の改正規定、同条例第8条の4第3項の改正規定、同条例第12条第1項ただし書の改正規定、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同条第3項の改正規定、同条例第13条各項の改正規定、同条例第14条第2項の改正規定、同条例第14条の2第1項第2号の改正規定、同条例第15条の2第1項本文の改正規定、同条例第21条の2第2項の改

正規定、同条例第23条第3項の改正規定、同条例第25条の2の2を削る改正規定、同条例第25条の5の改正規定及び同条例付則に1項を加える改正規定、第2条から第4条までの規定並びに第5条中北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第27項の改正規定並びに付則第8項及び付則第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第5条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第7項において同じ。）による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則第7項において「改正後の定年条例等の一部改正等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 令和6年4月1日（次項において「適用日」という。）からこの条例の施行の日（第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 6 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度にお

いて、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定を適用する場合において、改正前の給与条例又は第5条の規定による改正前の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 8 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条及び第13条の規定の適用については、改正後の条例第12条第1項ただし書中「次項第2号から第5号」とあるのは「次項第1号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる配偶者」という。)及び同項第3号から第6号」と、同条第2項中

「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者」

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「7, 500円」とあるのは「5, 500円」と、「4, 000円」、前項第1号」とあるのは「2, 000円」、扶養親族たる父母等については1人につき7, 500円(行6級職員等にあつては、4, 000円)、前項第2号」と、「1万3, 000円」とあるのは「1万1, 000円」と、

改正後の条例第13条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同条第2項本文中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同条第3項第3号中「扶養親族たる父母等及び」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等並びに」と、同項第4号から第6号までの規定中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」とする。

- 9 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第12条及び第13条の規定の適用については、改正後の条例第12条第1項ただし書中「次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。））」とあるのは「次項第1号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる配偶者」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。）並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。））に対しては、支給しないこととし、次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行7級職員等」と、同条第2項中

- 「（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

」

とあるのは

「(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

」

と、同条第3項中「扶養親族たる父母等については1人につき7,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）にあっては、4,000円）、前項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者については1人につき3,500円、扶養親族たる父母等については1人につき7,500円（行6級職員等にあっては、4,000円）、前項第2号」と、「1万3,000円」とあるのは「1万2,000円」と、改正後の条例第13条第1項各号列記以外の部分中「行7級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る」とあるのは「行6級職員等にあっては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等、行7級職員等にあっては扶養親族たる子に限る」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等（行6級職員等となった場合にあっては、扶養親族たる父母等に限る。）がある場合若しくは行6級職員等から行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同項第1号中「行7級職員等に扶養親族たる父母等」とあるのは「行6級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合並びに行7級職員等に扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」と、「及び行7級職員等に扶養親族たる父母等」とあるのは「、行6級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を欠くに至った者がある場合並びに行7級職員等に扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、同条第2項本文中「行7級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る」とあるのは「行6級職員等にあっては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等、行7級職員等にあっては扶養親

族たる子に限る」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」と、「行 7 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「行 7 級職員等以外の職員となった日、行 6 級職員等から行 6 級職員等及び行 7 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 6 級職員等及び行 7 級職員等以外の職員となった日」と、「行 7 級職員等となった日」とあるのは「行 7 級職員等となった日、行 6 級職員等及び行 7 級職員等以外の職員から行 6 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 6 級職員等となった日」と、同条第 3 項各号列記以外の部分中「又は第 3 号」とあるのは「、第 3 号又は第 4 号」と、同項第 2 号中「行 7 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る」とあるのは「行 6 級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等、行 7 級職員等にあつては扶養親族たる子に限る」と、同項第 3 号中「扶養親族たる父母等及び」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等並びに」と、「行 7 級職員等以外」とあるのは「行 6 級職員等及び行 7 級職員等以外」と、同項中

「(4) 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 6 級職員等が行 6 級職員等及び行 7 級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行 7 級職員等以外のものが行 7 級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行 6 級職員等及び行 7 級職員等以外のものが行 6 級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

とあるのは

「(4) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 7 級職員等が行 6 級職員等となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 6 級職員等が行 6 級職員等及び行 7 級職

員等以外の職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの並びに扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行7級職員等となった場合

(7) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行7級職員等となった場合

(8) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行6級職員等となった場合

(9) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

とする。

(委任)

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

新	旧
第 4 条 給料は、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 20 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当を除いた額とする。 2 略 第 8 条の 4 略 2 略 3 第 1 項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （初任給調整手当） 第 11 条の 2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額 31 万円（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に乗じて得た額）を超えない範囲内の額を採用の日から 3 年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略	第 4 条 給料は、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 20 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当を除いた額とする。 2 略 第 8 条の 4 略 2 略 3 第 1 項の規定による号給の決定、前項の規定による給料月額の設定及び第 25 条の 2 の 2 の規定による<u>特定任期付職員業績手当</u>の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （初任給調整手当） 第 11 条の 2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額 30 万 9,200 円（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）を超えない範囲内の額を採用の日から 3 年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略

新	旧
(扶養手当) 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下この条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。）に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) ～ (5) 略 3 扶養手当の月額額は、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき7,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）にあつては、4,000円）、<u>前項第1号に該当する扶養親族</u>（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円とする。 4 略	(扶養手当) 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下この条及び次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。）に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者</u>（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u> 以下同じ。） (2) ～ (6) 略 3 扶養手当の月額額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき7,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）にあつては、4,000円）、<u>前項第2号に該当する扶養親族</u>（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。 4 略

新	旧
第13条 新たに職員となった者に扶養親族（行7級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届けなければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行7級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。） (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行7級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行7級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族等にある場合は、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、そ	第13条 新たに職員となった者に扶養親族（行7級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届けなければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。） (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行7級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行7級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であると

新	旧
の日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行 7 級職員等以外の職員から行 7 級職員等となった職員に扶養親族たる父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 7 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族 (行 7 級職員等) については、扶養親族たる子に限る。) で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日の属する月) から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 略 (2) 略 (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 7 級職員等が行 7 級職員等以外の職員となった場合	きは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行 7 級職員等以外の職員から行 7 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 7 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族 (行 7 級職員等) については、扶養親族たる子に限る。) で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 略 (2) 略 (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 7 級職員等が行 7 級職員等以外の職員となった場合

新	旧
(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった場合 (5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等以外のも のが行7級職員等となった場合 (6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で 行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行6級職員等となった場合 (7) 略 (地域手当) 第14条 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。 3 略 (住居手当) 第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。を)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこ	(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった場合 (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等以外のも のが行7級職員等となった場合 (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行6級職員等となった場合 合 (7) 略 (地域手当) 第14条 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。 3 略 (住居手当) 第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。を)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定

新	旧
これらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2 略 3 略 (単身赴任手当) 第15条の2 公署を異にする異動、<u>在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</u>となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2～4 略 (管理職員特別勤務手当) 第21条の2 略 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	めるもの 2 略 3 略 (単身赴任手当) 第15条の2 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は<u>公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもの</u>のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2～4 略 (管理職員特別勤務手当) 第21条の2 略 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤

新	旧
は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 略 4 略 (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第23条 略 2 略 3 第8条第2項から第13項まで及び第11条の2から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 4 略 (特定任期付職員業績手当) 第25条の5 第10条の2から第13条まで、第14条の2、第18条、第19条第2項、第20条及び第25条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。 付 則 1～68 略 (地域手当に関する特例措置) 69 当分の間、第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4	務手当を支給する。 3 略 4 略 (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第23条 略 2 略 3 第8条第2項から第13項まで、<u>第11条の2から第13条まで及び第14条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 4 略 (特定任期付職員業績手当) 第25条の2の2 <u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> (特定任期付職員に係る給料の調整額等に関する規定の適用除外) 第25条の5 第10条の2から第13条まで、第14条の2、第18条、第19条第2項、第20条、<u>第25条及び第25条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u> 付 則 1～68 略

新	旧
」とあるのは、「100分の3」とする。	

新										旧									
別表第1（第5条関係）										別表第1（第5条関係）									
行政職給料表										行政職給料表									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円		
	1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300	419,600		1	168,400	234,600	260,800	268,000	312,500	348,000	412,600		
	2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600	422,400		2	169,500	236,300	262,500	270,100	314,600	350,600	415,400		
	3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000	425,100		3	170,600	239,000	264,400	272,000	316,700	353,300	418,100		
	4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600	427,800		4	171,700	239,800	266,300	274,300	319,000	356,100	420,800		
	5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800	430,600		5	172,900	241,500	268,000	276,300	321,100	358,600	423,600		
	6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300	433,800		6	174,200	243,100	270,100	278,600	323,400	361,400	426,800		
	7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700	437,000		7	175,400	244,800	272,000	280,800	325,500	364,100	430,000		
	8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400	440,100		8	176,700	246,500	274,300	283,000	327,900	366,800	433,100		
	9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700	443,300		9	177,800	248,200	276,100	285,200	329,800	369,700	436,300		
	10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000	446,600		10	179,500	249,700	278,400	287,400	332,200	372,300	439,600		
	11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000	449,900		11	181,000	251,000	280,600	289,300	334,300	374,700	442,900		
	12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600	384,900	453,200		12	182,600	252,300	282,800	291,500	336,700	377,200	446,200		
	13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400	386,700	456,500		13	184,300	253,000	284,800	293,700	338,700	379,700	449,500		
	14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,200	459,800		14	186,000	254,300	287,000	296,200	340,800	382,400	452,800		
	15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700	462,900		15	187,600	255,700	288,900	298,500	342,800	385,000	455,900		
	16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600	466,200		16	189,400	257,200	291,100	300,600	344,900	387,900	459,200		
	17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300	469,400		17	191,000	258,600	293,100	302,800	346,900	390,600	462,400		
	18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000	472,800		18	192,800	260,000	295,400	305,100	349,100	393,400	465,800		
	19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800	476,100		19	194,500	261,600	297,600	307,500	351,400	396,300	469,100		
	20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600	479,400		20	196,400	263,200	299,700	309,900	353,900	399,100	472,400		
	21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100	482,800		21	198,100	264,800	301,900	311,900	356,000	401,600	475,800		
	22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700	486,200		22	200,000	266,600	304,200	314,000	358,400	404,200	479,200		
	23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300	489,700		23	201,700	268,300	306,300	316,100	360,800	406,800	482,700		
	24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000	493,100		24	203,200	270,200	308,600	318,400	363,000	409,500	486,100		
	25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300	496,200		25	204,800	271,700	310,500	320,300	365,500	411,800	489,200		
	26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800	499,600		26	206,400	273,800	312,200	322,600	367,700	414,300	492,600		
	27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300	503,000		27	208,000	275,700	314,200	324,600	369,800	416,800	496,000		
	28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900	506,500		28	209,600	277,600	316,200	326,900	372,000	419,400	499,500		
	29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400	509,700		29	211,200	279,300	318,000	328,800	374,000	421,900	502,700		
	30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900	513,200		30	212,800	281,200	319,800	331,000	376,400	424,400	506,200		
	31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400	516,600		31	214,400	282,800	321,500	333,100	378,700	426,900	509,700		
	32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800	520,200		32	216,300	284,700	323,500	335,400	381,200	429,300	513,300		
	33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200	523,400		33	218,100	286,500	325,500	337,300	383,300	431,700	516,500		
	34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700	526,700		34	219,900	288,500	327,400	339,200	385,600	434,200	519,800		
	35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200	530,000		35	221,600	290,500	329,100	341,200	387,800	436,700	523,100		
	36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700	533,400		36	223,400	292,100	331,100	343,200	390,100	439,200	526,500		
	37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100	536,500		37	225,100	294,100	332,800	345,000	392,000	441,600	529,600		
	38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600	538,600		38	227,000	295,900	334,600	347,000	394,300	444,100	531,700		
	39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800	540,700		39	228,700	298,000	336,300	349,400	396,600	446,300	533,800		
	40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200	542,800		40	230,500	300,100	337,900	351,700	399,000	448,700	535,900		

新										旧									
41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700	544,800	41	231,900	302,000	339,600	353,700	401,200	451,200	537,900				
42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900	545,700	42	233,500	303,700	341,200	355,900	403,200	453,400	538,800				
43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100	546,600	43	235,200	305,500	342,900	358,100	405,300	455,600	539,700				
44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300	547,500	44	236,800	307,500	344,700	360,200	407,300	457,800	540,600				
45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400	548,400	45	238,000	309,400	346,300	362,400	409,300	459,900	541,500				
46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200	549,100	46	239,700	311,100	348,000	364,500	411,300	461,700	542,200				
47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100	549,700	47	241,400	313,000	349,700	366,500	413,300	463,600	542,800				
48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000	550,400	48	243,200	314,900	351,300	368,600	415,400	465,500	543,500				
49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500	551,400	49	244,600	316,900	353,100	370,500	417,300	467,000	544,500				
50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200	552,200	50	246,300	318,600	354,600	372,400	419,000	468,700	545,300				
51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900	553,100	51	247,500	320,100	356,100	374,300	420,800	470,400	546,200				
52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700	553,900	52	248,700	321,900	357,700	376,200	422,600	472,200	547,000				
53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400	554,300	53	249,100	323,400	359,100	378,100	424,100	473,900	547,400				
54	267,500	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200	554,600	54	250,100	325,000	360,500	379,900	425,700	475,700	547,900				
55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800	555,500	55	251,100	326,600	361,800	381,700	427,200	477,400	548,600				
56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500	556,600	56	252,200	328,200	363,200	383,500	428,900	479,100	549,700				
57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200	557,400	57	253,300	329,800	364,700	384,900	430,400	480,800	550,500				
58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900		58	254,400	331,000	366,000	386,500	431,900	482,500					
59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,300	490,600		59	255,600	332,300	367,300	388,200	433,200	484,200					
60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400		60	256,900	333,600	368,700	389,800	434,700	486,000					
61	274,200	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000		61	258,000	334,800	369,600	391,200	436,200	487,600					
62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400		62	259,300	336,100	370,700	392,400	437,200	489,000					
63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600		63	260,600	337,200	372,000	393,600	438,300	490,200					
64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700		64	262,200	338,300	373,300	394,900	439,300	491,300					
65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,800		65	263,400	339,500	374,400	396,000	440,100	492,000					
66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800		66	264,900	340,500	375,300	397,000	441,100	492,400					
67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200		67	266,400	341,700	376,300	398,100	442,100	492,800					
68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500		68	268,100	342,900	377,300	399,100	443,100	493,100					
69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,800		69	269,300	343,900	378,100	400,000	443,900	493,400					
70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900		70	270,400	345,100	379,000	400,900	444,900	493,500					
71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200		71	271,300	346,200	379,800	401,800	445,900	493,800					
72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500		72	272,500	347,300	380,700	402,700	446,900	494,100					
73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900		73	273,800	348,600	381,500	403,400	447,800	494,800					
74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100		74	275,000	349,800	382,300	404,300	448,700	494,800					
75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400		75	276,300	351,000	383,200	405,000	449,700	495,100					
76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500		76	277,200	352,300	384,100	405,900	450,700	495,200					
77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800		77	278,200	353,200	384,800	406,600	451,300	495,500					
78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000		78	279,300	354,100	385,600	407,500	452,200	495,700					
79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900		79	280,500	355,100	386,200	408,300	452,900	496,600					
80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800		80	281,600	356,100	387,000	409,200	453,500	497,500					
81	291,700	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700		81	282,400	356,900	387,300	409,900	453,700	498,400					
82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900			82	283,200	357,800	388,000	410,700	454,000						
83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300			83	284,000	358,700	388,700	411,600	454,400						
84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600			84	285,000	359,600	389,500	412,500	454,700						
85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800			85	285,800	360,400	390,100	413,100	455,000						
86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000			86	286,500	361,100	390,700	414,000	455,200						
87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200			87	287,400	361,700	391,300	414,900	455,400						
88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500			88	288,400	362,500	392,000	415,800	455,700						

新										旧									
	136			395,900							136			391,000					
	137			396,000							137			391,100					
定年		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月
前年		額	額		額	額		額	額	額		額	額		額	額		額	額
任用		円	円		円	円		円	円	円		円	円		円	円		円	円
短時		246,200	264,100		292,000	318,000		361,600	421,700	491,300		239,300	257,200		285,100	311,100		354,700	414,800
間勤																			
務職																			
員																			

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

新										旧									
別表第2（第5条関係）										別表第2（第5条関係）									
消費職給料表										消費職給料表									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円		
1	1	202,000	255,700	262,100	288,300	328,500	359,300	419,600	1	1	177,800	234,600	241,500	268,000	312,500	348,000	412,600		
2	2	204,000	257,300	263,500	290,400	330,300	361,600	422,400	2	2	179,500	236,300	243,100	270,100	314,600	350,600	415,400		
3	3	205,900	258,700	265,100	292,300	332,000	364,000	425,100	3	3	181,000	238,000	244,800	272,000	316,700	353,300	418,100		
4	4	207,700	260,400	266,800	294,600	334,100	366,600	427,800	4	4	182,600	239,800	246,500	274,300	319,000	356,100	420,800		
5	5	209,600	262,100	268,500	296,400	335,600	368,800	430,600	5	5	184,300	241,500	248,200	276,300	321,100	358,600	423,600		
6	6	211,400	263,500	270,300	298,700	337,900	371,300	433,800	6	6	186,000	243,100	250,000	278,600	323,400	361,400	426,800		
7	7	213,200	265,100	271,900	300,800	339,800	373,700	437,000	7	7	187,600	244,800	251,600	280,800	325,500	364,100	430,000		
8	8	215,200	266,800	273,500	302,900	341,800	376,400	440,100	8	8	189,400	246,500	253,200	283,000	327,900	366,800	433,100		
9	9	217,000	268,500	274,300	304,700	343,400	378,700	443,300	9	9	191,000	248,200	254,000	285,200	329,800	369,700	436,300		
10	10	218,900	270,000	276,000	306,500	345,500	381,000	446,600	10	10	192,800	249,700	255,700	287,400	332,200	372,300	439,600		
11	11	220,800	271,300	277,700	308,300	347,400	383,000	449,900	11	11	194,500	251,000	257,400	289,300	334,300	374,700	442,900		
12	12	222,000	272,500	279,500	309,900	349,600	384,900	453,200	12	12	196,400	252,300	259,200	291,500	336,700	377,200	446,200		
13	13	223,100	273,100	281,100	311,700	351,400	386,700	456,500	13	13	198,100	253,000	260,800	293,700	338,700	379,700	449,500		
14	14	224,400	274,400	282,800	314,000	353,000	389,200	459,800	14	14	200,000	254,300	262,500	296,200	340,800	382,400	452,800		
15	15	225,500	275,800	284,700	316,200	354,700	391,700	462,900	15	15	201,700	255,700	264,400	298,500	342,800	385,000	455,900		
16	16	227,000	277,300	286,600	317,900	356,400	394,600	466,200	16	16	203,200	257,200	266,300	300,600	344,900	387,900	459,200		
17	17	228,500	278,700	288,300	320,000	358,000	397,300	469,400	17	17	204,800	258,600	268,000	302,800	346,900	390,600	462,400		
18	18	230,100	280,100	290,400	321,900	360,000	400,000	472,800	18	18	206,400	260,000	270,100	305,100	349,100	393,400	465,800		
19	19	231,600	281,700	292,300	323,900	362,100	402,800	476,100	19	19	208,000	261,600	272,000	307,500	351,400	396,300	469,100		
20	20	233,100	283,300	294,600	326,100	364,300	405,600	479,400	20	20	209,600	263,200	274,300	309,900	353,900	399,100	472,400		
21	21	234,500	284,900	296,200	327,900	366,100	408,100	482,800	21	21	211,200	264,800	276,100	311,900	356,000	401,600	475,800		
22	22	236,000	286,700	298,500	329,700	368,200	410,700	486,200	22	22	212,800	266,600	278,400	314,000	358,400	404,200	479,200		
23	23	237,300	288,400	300,600	331,400	370,300	413,300	489,700	23	23	214,400	268,300	280,600	316,100	360,800	406,800	482,700		
24	24	238,900	290,300	302,700	333,500	372,300	416,000	493,100	24	24	216,300	270,200	282,800	318,400	363,000	409,500	486,100		
25	25	240,500	291,500	304,200	334,800	374,300	418,300	496,200	25	25	218,100	271,700	284,800	320,300	365,500	411,800	489,200		
26	26	242,100	293,500	306,000	337,000	376,300	420,800	499,600	26	26	219,900	273,800	287,000	322,600	367,700	414,300	492,600		
27	27	243,600	295,200	307,900	338,800	377,900	423,300	503,000	27	27	221,600	275,700	288,900	324,600	369,800	416,800	496,000		
28	28	245,400	297,100	309,500	340,700	379,600	425,900	506,500	28	28	223,400	277,600	291,100	326,900	372,000	419,400	499,500		
29	29	246,800	298,400	310,900	342,300	380,800	428,400	509,700	29	29	225,100	279,300	293,100	328,800	374,000	421,900	502,700		
30	30	248,600	299,800	313,200	344,300	383,200	430,900	513,200	30	30	227,000	281,200	295,400	331,000	376,400	424,400	506,200		
31	31	250,100	301,400	315,300	346,100	385,200	433,400	516,600	31	31	228,700	282,800	297,500	333,100	378,700	426,900	509,700		
32	32	251,800	302,700	317,000	348,300	387,600	435,800	520,200	32	32	230,500	284,700	299,700	335,400	381,200	429,300	513,300		
33	33	253,000	304,300	319,000	349,900	389,700	438,200	523,400	33	33	231,900	286,500	301,900	337,300	383,300	431,700	516,500		
34	34	254,500	305,900	321,000	351,300	392,000	440,700	526,700	34	34	233,500	288,500	304,200	339,200	385,600	434,200	519,800		
35	35	255,900	307,600	322,600	353,000	394,100	443,200	530,000	35	35	235,200	290,500	306,300	341,200	387,800	436,700	523,100		
36	36	257,200	309,000	324,700	354,600	396,400	445,700	533,400	36	36	236,800	292,100	308,600	343,200	390,100	439,200	526,500		
37	37	258,300	311,000	326,200	356,000	398,300	448,100	536,500	37	37	238,000	294,100	310,500	345,000	392,000	441,600	529,600		
38	38	259,900	312,300	327,800	358,100	400,500	450,600	538,600	38	38	239,700	295,900	312,200	347,000	394,300	444,100	531,700		
39	39	261,200	313,800	329,300	360,000	402,700	452,800	540,700	39	39	241,400	298,000	314,200	349,400	396,600	446,300	533,800		
40	40	262,800	315,800	331,000	362,000	405,100	455,200	542,800	40	40	243,200	300,100	316,200	351,700	399,000	448,700	535,900		

新										旧									
41	263,900	317,400	332,300	363,700	407,300	457,700	544,800	41	244,600	302,000	318,000	353,700	401,200	451,200	537,900				
42	265,100	318,900	334,100	365,600	409,300	459,900	545,700	42	246,300	303,700	319,800	355,900	403,200	453,400	538,800				
43	266,000	320,300	335,600	367,500	411,400	462,100	546,600	43	247,500	305,500	321,600	358,100	405,300	455,600	539,700				
44	266,700	322,000	337,300	369,500	413,400	464,300	547,500	44	248,700	307,500	323,600	360,200	407,300	457,800	540,600				
45	267,000	323,400	338,800	370,900	415,400	466,400	548,400	45	249,100	309,400	325,500	362,400	409,300	459,900	541,500				
46	267,500	325,000	340,400	373,000	417,400	468,200	549,100	46	250,100	311,100	327,400	364,500	411,300	461,700	542,200				
47	268,100	326,700	341,800	374,400	419,400	470,100	549,700	47	251,100	313,000	329,100	366,500	413,300	463,600	542,800				
48	269,100	328,200	343,800	376,000	421,500	472,000	550,400	48	252,200	314,900	331,100	368,600	415,400	465,500	543,500				
49	269,800	329,900	345,200	377,300	423,400	473,500	551,400	49	253,300	316,900	332,800	370,500	417,300	467,000	544,500				
50	270,800	331,300	346,500	379,200	425,100	475,200	552,200	50	254,400	318,600	334,600	372,400	419,000	468,700	545,300				
51	272,000	332,500	348,000	380,800	426,900	476,900	553,100	51	255,600	320,100	336,300	374,300	420,800	470,400	546,200				
52	273,300	334,200	349,200	382,600	428,700	478,700	553,900	52	256,900	321,900	337,900	376,200	422,600	472,200	547,000				
53	274,200	335,500	350,200	384,400	430,200	480,400	554,300	53	258,000	323,400	339,600	378,100	424,100	473,900	547,400				
54	274,800	336,600	351,800	386,200	431,800	482,200	554,600	54	259,300	325,000	341,200	379,900	425,700	475,700	547,700				
55	275,300	337,900	353,300	387,900	433,300	483,800	555,500	55	260,600	326,600	342,900	381,700	427,200	477,400	548,600				
56	276,600	339,100	354,800	389,700	435,000	485,500	556,600	56	262,200	328,200	344,700	383,500	428,900	479,100	549,700				
57	277,500	340,200	356,100	391,000	436,500	487,200	557,400	57	263,400	329,800	346,300	384,900	430,400	480,800	550,500				
58	278,700	341,300	357,400	392,500	438,000	488,900		58	264,900	331,000	348,000	386,500	431,900	482,500					
59	279,900	342,300	358,800	394,000	439,300	490,600		59	266,400	332,300	349,700	388,200	433,200	484,200					
60	281,300	343,300	360,300	395,500	440,800	492,400		60	268,100	333,600	351,300	389,800	434,700	486,000					
61	282,200	344,200	361,500	396,900	442,300	494,000		61	269,300	334,800	353,100	391,200	436,200	487,600					
62	283,000	345,200	362,600	398,100	443,300	495,400		62	270,400	336,100	354,600	392,400	437,200	489,000					
63	283,600	346,000	363,800	399,300	444,400	496,600		63	271,300	337,200	356,100	393,600	438,300	490,200					
64	284,700	347,000	364,700	400,600	445,400	497,700		64	272,500	338,300	357,700	394,900	439,300	491,300					
65	285,600	347,600	365,500	401,700	446,200	498,400		65	273,800	339,500	359,100	396,000	440,100	492,000					
66	286,400	348,300	366,900	402,700	447,200	498,800		66	275,000	340,500	360,500	397,000	441,100	492,400					
67	287,400	349,100	368,100	403,800	448,200	499,200		67	276,300	341,700	361,800	398,100	442,100	492,800					
68	288,000	349,700	369,500	404,800	449,200	499,500		68	277,200	342,900	363,200	399,100	443,100	493,100					
69	288,700	350,300	371,000	405,700	450,000	499,800		69	278,200	343,900	364,700	400,000	443,900	493,400					
70	289,500	351,400	372,200	406,600	451,000	499,900		70	279,300	345,100	366,000	400,900	444,900	493,500					
71	290,400	352,200	373,300	407,500	451,900	500,200		71	280,500	346,200	367,300	401,800	445,900	493,800					
72	291,200	353,200	374,600	408,400	452,900	500,500		72	281,600	347,300	368,700	402,700	446,900	494,100					
73	291,700	354,500	375,400	409,100	453,800	500,900		73	282,400	348,600	369,600	403,400	447,800	494,600					
74	292,200	355,600	376,500	410,000	454,700	501,100		74	283,200	349,800	370,700	404,300	448,700	494,800					
75	292,700	356,700	377,700	410,700	455,700	501,400		75	284,000	351,000	372,000	405,000	449,700	495,100					
76	293,400	357,900	378,900	411,600	456,700	501,500		76	285,000	352,300	373,300	405,900	450,700	495,200					
77	294,000	358,700	379,900	412,300	457,200	501,800		77	285,800	353,200	374,400	406,600	451,300	495,500					
78	294,500	359,600	380,800	413,200	458,100	502,000		78	286,500	354,100	375,300	407,500	452,000	495,700					
79	295,100	360,500	381,700	414,000	458,800	502,900		79	287,400	355,100	376,300	408,300	452,900	496,600					
80	296,000	361,300	382,700	414,900	459,400	503,800		80	288,400	356,100	377,300	409,200	453,500	497,500					
81	296,700	362,100	383,500	415,600	459,600	504,700		81	289,300	356,900	378,100	409,900	453,700	498,400					
82	297,500	363,000	384,400	416,400	459,900			82	290,300	357,800	379,000	410,700	454,000						
83	298,200	363,900	385,200	417,300	460,300			83	291,200	358,700	379,800	411,600	454,400						
84	298,800	364,800	386,100	418,200	460,600			84	292,200	359,600	380,700	412,500	454,700						
85	299,500	365,600	386,900	418,800	460,800			85	292,900	360,400	381,500	413,100	455,000						
86	300,100	366,300	387,700	419,700	461,000			86	293,700	361,100	382,300	414,000	455,200						
87	300,800	366,900	388,600	420,600	461,200			87	294,700	361,700	383,200	414,900	455,400						
88	301,400	367,700	389,500	421,500	461,500			88	295,500	362,500	384,100	415,800	455,700						

新					旧						
89	302,000	368,600	390,200	422,000	461,900	89	296,200	363,400	384,800	416,300	456,100
90	302,500	369,400	391,000	422,800	462,200	90	296,900	364,200	385,600	417,100	456,400
91	303,000	370,200	391,600	423,500	462,600	91	297,600	365,000	386,200	417,900	456,800
92	303,500	371,000	392,400	424,400	462,800	92	298,400	365,800	387,000	418,800	457,000
93	304,200	371,600	392,700	425,000	462,900	93	299,100	366,400	387,300	419,400	457,100
94	304,800	372,300	393,400	425,800	463,200	94	299,800	367,100	388,000	420,200	457,400
95	305,500	372,900	394,100	426,700	464,000	95	300,500	367,700	388,700	421,100	458,200
96	306,200	373,700	394,900	427,600	464,900	96	301,200	368,500	389,500	422,000	459,100
97	306,900	374,100	395,500	428,200	465,800	97	301,900	368,900	390,100	422,600	460,000
98	307,600	374,800	396,100	429,000	466,600	98	302,700	369,600	390,700	423,400	460,800
99	308,300	375,400	396,700	429,600	467,500	99	303,400	370,200	391,300	424,000	461,700
100	309,100	376,100	397,400	429,900	468,400	100	304,200	370,900	392,000	424,400	462,600
101	309,700	376,800	398,000	430,000	469,200	101	304,800	371,600	392,600	424,500	463,400
102	310,500	377,500	398,700	430,300	470,200	102	305,600	372,300	393,300	424,800	464,400
103	311,300	378,200	399,400	430,500	471,200	103	306,400	373,000	394,000	425,100	465,400
104	312,100	378,900	400,100	430,600	472,100	104	307,200	373,700	394,700	425,200	466,300
105	312,800	379,400	400,600	430,900	472,900	105	307,900	374,200	395,200	425,500	467,100
106	313,600	380,100	401,200	431,000		106	308,700	374,900	395,800	425,600	
107	314,400	380,800	401,700	431,100		107	309,500	375,600	396,500	425,700	
108	315,100	381,500	402,400	431,300		108	310,200	376,300	397,200	425,900	
109	315,800	382,000	402,700	431,600		109	310,900	376,800	397,500	426,200	
110	316,500	382,700	403,400	431,800		110	311,600	377,500	398,200	426,400	
111	317,200	383,300	404,100	432,000		111	312,300	378,200	398,900	426,600	
112	317,900	384,000	404,800	432,100		112	313,000	378,900	399,600	426,700	
113	318,500	384,400	405,400	432,200		113	313,700	379,300	400,200	426,800	
114	318,900	385,100	406,000	432,400		114	314,100	380,000	400,800	427,000	
115	319,300	385,700	406,400	433,000		115	314,500	380,600	401,200	427,600	
116	319,600	386,400	406,600	433,800		116	314,800	381,300	401,500	428,400	
117	319,900	386,900	406,700	434,600		117	315,100	381,800	401,600	429,200	
118		387,500	406,800	435,400		118		382,400	401,700	430,000	
119		388,200	406,900	436,200		119		383,100	401,800	430,800	
120		388,900	407,000	437,000		120		383,800	401,900	431,600	
121		389,400	407,100	437,900		121		384,300	402,000	432,500	
122		390,000	407,200			122		385,000	402,100		
123		390,700	407,300			123		385,700	402,200		
124		391,400	407,400			124		386,400	402,300		
125		391,900	407,500			125		386,900	402,400		
126		392,400	407,600			126		387,400	402,500		
127		392,900	407,700			127		387,900	402,600		
128		393,600	407,800			128		388,600	402,700		
129		394,000	407,900			129		389,100	402,800		
130		394,700	408,200			130		389,800	403,100		
131		395,300	408,600			131		390,400	403,500		
132		396,000	409,300			132		391,100	404,200		
133		396,500	409,700			133		391,600	404,600		
134		397,200	410,400			134		392,300	405,300		
135		397,900	411,100			135		393,000	406,000		

新										旧									
	136		398,600	411,800							136		393,700	406,700					
	137		399,100	412,200							137		394,200	407,100					
定年		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月		基準給料月	基準給料月	基準給料月
前年		額	額		額	額		額	額	額	額	額		額	額		額	額	額
任用		円	円		円	円		円	円	円	円	円		円	円		円	円	円
短時		260,500	271,700		299,900	326,100		361,600	421,700	491,300	253,600	264,800		293,000	319,200		354,700	414,800	484,400
間勤																			
務職																			
員																			

備考

1
この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2
任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額、1級3号給の給料月額に相当する額とする

備考

1
この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2
任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額、1級3号給の給料月額に相当する額とする

		新					旧				
別表第3 (第5条関係)		教 育 職 給 料 表					教 育 職 給 料 表				
ア 教育職給料表(1)		ア 教育職給料表(1)					ア 教育職給料表(1)				
職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	1	200,600	240,700	301,400	327,300	397,000	177,600	211,800	276,500	308,200	387,700
	2	202,100	243,200	303,400	330,100	399,200	179,100	214,100	278,900	311,100	390,200
	3	203,600	245,800	305,400	332,800	401,500	180,600	216,400	281,000	313,800	392,800
	4	205,100	248,200	307,500	335,700	403,800	182,100	218,700	283,200	316,800	395,400
	5	206,700	251,000	309,400	338,200	406,400	183,700	221,100	285,500	319,300	398,000
	6	209,400	251,800	310,900	340,800	408,200	185,600	222,800	287,400	322,000	400,000
	7	211,800	252,600	312,400	343,400	409,800	187,400	224,300	289,300	324,600	401,900
	8	214,200	253,600	314,100	346,000	411,300	189,200	226,000	291,200	327,300	403,900
	9	216,600	254,600	315,600	348,800	413,000	190,900	227,700	293,000	330,100	405,900
	10	219,100	255,700	317,200	350,500	414,700	193,000	228,900	295,100	332,300	407,800
	11	221,500	256,800	319,100	352,100	416,400	195,000	230,100	297,500	334,500	409,600
	12	223,800	257,900	320,200	353,600	417,900	197,000	231,300	299,200	336,700	411,400
	13	226,300	259,300	322,200	355,200	419,400	198,900	232,800	301,500	338,900	413,100
	14	228,600	260,700	323,700	356,800	421,200	201,000	234,300	303,400	340,900	414,900
	15	231,000	262,000	324,800	358,400	423,100	203,100	235,600	305,200	342,900	416,800
	16	233,300	263,600	326,400	359,500	424,900	205,200	237,200	307,000	344,800	418,600
	17	235,500	264,500	328,200	361,400	426,700	207,300	238,300	309,100	346,900	420,400
	18	238,500	266,200	330,400	362,600	428,400	209,900	240,300	311,400	348,600	422,100
	19	241,200	267,600	332,600	364,500	430,100	212,300	242,100	313,700	350,800	423,800
	20	243,700	269,300	335,300	366,100	431,600	214,700	244,000	316,400	352,800	425,300
	21	246,500	270,700	337,200	367,400	433,000	217,100	245,600	318,300	354,400	426,700
	22	247,300	272,800	339,300	369,300	434,400	218,800	248,200	320,600	356,500	428,100
	23	248,100	275,000	341,300	371,000	436,300	220,300	250,700	322,600	358,400	430,000
	24	249,100	277,600	343,700	372,400	438,200	222,000	253,300	325,100	360,200	431,900
	25	249,800	280,100	346,200	374,100	439,900	223,400	255,800	327,600	362,100	433,600
	26	250,700	283,400	347,800	375,600	441,600	224,400	259,100	329,800	364,100	435,300
	27	251,800	286,400	349,400	377,100	443,300	225,600	262,200	331,900	365,900	437,000
	28	253,000	289,500	350,700	378,600	445,100	226,900	265,400	333,900	367,800	438,800
	29	253,900	292,500	352,100	379,800	446,800	228,000	268,400	335,900	369,300	440,500
	30	255,300	295,500	353,200	381,800	448,700	229,400	271,600	337,500	371,500	442,400
	31	256,500	298,500	354,800	383,300	450,500	230,600	274,600	339,500	373,400	444,200
	32	257,800	301,400	356,000	385,200	452,300	232,000	277,600	341,400	375,700	446,000
	33	258,600	304,200	357,300	387,000	454,000	233,000	280,700	343,000	377,900	447,700
	34	260,000	306,300	358,900	389,100	455,800	234,700	283,200	345,000	380,300	449,500
	35	261,300	308,700	360,600	391,100	457,600	236,400	285,900	347,000	382,600	451,300
	36	262,600	311,300	362,100	393,200	459,400	237,900	288,600	348,900	385,000	453,100
	37	263,600	314,000	363,900	395,500	461,000	239,200	291,500	351,000	387,300	454,700
	38	264,800	315,200	365,800	397,600	462,700	240,900	293,200	353,100	389,600	456,400
	39	265,900	316,500	367,600	399,600	464,600	242,500	295,100	355,100	391,900	458,300

新		旧									
40	267,300	317,500	369,000	401,500	466,300	40	244,100	296,700	356,900	394,300	460,000
41	268,700	318,800	370,500	403,600	467,900	41	245,500	298,300	358,600	396,700	461,700
42	270,100	320,600	372,100	405,100	469,500	42	247,300	300,500	360,700	398,400	463,300
43	270,900	322,200	373,500	406,500	471,100	43	248,600	302,700	362,400	399,900	464,900
44	272,100	324,200	375,100	407,900	472,600	44	250,100	304,900	364,400	401,600	466,400
45	272,900	325,800	376,500	409,000	474,100	45	251,400	306,900	366,100	402,700	467,900
46	273,300	328,100	378,200	410,200	475,200	46	252,300	309,200	368,000	404,000	469,000
47	274,500	330,000	379,400	411,500	476,500	47	253,700	311,200	369,600	405,300	470,300
48	276,000	332,500	380,900	412,700	477,800	48	255,400	313,800	371,500	406,500	471,600
49	276,700	334,500	382,000	414,400	479,000	49	256,700	315,800	373,000	408,200	472,800
50	277,100	336,700	383,700	415,600	479,600	50	257,800	318,100	375,000	409,500	473,400
51	278,100	338,800	385,500	416,800	480,300	51	259,300	320,200	377,100	410,700	474,100
52	278,900	340,800	387,300	418,100	481,000	52	260,700	322,300	379,200	412,000	474,800
53	280,000	342,900	389,300	419,500	481,500	53	262,000	324,400	381,200	413,500	475,400
54	280,400	344,100	391,200	420,700		54	262,800	326,300	383,300	414,700	
55	280,700	345,500	392,900	422,200		55	263,700	328,200	385,300	416,200	
56	281,400	346,700	394,500	423,800		56	264,600	330,100	387,400	417,800	
57	282,200	347,800	396,100	425,400		57	265,800	331,800	389,500	419,400	
58	283,000	349,400	398,300	426,800		58	266,700	333,800	391,700	420,800	
59	284,100	350,900	400,300	428,200		59	267,900	335,800	393,800	422,200	
60	284,900	352,100	402,200	429,600		60	268,900	337,700	395,900	423,600	
61	286,000	353,700	404,000	431,300		61	270,000	339,600	397,700	425,300	
62	287,000	355,400	404,700	432,800		62	271,200	341,600	398,700	426,800	
63	288,200	357,200	406,000	434,400		63	272,400	343,700	400,000	428,400	
64	289,600	358,900	407,200	435,900		64	273,900	345,800	401,200	429,900	
65	290,900	360,300	408,400	437,400		65	275,200	347,500	402,400	431,400	
66	291,600	362,300	409,700	438,900		66	276,500	349,700	403,700	432,900	
67	292,300	363,900	411,000	440,100		67	277,700	351,500	405,000	434,100	
68	292,800	365,400	412,100	441,300		68	278,800	353,400	406,100	435,300	
69	293,200	366,900	413,300	442,500		69	279,700	355,100	407,300	436,500	
70	293,900	368,200	414,400	443,800		70	280,800	356,900	408,600	437,800	
71	294,700	369,700	415,800	445,100		71	282,000	358,700	410,000	439,100	
72	295,000	371,200	417,100	446,300		72	282,900	360,600	411,300	440,300	
73	295,800	372,500	418,200	447,400		73	284,000	362,200	412,400	441,500	
74	296,500	374,000	419,300	448,600		74	285,000	363,900	413,500	442,700	
75	297,300	375,100	420,400	449,800		75	286,100	365,400	414,600	443,900	
76	298,100	376,500	421,800	451,000		76	287,200	367,200	416,000	445,100	
77	298,800	377,800	423,100	452,200		77	288,200	368,900	417,300	446,300	
78	299,600	379,400	424,300	453,200		78	289,200	370,800	418,500	447,300	
79	300,400	381,100	425,300	454,400		79	290,200	372,800	419,500	448,500	
80	301,100	382,600	426,400	455,600		80	291,200	374,600	420,600	449,700	
81	301,800	384,300	427,600	456,700		81	292,100	376,300	421,800	450,800	
82	302,400	385,900	428,800	457,200		82	293,100	378,100	423,000	451,300	
83	303,000	387,300	430,000	457,700		83	294,000	379,800	424,200	451,800	
84	303,700	388,600	431,000	458,200		84	295,000	381,600	425,200	452,300	
85	304,400	389,800	432,000	458,700		85	296,000	383,200	426,200	452,800	
86	305,200	391,500	433,000			86	297,000	385,000	427,200		

新			旧		
87	306,200	393,200	298,200	386,800	428,200
88	306,700	394,900	299,300	388,600	429,200
89	307,000	396,200	299,800	390,000	430,100
90	307,800	397,000	300,800	391,000	430,900
91	308,600	398,200	301,900	392,200	431,700
92	309,600	399,200	303,100	393,200	432,500
93	310,600	400,600	304,100	394,600	433,300
94	311,500	401,500	305,200	395,500	433,500
95	312,400	402,400	306,300	396,400	433,900
96	313,300	403,300	307,400	397,300	434,300
97	314,200	404,100	308,600	398,100	434,700
98	315,000	404,700	309,600	399,000	434,900
99	316,000	405,800	310,700	400,100	435,200
100	317,000	406,800	311,800	401,100	435,500
101	317,800	407,500	312,800	401,800	435,800
102	318,600	408,400	313,800	402,700	436,100
103	319,600	409,100	314,900	403,400	436,400
104	320,500	409,900	315,900	404,200	436,600
105	321,500	410,600	316,900	405,000	436,800
106	321,800	411,500	317,300	405,900	437,100
107	322,300	412,300	317,800	406,700	437,300
108	322,800	413,000	318,300	407,400	437,500
109	323,400	413,600	318,900	408,000	437,700
110	323,900	414,300	319,400	408,700	438,000
111	324,200	415,000	319,700	409,400	438,200
112	324,700	415,600	320,200	410,000	438,400
113	325,100	416,200	320,700	410,600	438,600
114	325,500	416,700	321,100	411,100	438,900
115	326,000	417,100	321,600	411,500	439,200
116	326,500	417,500	322,100	411,900	439,400
117	327,100	417,800	322,700	412,300	439,600
118	327,400	418,100	323,000	412,600	
119	327,700	418,400	323,300	412,900	
120	328,000	418,600	323,600	413,100	
121	328,200	418,800	323,800	413,300	
122	328,500	418,900	324,100	413,400	
123	328,800	419,200	324,400	413,700	
124	329,100	419,400	324,700	413,900	
125	329,300	419,600	324,900	414,100	
126	329,500	419,800	325,100	414,300	
127	329,700	420,000	325,300	414,600	
128	329,900	420,200	325,600	414,800	
129	330,000	420,400	325,700	415,000	
130	330,200	420,700	325,900	415,300	
131	330,500	421,000	326,200	415,600	
132	330,800	421,200	326,500	415,800	
133	331,000	421,400	326,700	416,000	

新										旧									
134	331,200									134	326,900								
135	331,500									135	327,200								
136	331,700									136	327,400								
137	332,000									137	327,700								
138	332,200									138	327,900								
139	332,500									139	328,200								
140	332,800									140	328,500								
141	333,000									141	328,700								
142	333,200									142	328,900								
143	333,500									143	329,200								
144	333,800									144	329,500								
145	334,000									145	329,700								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	252,900			289,500		318,200		346,300			246,000			311,300		339,400			383,100

備考

1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定め
るものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該
各号に定める額とする。

(1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額

(2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

新					旧				
イ 教育職給料表(2)					イ 教育職給料表(2)				
職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級			
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円		
	1	200,600	219,700	177,600	193,600	177,600	193,600		
	2	202,100	222,200	179,100	195,700	179,100	195,700		
	3	203,600	224,700	180,600	197,800	180,600	197,800		
	4	205,100	227,200	182,100	200,000	182,100	200,000		
	5	206,700	229,800	183,700	202,000	183,700	202,000		
	6	209,400	232,100	185,600	204,100	185,600	204,100		
	7	211,800	234,500	187,400	206,200	187,400	206,200		
	8	214,200	236,800	189,200	208,300	189,200	208,300		
	9	216,600	239,000	190,900	210,400	190,900	210,400		
	10	219,100	242,200	193,000	213,200	193,000	213,200		
	11	221,500	245,200	195,000	215,800	195,000	215,800		
	12	223,800	247,900	197,000	218,400	197,000	218,400		
	13	226,300	251,000	198,900	221,100	198,900	221,100		
	14	228,600	251,800	201,000	222,800	201,000	222,800		
	15	231,000	252,600	203,100	224,300	203,100	224,300		
	16	233,300	253,600	205,200	226,000	205,200	226,000		
	17	235,500	254,600	207,300	227,700	207,300	227,700		
	18	238,500	255,800	209,900	228,900	209,900	228,900		
	19	241,200	257,000	212,300	230,100	212,300	230,100		
	20	243,700	258,100	214,700	231,300	214,700	231,300		
	21	246,500	259,300	217,100	232,800	217,100	232,800		
	22	247,300	260,800	218,800	234,300	218,800	234,300		
	23	248,100	262,100	220,300	235,600	220,300	235,600		
	24	249,100	263,600	222,000	237,200	222,000	237,200		
	25	249,800	264,400	223,400	238,300	223,400	238,300		
	26	250,700	266,200	224,300	240,300	224,300	240,300		
	27	251,700	267,700	225,400	242,100	225,400	242,100		
	28	252,800	269,300	226,600	244,000	226,600	244,000		
	29	253,800	270,700	227,900	245,600	227,900	245,600		
	30	255,200	274,000	229,300	249,100	229,300	249,100		
	31	256,400	277,200	230,500	252,600	230,500	252,600		
	32	257,500	280,700	231,700	256,200	231,700	256,200		
	33	258,300	284,200	232,800	259,700	232,800	259,700		
	34	259,800	287,600	234,500	263,100	234,500	263,100		
	35	260,700	290,800	235,800	266,300	235,800	266,300		
	36	262,000	293,900	237,400	269,500	237,400	269,500		
	37	263,000	296,900	238,600	272,500	238,600	272,500		
	38	264,600	299,900	240,700	275,500	240,700	275,500		
	39	265,900	302,800	242,600	278,400	242,600	278,400		
	40	267,500	305,700	244,600	281,400	244,600	281,400		
	41	269,100	308,400	246,500	284,300	246,500	284,300		
	42	270,000	309,600	247,800	286,100	247,800	286,100		

新			旧		
43	271,400	311,000	382,100	43	249,400
44	272,400	312,100	383,900	44	250,800
45	273,500	313,900	385,700	45	252,200
46	273,900	315,000	387,400	46	253,100
47	275,200	316,300	389,100	47	254,700
48	275,900	317,600	390,900	48	256,100
49	277,100	318,900	392,100	49	257,300
50	277,600	320,300	393,500	50	258,400
51	278,100	322,400	394,600	51	259,500
52	278,500	324,300	395,700	52	260,200
53	279,200	326,000	396,600	53	261,200
54	279,400	328,100	397,800	54	262,100
55	280,200	330,000	398,900	55	263,100
56	280,800	332,300	400,300	56	264,000
57	281,800	334,200	401,200	57	265,300
58	282,300	336,500	402,400	58	266,000
59	283,100	338,500	403,300	59	267,000
60	283,600	340,700	404,000	60	267,800
61	284,100	342,800	405,400	61	268,500
62	285,400	344,200	406,400	62	269,800
63	286,200	345,700	407,500	63	270,700
64	287,400	347,300	408,600	64	271,900
65	288,900	348,100	409,700	65	273,400
66	290,000	349,500	410,600	66	274,900
67	290,800	350,800	411,900	67	276,100
68	291,600	352,100	413,200	68	277,300
69	291,800	353,800	414,300	69	278,100
70	292,100	355,500	415,400	70	279,000
71	292,600	357,300	416,500	71	280,100
72	293,000	358,900	417,500	72	281,000
73	293,900	360,200	418,500	73	282,100
74	294,500	361,800	419,700	74	283,000
75	295,300	362,800	420,900	75	284,100
76	296,000	364,000	422,100	76	285,200
77	296,700	365,500	422,700	77	286,200
78	297,100	366,900	423,500	78	287,000
79	297,700	367,900	424,200	79	288,000
80	298,500	369,300	424,700	80	289,000
81	299,000	370,000	425,000	81	289,700
82	299,600	371,100	425,300	82	290,500
83	300,000	372,400	425,700	83	291,100
84	300,600	373,500	426,100	84	291,900
85	301,200	375,100	426,300	85	292,900
86	301,800	376,300	426,700	86	293,800
87	302,400	377,600	427,100	87	294,600
88	302,800	378,900	427,400	88	295,300
89	303,100	380,000	427,500	89	295,600
90	303,300	381,400	427,900	90	296,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員			定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		
43	382,100	311,000	382,100	43	249,400
44	383,900	312,100	383,900	44	250,800
45	385,700	313,900	385,700	45	252,200
46	387,400	315,000	387,400	46	253,100
47	389,100	316,300	389,100	47	254,700
48	390,900	317,600	390,900	48	256,100
49	392,100	318,900	392,100	49	257,300
50	393,500	320,300	393,500	50	258,400
51	394,600	322,400	394,600	51	259,500
52	395,700	324,300	395,700	52	260,200
53	396,600	326,000	396,600	53	261,200
54	397,800	328,100	397,800	54	262,100
55	398,900	330,000	398,900	55	263,100
56	400,300	332,300	400,300	56	264,000
57	401,200	334,200	401,200	57	265,300
58	402,400	336,500	402,400	58	266,000
59	403,300	338,500	403,300	59	267,000
60	404,000	340,700	404,000	60	267,800
61	405,400	342,800	405,400	61	268,500
62	406,400	344,200	406,400	62	269,800
63	407,500	345,700	407,500	63	270,700
64	408,600	347,300	408,600	64	271,900
65	409,700	348,100	409,700	65	273,400
66	410,600	349,500	410,600	66	274,900
67	411,900	350,800	411,900	67	276,100
68	413,200	352,100	413,200	68	277,300
69	414,300	353,800	414,300	69	278,100
70	415,400	355,500	415,400	70	279,000
71	416,500	357,300	416,500	71	280,100
72	417,500	358,900	417,500	72	281,000
73	418,500	360,200	418,500	73	282,100
74	419,700	361,800	419,700	74	283,000
75	420,900	362,800	420,900	75	284,100
76	422,100	364,000	422,100	76	285,200
77	422,700	365,500	422,700	77	286,200
78	423,500	366,900	423,500	78	287,000
79	424,200	367,900	424,200	79	288,000
80	424,700	369,300	424,700	80	289,000
81	425,000	370,000	425,000	81	289,700
82	425,300	371,100	425,300	82	290,500
83	425,700	372,400	425,700	83	291,100
84	426,100	373,500	426,100	84	291,900
85	426,300	375,100	426,300	85	292,900
86	426,700	376,300	426,700	86	293,800
87	427,100	377,600	427,100	87	294,600
88	427,400	378,900	427,400	88	295,300
89	427,500	380,000	427,500	89	295,600
90	427,900	381,400	427,900	90	296,300

新				旧			
	139		410,000		139		404,700
	140		410,200		140		404,900
	141		410,400		141		405,100
定年		標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円		標準給料月額 円	標準給料月額 円
前再							
任用							
短時							
間勤		243,800	286,300	236,900		279,400	332,600
務職							
員							
備考				備考			
1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。				1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。			
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。				2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。			
3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。				3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。			
(1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額				(1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額			
(2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額				(2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額			

新					旧				
別表第4（第5条関係）					別表第4（第5条関係）				
研究職給料表					研究職給料表				
職員の区分	職務の級	1 級		4 級	職員の区分	職務の級	1 級		4 級
		給料月額					給料月額		
号	給	円		円	号	給	円		円
1		237,500	289,700	387,200	1		210,900	266,900	372,000
2		239,100	291,800	389,700	2		213,100	269,100	374,700
3		240,700	293,900	392,000	3		215,300	271,300	377,300
4		242,500	296,000	394,300	4		217,100	273,400	379,800
5		244,000	298,100	396,200	5		218,700	275,500	382,300
6		245,600	300,100	398,700	6		220,300	277,500	385,000
7		247,100	302,300	401,200	7		222,000	279,700	387,700
8		248,800	304,500	403,300	8		223,700	281,900	390,300
9		250,100	306,800	405,200	9		225,300	284,200	392,700
10		251,700	309,100	407,600	10		227,000	286,500	395,200
11		253,200	311,000	409,600	11		228,800	288,400	397,600
12		255,000	312,800	411,700	12		230,900	290,200	400,000
13		256,600	313,600	413,900	13		232,700	291,000	402,400
14		258,400	315,200	415,900	14		234,700	292,600	404,900
15		260,200	317,000	418,300	15		236,700	294,400	407,600
16		262,200	318,800	420,800	16		238,700	296,200	410,200
17		263,700	320,600	422,700	17		240,500	298,000	413,000
18		266,500	322,700	425,500	18		243,300	300,100	415,800
19		268,900	324,500	427,500	19		245,900	302,000	418,500
20		271,300	326,500	429,700	20		248,500	304,000	421,300
21		273,900	327,900	431,700	21		251,300	305,700	423,900
22		276,500	330,100	434,000	22		253,900	307,900	426,200
23		279,100	332,000	435,800	23		256,700	309,900	428,400
24		281,700	334,000	438,000	24		259,300	312,100	430,700
25		284,400	335,000	440,200	25		262,000	314,000	433,000
26		287,000	337,400	442,700	26		264,700	316,400	435,500
27		289,600	339,500	444,900	27		267,300	318,600	437,800
28		292,100	341,200	447,300	28		269,800	320,900	440,200
29		294,700	343,100	449,700	29		272,400	322,900	442,700
30		296,500	344,700	451,900	30		274,200	325,200	445,000
31		298,500	346,800	454,000	31		276,200	327,400	447,200
32		300,500	348,400	456,300	32		278,200	329,400	449,500
33		302,600	350,800	458,400	33		280,300	331,900	451,600
34		304,700	352,300	460,600	34		282,400	333,900	453,800
35		306,400	354,000	462,800	35		284,100	336,100	456,000
36		308,000	355,800	465,000	36		285,700	338,100	458,200
37		308,800	357,100	467,200	37		286,500	340,100	460,400
38		309,900	359,300	469,400	38		287,700	342,300	462,600
39		311,500	361,500	471,700	39		289,300	344,800	464,900
40		313,100	363,900	473,900	40		290,900	347,400	467,100

新				旧			
41	314,900	365,300	412,600	476,200	292,700	349,500	403,200
42	316,700	367,900	414,600	478,000	294,500	352,200	405,200
43	318,400	370,200	416,000	479,800	296,200	354,700	407,200
44	320,200	372,300	417,300	481,700	298,000	357,200	409,100
45	321,600	373,800	418,600	483,400	299,800	359,100	410,900
46	323,500	376,100	420,200	484,800	301,800	361,600	412,600
47	325,100	378,100	421,400	486,300	303,600	363,900	414,300
48	327,200	380,200	423,000	487,800	305,700	366,200	416,000
49	328,700	381,700	424,600	489,300	307,700	368,500	417,700
50	330,100	383,300	426,500	490,800	309,600	370,100	419,600
51	331,900	384,500	428,300	492,200	311,400	371,600	421,400
52	333,400	385,600	430,000	493,700	313,400	373,200	423,100
53	335,100	386,300	431,800	495,100	315,100	374,400	424,900
54	336,100	387,700	433,400	496,600	317,000	375,900	426,700
55	337,700	388,700	434,900	498,100	318,900	377,300	428,500
56	339,300	390,100	436,800	499,500	320,700	378,700	430,400
57	341,000	391,500	438,400	501,000	322,500	380,100	432,000
58	342,100	392,100	439,800	502,000	324,200	381,700	433,400
59	343,500	393,300	441,100	503,200	326,200	383,200	434,800
60	345,300	394,700	442,500	504,500	328,100	384,800	436,200
61	346,800	395,100	443,700	505,500	330,000	386,100	437,400
62	348,100	396,500	444,900	506,800	331,500	387,500	438,600
63	349,300	397,400	446,100	508,000	333,200	389,000	439,800
64	350,800	398,300	447,200	509,300	335,000	390,500	440,900
65	351,700	399,100	448,400	510,300	336,500	391,700	442,100
66	353,300	400,200	449,600	511,300	338,200	393,000	443,300
67	354,800	401,200	450,800	512,300	339,900	394,400	444,500
68	355,900	402,400	452,000	513,300	341,500	395,700	445,700
69	357,200	403,800	453,200	513,900	342,800	397,200	446,900
70	358,600	405,100	454,400		344,900	398,500	448,100
71	360,400	406,200	455,600		347,000	399,700	449,300
72	362,500	407,500	456,800		349,200	401,000	450,500
73	364,100	408,600	458,000		351,300	402,200	451,700
74	366,000	409,800	459,200		353,400	403,500	452,900
75	367,400	410,800	460,300		355,100	404,800	454,000
76	369,000	412,100	461,500		357,100	406,100	455,200
77	370,000	413,000	462,500		358,700	407,000	456,200
78	372,100	414,000	463,500		360,900	408,000	457,200
79	374,000	415,000	464,500		363,100	409,100	458,200
80	375,900	416,100	465,500		365,300	410,200	459,200
81	378,100	417,000	466,500		367,600	411,100	460,200
82	378,700	418,000	467,200		368,700	412,100	460,900
83	379,600	419,000	468,100		369,900	413,100	461,800
84	380,700	419,900	469,000		371,200	414,000	462,700
85	381,000	420,900	469,600		372,100	415,000	463,300
86	381,700	421,900	470,500		373,200	416,000	464,200
87	382,400	422,900	471,300		374,300	417,000	465,100
88	382,800	423,900	472,200		375,400	418,000	466,000

新				旧			
89	383,300	424,700	472,900	89	376,300	418,800	466,700
90	383,800	425,600		90	376,900	419,700	
91	384,100	426,600		91	377,600	420,700	
92	384,700	427,600		92	378,300	421,700	
93	385,400	428,400		93	379,000	422,500	
94	386,200	429,400		94	379,900	423,500	
95	386,800	430,300		95	380,600	424,400	
96	387,600	431,300		96	381,500	425,400	
97	387,900	432,100		97	381,900	426,200	
98	388,600	433,100		98	382,600	427,200	
99	389,200	434,100		99	383,300	428,200	
100	390,000	435,100		100	384,100	429,200	
101	390,800	436,000		101	384,900	430,100	
102	391,300	436,700		102	385,700	430,800	
103	392,000	437,500		103	386,400	431,600	
104	392,800	438,400		104	387,200	432,500	
105	393,500	438,900		105	387,900	433,000	
106	394,300	439,600		106	388,700	433,700	
107	395,000	440,200		107	389,400	434,400	
108	395,800	440,900		108	390,200	435,100	
109	396,500	441,600		109	390,900	435,800	
110	397,100			110	391,600		
111	397,900			111	392,400		
112	398,700			112	393,200		
113	399,400			113	393,900		
114	400,100			114	394,600		
115	400,900			115	395,400		
116	401,700			116	396,200		
117	402,200			117	396,700		
定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	273,500	329,900	374,900		266,600	323,000	368,000
			437,000				430,100

備考
 1 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

新										旧									
別表第5（第5条関係） 医療職給料表										別表第5（第5条関係） 医療職給料表									
ア 医療職給料表(1)										ア 医療職給料表(1)									
職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額				給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	1	301,600	406,700	416,100	498,200	円					1	275,400	390,400	402,400	円				491,800
	2	304,000	408,500	418,300	501,100						2	277,800	393,000	405,200					494,700
	3	306,400	410,400	420,600	503,900						3	280,200	395,500	407,600					497,500
	4	308,700	412,300	422,700	506,700						4	282,500	398,000	410,000					500,300
	5	311,100	413,700	424,700	509,400						5	285,100	400,100	412,400					503,000
	6	313,300	415,900	426,900	512,400						6	287,300	402,900	414,700					506,000
	7	315,400	418,200	429,400	515,400						7	289,600	405,300	417,400					509,000
	8	317,500	420,300	431,400	518,400						8	291,800	407,700	419,900					512,000
	9	319,700	422,500	433,500	521,100						9	294,100	410,300	422,400					514,700
	10	322,000	424,700	435,700	524,400						10	296,800	412,600	425,200					518,000
	11	324,100	427,200	437,800	527,700						11	299,400	415,300	427,800					521,300
	12	326,500	429,300	440,100	531,000						12	302,000	417,900	430,500					524,600
	13	328,700	431,300	442,100	534,000						13	304,400	420,300	432,900					527,600
	14	330,900	433,300	444,200	537,200						14	307,000	422,900	435,300					530,800
	15	333,100	435,200	446,500	540,400						15	309,600	425,300	437,900					534,000
	16	335,700	437,300	448,700	543,600						16	312,300	427,800	440,500					537,200
	17	338,400	439,000	450,500	546,800						17	315,000	429,900	442,700					540,400
	18	341,200	441,000	452,600	549,800						18	317,800	432,200	445,200					543,400
	19	343,900	443,100	454,700	552,800						19	320,500	434,600	447,700					546,400
	20	346,700	445,200	456,800	555,800						20	323,300	437,100	450,200					549,400
	21	349,300	447,000	458,800	558,700						21	325,900	439,300	452,300					552,300
	22	352,200	449,000	461,200	561,500						22	328,800	441,700	454,700					555,100
	23	355,100	451,100	463,500	564,300						23	331,700	444,100	457,000					557,900
	24	358,000	453,100	465,700	567,100						24	334,600	446,500	459,300					560,700
	25	360,700	455,100	467,900	569,600						25	337,300	448,600	461,700					563,200
	26	363,200	457,400	470,200	572,000						26	340,200	450,900	464,000					565,600
	27	365,600	459,500	472,500	574,400						27	342,900	453,100	466,300					568,000
	28	367,900	461,600	474,800	576,800						28	345,600	455,300	468,500					570,400
	29	370,500	463,500	476,800	579,300						29	348,200	457,400	470,600					572,900
	30	372,500	465,700	479,000	581,700						30	350,500	459,600	472,800					575,300
	31	374,500	467,900	481,100	584,100						31	352,800	461,800	474,900					577,700
	32	376,400	470,100	483,200	586,500						32	354,900	464,000	477,000					580,100
	33	378,900	471,700	484,900	588,800						33	356,600	465,600	478,800					582,400
	34	379,900	473,800	487,000	591,100						34	358,400	467,700	480,900					584,700
	35	381,600	475,900	489,100	593,400						35	360,300	469,800	483,000					587,000
	36	383,400	477,900	491,100	595,700						36	362,100	471,800	485,000					589,300
	37	385,400	479,600	492,900	597,900						37	364,200	473,600	486,800					591,500
	38	386,900	481,700	495,000	599,400						38	366,400	475,700	488,900					593,000
	39	388,600	483,800	497,100	600,900						39	368,500	477,800	491,000					594,500

新		旧	
40	389,800	485,800	499,100
41	390,900	487,500	500,900
42	392,900	489,600	503,000
43	394,900	491,700	505,100
44	396,700	493,700	507,200
45	398,100	495,300	509,200
46	399,700	497,300	511,300
47	401,100	499,300	513,400
48	402,700	501,300	515,500
49	403,900	503,100	517,300
50	405,500	504,900	519,100
51	407,100	506,700	520,900
52	408,600	508,500	522,700
53	409,800	510,300	524,500
54	411,700	511,700	526,300
55	413,700	513,100	528,100
56	415,500	514,500	529,900
57	417,100	515,900	531,700
58	418,900	517,200	533,400
59	420,800	518,500	535,200
60	422,400	519,800	537,000
61	424,000	520,900	538,800
62	425,500	521,800	540,600
63	427,000	522,800	542,400
64	428,500	523,800	544,200
65	430,000	524,500	546,000
66	431,500	525,400	547,700
67	433,000	526,300	549,400
68	434,500	527,200	551,100
69	435,900	528,200	552,800
70	437,300	529,100	554,200
71	438,700	530,000	555,600
72	440,100	530,900	557,000
73	441,500	531,800	558,200
74	443,300	532,700	559,200
75	444,900	533,600	560,200
76	446,500	534,500	561,200
77	447,700	535,300	562,200
78	449,400	536,200	563,100
79	451,100	537,100	564,000
80	452,700	537,900	564,900
81	454,100	538,700	565,800
82	455,700	539,600	566,700
83	457,200	540,500	567,600
84	458,700	541,400	568,500
85	460,000	542,100	569,400
86	461,300	543,000	570,300
40	499,100	602,400	602,400
41	500,900	603,700	603,700
42	503,000	605,100	605,100
43	505,100	606,500	606,500
44	507,200	607,900	607,900
45	509,200	609,100	609,100
46	511,300		
47	513,400		
48	515,500		
49	517,300		
50	519,100		
51	520,900		
52	522,700		
53	524,500		
54	526,300		
55	528,100		
56	529,900		
57	531,700		
58	533,400		
59	535,200		
60	537,000		
61	538,800		
62	540,600		
63	542,400		
64	544,200		
65	546,000		
66	547,700		
67	549,400		
68	551,100		
69	552,800		
70	554,200		
71	555,600		
72	557,000		
73	558,200		
74	559,200		
75	560,200		
76	561,200		
77	562,200		
78	563,100		
79	564,000		
80	564,900		
81	565,800		
82	566,700		
83	567,600		
84	568,500		
85	569,400		
86	570,300		
40	370,500	479,800	493,000
41	372,200	481,500	494,800
42	374,600	483,600	496,900
43	376,900	485,700	499,000
44	379,100	487,700	501,100
45	381,000	489,300	503,100
46	383,100	491,300	505,200
47	384,600	493,300	507,300
48	386,300	495,300	509,400
49	387,800	497,100	511,200
50	390,100	498,900	513,000
51	392,300	500,700	514,800
52	394,400	502,500	516,600
53	396,300	504,300	518,400
54	398,800	505,700	520,200
55	400,900	507,100	522,000
56	403,000	508,500	523,800
57	405,100	509,900	525,600
58	406,900	511,200	527,400
59	409,100	512,500	529,200
60	411,100	513,800	531,000
61	413,200	514,900	532,800
62	415,300	515,900	534,600
63	417,200	516,900	536,400
64	419,200	517,900	538,200
65	421,100	518,600	540,000
66	422,900	519,500	541,700
67	424,700	520,400	543,400
68	426,600	521,300	545,100
69	428,400	522,300	546,800
70	430,200	523,200	548,200
71	431,900	524,100	549,600
72	433,600	525,000	551,000
73	435,200	525,900	552,200
74	437,000	526,800	553,200
75	438,700	527,700	554,200
76	440,400	528,600	555,200
77	441,900	529,400	556,200
78	443,600	530,300	557,100
79	445,300	531,200	558,000
80	447,000	532,100	558,900
81	448,400	532,900	559,800
82	450,000	533,800	560,700
83	451,500	534,700	561,600
84	453,000	535,600	562,500
85	454,400	536,300	563,400
86	455,700	537,200	564,300

新										旧										
87	462,600	543,900	571,200	457,000	538,100	565,200	88	463,800	544,800	572,100	458,200	539,000	566,100	89	464,800	545,500	573,000	459,200	539,700	567,000
90	466,000	546,400		460,400			91	467,100	547,300		461,500	540,600		92	468,200	548,200		462,600	541,500	
93	469,000	548,900		463,400			94	469,800			463,400	542,400		95	470,700			464,200	543,100	
96	471,600			465,100			97	472,400			466,000			98	473,200			466,800		
99	474,000			467,600			100	474,800			468,400			101	475,600			469,200		
102	476,400			470,000			103	477,200			471,600			104	478,000			472,400		
105	478,700			473,200			106	479,500			474,000			107	480,300			474,800		
108	481,100			475,600			109	481,700			476,200			110	482,400			477,000		
111	483,200			477,800			112	484,000			478,600			113	484,600			479,200		
114	485,300			479,900			115	486,000			480,600			116	486,700			481,300		
117	487,400			482,000							482,000									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円					基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円					基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円
	325,400	384,800	449,700	318,500	377,900	442,800														523,100

備考

1

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2

任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額、1級3号給の給料月額に相当する額とする

備考

1

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2

任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

新										旧													
イ 医療職給料表(2)										イ 医療職給料表(2)													
職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号 給	円		円		円		円		円			号 給	円		円		円		円		円	
	1	189,800		255,700		281,100		288,300		328,500			1	168,400		234,600		260,800		268,000		312,500	
	2	190,900		257,300		282,800		290,400		330,300			2	169,500		236,300		262,500		270,100		314,600	
	3	192,000		258,700		284,700		292,300		332,000			3	170,600		238,000		264,400		272,000		316,700	
	4	193,700		260,400		286,600		294,600		334,100			4	171,700		239,800		266,300		274,300		319,000	
	5	195,400		262,100		288,300		296,400		335,600			5	172,900		241,500		268,000		276,300		321,100	
	6	197,200		263,500		290,400		298,700		337,900			6	174,200		243,100		270,100		278,600		323,400	
	7	199,000		265,100		292,300		300,800		339,800			7	175,400		244,800		272,000		280,800		325,500	
	8	200,600		266,800		294,600		302,900		341,800			8	176,700		246,500		274,300		283,000		327,900	
	9	202,000		268,500		296,200		304,700		343,400			9	177,800		248,200		276,100		285,200		329,800	
	10	204,000		270,000		298,500		306,500		345,500			10	179,500		249,700		278,400		287,400		332,200	
	11	205,900		271,300		300,600		308,300		347,400			11	181,000		251,000		280,600		289,300		334,300	
	12	207,700		272,500		302,700		309,900		349,600			12	182,600		252,300		282,800		291,500		336,700	
	13	209,600		273,100		304,200		311,700		351,400			13	184,300		253,000		284,800		293,700		338,700	
	14	211,400		274,400		306,000		314,000		353,000			14	186,000		254,300		287,000		296,200		340,800	
	15	213,200		275,800		307,900		316,200		354,700			15	187,600		255,700		288,900		298,500		342,800	
	16	215,200		277,300		309,500		317,900		356,400			16	189,400		257,200		291,100		300,600		344,900	
	17	217,000		278,700		310,900		320,000		358,000			17	191,000		258,600		293,100		302,800		346,900	
	18	218,900		280,100		313,200		321,900		360,000			18	192,800		260,000		295,400		305,100		349,100	
	19	220,800		281,700		315,300		323,900		362,100			19	194,500		261,600		297,600		307,500		351,400	
	20	222,000		283,300		317,000		326,100		364,300			20	196,400		263,200		299,700		309,900		353,900	
	21	223,100		284,900		319,000		327,900		366,100			21	198,100		264,800		301,900		311,900		356,000	
	22	224,400		286,700		321,000		329,700		368,200			22	200,000		266,600		304,200		314,000		358,400	
	23	225,500		288,400		322,600		331,400		370,300			23	201,700		268,300		306,300		316,100		360,800	
	24	227,000		290,300		324,700		333,500		372,300			24	203,200		270,200		308,600		318,400		363,000	
	25	228,500		291,500		326,200		334,800		374,300			25	204,800		271,700		310,500		320,300		365,500	
	26	230,100		293,500		327,800		337,000		376,300			26	206,400		273,800		312,200		322,600		367,700	
	27	231,600		295,200		329,300		338,800		377,900			27	208,000		275,700		314,200		324,600		369,800	
	28	233,100		297,100		331,000		340,700		379,600			28	209,600		277,600		316,200		326,900		372,000	
	29	234,500		298,400		332,300		342,300		380,800			29	211,200		279,300		318,000		328,800		374,000	
	30	236,000		299,800		334,100		344,300		383,200			30	212,800		281,200		319,800		331,000		376,400	
	31	237,300		301,400		335,600		346,100		385,200			31	214,400		282,800		321,600		333,100		378,700	
	32	238,900		302,700		337,300		348,300		387,600			32	216,300		284,700		323,600		335,400		381,200	
	33	240,500		304,300		338,800		349,900		389,700			33	218,100		286,500		325,500		337,300		383,300	
	34	242,100		305,900		340,400		351,300		392,000			34	219,900		288,500		327,400		339,200		385,600	
	35	243,600		307,600		341,800		353,000		394,100			35	221,600		290,500		329,100		341,200		387,800	
	36	245,400		309,000		343,800		354,600		396,400			36	223,400		292,100		331,100		343,200		390,100	
	37	246,800		311,000		345,200		356,000		398,300			37	225,100		294,100		332,800		345,000		392,000	
	38	248,600		312,300		346,500		358,100		400,500			38	227,000		295,900		334,600		347,200		394,300	
	39	250,100		313,800		348,000		360,000		402,700			39	228,700		298,000		336,300		349,400		396,600	
	40	251,800		315,800		349,200		362,000		405,100			40	230,500		300,100		337,900		351,700		399,000	
	41	253,000		317,400		350,200		363,700		407,300			41	231,900		302,000		339,600		353,700		401,200	
	42	254,500		318,900		351,800		365,600		409,300			42	233,500		303,700		341,200		355,900		403,200	

新					旧						
43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	43	235,200	305,500	342,900	358,100	405,300
44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	44	236,800	307,500	344,700	360,200	407,300
45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	45	238,000	309,400	346,300	362,400	409,300
46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	46	239,700	311,100	348,000	364,500	411,300
47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	47	241,400	313,000	349,700	366,500	413,300
48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	48	243,200	314,900	351,300	368,600	415,400
49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	49	244,600	316,900	353,100	370,500	417,300
50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	50	246,300	318,600	354,600	372,400	419,000
51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	51	247,500	320,100	356,100	374,300	420,800
52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	52	248,700	321,900	357,700	376,200	422,600
53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200	53	249,100	323,400	359,100	378,100	424,100
54	268,000	336,600	366,900	386,200	431,800	54	250,400	325,000	360,500	379,900	425,700
55	269,000	337,900	368,100	387,900	433,300	55	251,800	326,600	361,800	381,700	427,200
56	270,100	339,100	369,500	389,700	435,000	56	253,100	328,200	363,200	383,500	428,900
57	271,100	340,200	371,000	391,000	436,500	57	254,500	329,800	364,700	384,900	430,400
58	272,400	341,300	372,200	392,500	438,000	58	255,900	331,000	366,000	386,500	431,900
59	273,900	342,300	373,300	394,000	439,300	59	257,400	332,300	367,300	388,200	433,200
60	275,600	343,300	374,600	395,500	440,800	60	259,100	333,600	368,700	389,800	434,700
61	276,800	344,200	375,400	396,900	442,300	61	260,500	334,800	369,600	391,200	436,200
62	277,700	345,200	376,500	398,100	443,300	62	262,100	336,100	370,700	392,400	437,200
63	278,700	346,000	377,700	399,300	444,400	63	263,800	337,200	372,000	393,600	438,300
64	280,300	347,000	378,900	400,600	445,400	64	265,700	338,300	373,300	394,900	439,300
65	281,400	347,600	379,900	401,700	446,200	65	267,100	339,500	374,400	396,000	440,100
66	283,000	348,300	380,800	402,700	447,200	66	269,000	340,500	375,300	397,000	441,100
67	284,500	349,100	381,700	403,800	448,200	67	270,800	341,700	376,300	398,100	442,100
68	286,100	349,700	382,700	404,800	449,200	68	272,700	342,900	377,300	399,100	443,100
69	287,500	350,300	383,500	405,700	450,000	69	274,300	343,900	378,100	400,000	443,900
70	288,700	351,400	384,400	406,600	451,000	70	275,800	345,100	379,000	400,900	444,900
71	289,600	352,200	385,200	407,500	451,900	71	277,000	346,200	379,800	401,800	445,900
72	291,000	353,200	386,100	408,400	452,900	72	278,600	347,300	380,700	402,700	446,900
73	292,400	354,500	386,900	409,100	453,800	73	280,300	348,600	381,500	403,400	447,800
74	293,500	355,600	387,700	410,000	454,700	74	281,900	349,800	382,300	404,300	448,700
75	294,700	356,700	388,600	410,700	455,700	75	283,400	351,000	383,200	405,000	449,700
76	295,600	357,900	389,500	411,600	456,700	76	284,600	352,300	384,100	405,900	450,700
77	297,000	358,700	390,200	412,300	457,200	77	286,200	353,200	384,800	406,600	451,300
78	298,300	359,600	391,000	413,200	458,100	78	287,700	354,100	385,600	407,500	452,200
79	299,500	360,500	391,600	414,000	458,800	79	289,300	355,100	386,200	408,300	452,900
80	300,600	361,300	392,400	414,900	459,400	80	290,800	356,100	387,000	409,200	453,500
81	301,700	362,100	392,700	415,600	459,600	81	292,200	356,900	387,300	409,900	453,700
82	302,500	363,000	393,400	416,400	459,900	82	293,200	357,800	388,000	410,700	454,000
83	303,300	363,900	394,100	417,300	460,300	83	294,300	358,700	388,700	411,600	454,400
84	304,400	364,800	394,900	418,200	460,600	84	295,700	359,600	389,500	412,500	454,700
85	305,300	365,600	395,500	418,800	460,800	85	296,800	360,400	390,100	413,100	455,000
86	306,000	366,300	396,100	419,700	461,000	86	297,800	361,100	390,700	414,000	455,200
87	306,800	366,900	396,700	420,600	461,200	87	298,800	361,700	391,300	414,900	455,400
88	307,800	367,700	397,400	421,500	461,500	88	300,000	362,500	392,000	415,800	455,700
89	309,000	368,600	398,000	422,000	461,900	89	301,300	363,400	392,600	416,300	456,100
90	309,500	369,400	398,700	422,800	462,200	90	302,000	364,200	393,300	417,100	456,400

新												旧											
91	310,000	370,200	399,400	423,500	462,600	91	302,700	365,000	394,000	417,900	456,800												
92	310,700	371,000	400,100	424,400	462,800	92	303,600	365,800	394,700	418,800	457,000												
93	311,000	371,600	400,600	425,000	462,900	93	304,300	366,400	395,200	419,400	457,100												
94	311,200	372,300	401,200	425,800	463,200	94	304,600	367,100	395,800	420,200	457,400												
95	311,400	372,900	401,700	426,700	464,000	95	305,100	367,700	396,500	421,100	458,200												
96	311,600	373,700	402,400	427,600	464,900	96	305,400	368,500	397,200	422,000	459,100												
97	311,800	374,100	402,700	428,200	465,800	97	305,700	368,900	397,500	422,600	460,000												
98		374,800	403,400	429,000	466,600	98		369,600	398,200	423,400	460,800												
99		375,400	404,100	429,600	467,500	99		370,200	398,900	424,000	461,700												
100		376,100	404,800	429,900	468,400	100		370,900	399,600	424,400	462,600												
101		376,800	405,400	430,000	469,200	101		371,600	400,200	424,500	463,400												
102		377,500	406,000	430,300		102		372,300	400,800	424,800													
103		378,200	406,400	430,500		103		373,000	401,200	425,100													
104		378,900	406,600	430,600		104		373,700	401,500	425,200													
105		379,400	406,700	430,900		105		374,200	401,600	425,500													
106		380,100	406,800	431,000		106		374,900	401,700	425,600													
107		380,800	406,900	431,100		107		375,600	401,800	425,700													
108		381,500	407,000	431,300		108		376,300	401,900	425,900													
109		382,000	407,100	431,600		109		376,800	402,000	426,200													
110		382,700	407,200	431,800		110		377,500	402,100	426,400													
111		383,300	407,300	432,000		111		378,200	402,200	426,600													
112		384,000	407,400	432,100		112		378,900	402,300	426,700													
113		384,400	407,500	432,200		113		379,300	402,400	426,800													
114		385,100	407,600	432,400		114		380,000	402,500	427,000													
115		385,700	407,700	433,000		115		380,600	402,600	427,600													
116		386,400	407,800	433,800		116		381,300	402,700	428,400													
117		386,900	407,900	434,600		117		381,800	402,800	429,200													
118		387,500				118		382,400															
119		388,200				119		383,100															
120		388,900				120		383,800															
121		389,400				121		384,300															
122		390,000				122		385,000															
123		390,700				123		385,700															
124		391,400				124		386,400															
125		391,900				125		386,900															
126		392,400				126		387,400															
127		392,900				127		387,900															
128		393,600				128		388,600															
129		394,000				129		389,100															
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円												
	248,800	264,100	292,000	318,000	361,600		241,900	257,200	285,100	311,100	354,700												

備考

1

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規
則で定めるものに適用する。

2

任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該
各号に定める額とする。

備考

1

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規
則で定めるものに適用する。

2

任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該
各号に定める額とする。

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規
則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該
各号に定める額とする。

新	旧
(1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額 (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額 (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額	(1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額 (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額 (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

新					旧					
ウ 医療職給料表(3)					ウ 医療職給料表(3)					
職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	210,500	233,900	284,000		1	186,300	205,600	260,600	270,200
	2	211,600	235,500	286,400		2	187,400	207,100	263,000	272,500
	3	212,700	237,200	288,400		3	188,500	208,600	265,300	274,800
	4	213,800	238,900	290,800		4	189,600	210,100	267,800	277,200
	5	214,900	240,500	293,200		5	190,700	211,700	270,200	279,100
	6	216,100	242,100	295,400		6	191,900	213,100	272,500	280,400
	7	217,300	244,000	297,600		7	193,100	214,800	274,800	281,400
	8	219,200	245,800	300,000		8	194,300	216,500	277,200	282,700
	9	220,800	247,300	301,900		9	195,400	217,900	279,100	283,400
	10	222,600	248,400	303,200		10	196,600	219,800	280,400	284,400
	11	224,600	249,700	304,200		11	197,900	221,700	281,400	285,800
	12	226,000	250,900	305,300		12	199,100	223,600	282,700	287,300
	13	227,400	252,000	306,900		13	200,200	225,400	283,400	288,600
	14	229,000	253,500	308,300		14	201,600	226,900	284,400	290,100
	15	230,700	254,700	309,700		15	203,000	228,300	285,800	291,600
	16	232,300	256,200	311,000		16	204,400	229,800	287,300	292,900
	17	233,900	257,500	312,500		17	205,600	231,300	288,600	294,200
	18	235,000	258,900	314,000		18	206,600	232,800	290,000	295,900
	19	236,400	260,100	315,200		19	207,900	234,300	291,400	297,500
	20	237,900	261,500	316,400		20	209,300	235,800	292,900	299,400
	21	239,000	262,800	317,700		21	210,300	237,400	294,100	300,900
	22	240,900	264,300	319,500		22	212,000	239,300	295,700	302,900
	23	242,800	265,800	321,200		23	213,700	241,000	297,200	304,500
	24	244,500	267,200	322,400		24	215,400	242,700	299,000	306,300
	25	246,200	268,400	324,200		25	216,900	244,200	300,500	307,800
	26	247,200	270,100	325,300		26	218,700	245,900	302,400	309,600
	27	248,300	271,700	327,000		27	220,500	247,800	303,800	311,300
	28	249,000	273,200	327,900		28	221,900	249,500	305,600	313,000
	29	249,200	274,800	329,100		29	222,900	251,300	307,000	314,700
	30	250,600	277,000	329,700		30	224,300	253,600	308,700	316,600
	31	251,900	279,300	330,700		31	225,800	255,900	310,300	318,400
	32	253,400	281,600	331,600		32	227,300	258,200	311,900	320,100
	33	254,300	284,000	332,800		33	228,400	260,600	313,400	321,700
	34	255,600	286,400	334,200		34	229,800	263,000	315,200	323,200
	35	256,600	288,400	335,700		35	231,100	265,300	317,000	324,900
	36	258,200	290,800	337,100		36	232,800	267,800	318,600	326,800
	37	259,100	293,200	338,400		37	234,100	270,200	320,100	328,600
	38	260,100	295,400	339,400		38	235,500	272,500	321,600	330,200
	39	261,500	297,600	340,100		39	237,100	274,800	323,000	332,000
	40	262,700	299,900	341,800		40	238,600	277,100	324,800	333,800
	41	263,900	301,900	343,200		41	240,100	279,100	326,600	335,000
	42	265,300	303,200	344,500		42	241,600	280,400	328,100	336,700

新		旧	
43	266,300	304,200	353,300
44	267,500	305,300	354,800
45	268,500	305,900	355,700
46	270,000	306,700	357,100
47	271,700	307,900	358,400
48	273,200	309,100	359,800
49	274,500	310,400	361,200
50	275,900	311,800	362,300
51	277,600	313,100	363,500
52	279,400	314,600	364,600
53	280,500	315,700	365,500
54	282,000	317,200	367,100
55	282,800	318,700	368,700
56	283,600	320,500	370,200
57	283,800	321,600	371,700
58	284,000	323,400	373,500
59	284,600	324,600	375,100
60	285,000	326,300	377,100
61	285,600	327,200	378,400
62	286,300	328,500	379,900
63	287,400	330,000	381,400
64	288,400	331,000	382,800
65	289,200	332,100	384,200
66	290,300	333,300	386,100
67	291,200	334,600	387,800
68	291,900	336,000	389,800
69	292,300	337,600	391,800
70	293,300	338,400	393,600
71	294,200	339,400	395,200
72	295,300	341,000	397,100
73	296,100	342,400	398,900
74	296,800	343,600	400,500
75	297,600	344,700	402,100
76	298,400	346,100	403,500
77	299,400	346,600	405,100
78	300,500	348,000	406,500
79	301,100	349,200	407,700
80	301,600	350,500	409,100
81	302,300	351,300	410,500
82	303,100	352,300	411,500
83	303,700	353,000	412,300
84	304,500	354,000	413,300
85	305,000	355,000	414,400
86	305,700	355,900	415,200
87	306,200	356,800	416,000
88	306,800	357,900	416,800
89	307,000	358,600	417,300
90	307,300	359,800	418,100
定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	
43	242,900	281,400	329,800
44	244,300	282,800	331,600
45	245,500	283,400	332,600
46	247,200	284,200	334,100
47	249,000	285,400	335,800
48	250,700	286,700	337,600
49	252,300	288,000	338,900
50	254,000	289,400	340,500
51	255,800	290,800	342,100
52	257,700	292,300	343,600
53	259,200	293,400	345,000
54	260,900	295,000	346,400
55	262,100	296,500	347,700
56	263,500	298,300	349,100
57	264,100	299,800	350,300
58	264,800	301,700	351,800
59	265,600	303,200	353,300
60	266,400	304,900	354,900
61	267,500	306,300	356,500
62	268,800	308,100	358,100
63	269,800	309,600	359,500
64	271,000	311,300	361,100
65	271,800	312,700	362,600
66	272,900	314,300	364,100
67	274,000	316,000	365,700
68	275,400	317,600	367,200
69	276,700	319,300	368,400
70	278,000	320,700	369,900
71	279,200	322,300	371,500
72	280,700	324,000	373,100
73	281,800	325,800	374,600
74	282,900	327,200	376,200
75	284,000	328,800	377,500
76	285,100	330,500	379,100
77	286,400	331,600	380,200
78	287,600	333,100	381,300
79	288,700	334,600	382,600
80	289,600	336,300	383,900
81	290,600	337,500	385,000
82	291,700	338,800	385,900
83	292,700	339,800	386,900
84	293,700	341,000	387,900
85	294,600	342,200	388,800
86	295,600	343,600	389,600
87	296,400	344,900	390,300
88	297,400	346,400	391,000
89	297,700	347,600	391,800
90	298,500	348,900	392,600

新				旧			
91	307,900	360,800	398,900	418,900	299,300	350,300	393,400
92	308,600	362,000	399,700	419,700	300,200	351,800	394,200
93	308,900	362,900	400,200	420,400	300,800	353,000	394,700
94	309,600	364,200	401,000	421,200	301,700	354,600	395,500
95	310,200	365,200	401,800	421,800	302,400	355,900	396,300
96	310,700	366,500	402,600	422,600	303,200	357,300	397,100
97	311,000	367,100	403,200	423,300	303,700	358,500	397,700
98	311,700	367,900	404,000	424,000	304,800	359,700	398,500
99	312,700	368,900	404,700	424,800	305,800	361,100	399,200
100	313,300	369,600	405,500	425,600	306,600	362,400	400,000
101	313,900	370,400	406,100	426,200	307,500	363,600	400,600
102	314,500	371,300	406,800	427,000	308,300	364,600	401,300
103	315,500	372,000	407,600	427,800	309,400	365,700	402,100
104	316,300	373,000	408,400	428,600	310,400	366,800	402,900
105	316,900	374,000	408,900	429,300	311,200	367,800	403,400
106	317,600	375,000	409,600	430,100	312,200	368,900	404,100
107	318,400	375,900	410,400	430,800	313,000	369,900	404,900
108	319,200	377,000	411,200	431,500	314,000	371,100	405,700
109	320,100	377,800	411,700	432,200	314,900	372,000	406,200
110		378,700	412,500	432,900		372,900	407,000
111		379,600	413,300	433,600		373,900	407,800
112		380,400	414,100	434,400		374,900	408,600
113		381,300	414,600	434,900		375,800	409,100
114		382,100	415,300	435,700		376,600	409,800
115		382,800	416,000	436,200		377,400	410,500
116		383,600	416,600	436,700		378,200	411,100
117		384,300	417,200	436,900		378,900	411,700
118		385,100	417,600	437,200		379,700	412,100
119		385,800	417,900	437,300		380,400	412,400
120		386,500	418,200	437,400		381,100	412,700
121		387,200	418,300	437,500		381,800	412,800
122		387,900	418,400	437,600		382,500	412,900
123		388,600	418,500	437,700		383,200	413,000
124		389,300	418,600	437,900		383,900	413,100
125		389,400	418,700	438,000		384,000	413,200
126		390,000				384,600	
127		390,600				385,200	
128		391,100				385,700	
129		391,700				386,300	
130		392,300				386,900	
131		392,800				387,400	
132		393,400				388,000	
133		394,100				388,700	
134		394,700				389,300	
135		395,300				389,900	
136		395,900				390,500	
137		396,300				390,900	
138		396,900				391,500	

新					旧				
139	397,500				139	392,100			
140	398,100				140	392,700			
141	398,600				141	393,200			
142	399,200				142	393,800			
143	399,700				143	394,400			
144	400,300				144	395,000			
145	400,800				145	395,500			
146	401,400				146	396,100			
147	402,000				147	396,700			
148	402,600				148	397,300			
149	403,200				149	397,900			
150	403,800				150	398,500			
151	404,400				151	399,100			
152	405,000				152	399,700			
153	405,500				153	400,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	円	基準給料月額	円	基準給料月額	円	基準給料月額	円	基準給料月額
		266,000		273,900		259,100		267,000	
				306,700				299,800	
									317,500

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

新	旧																																
別表第6（第5条関係） 特 定 任 期 付 職 員 給 料 表 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>864,000</td></tr> </table> 備考 この表は、特定任期付職員に適用する。	号給	給料月額	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	別表第6（第5条関係） 特 定 任 期 付 職 員 給 料 表 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>380,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>718,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>839,000</td></tr> </table> 備考 この表は、特定任期付職員に適用する。	号給	給料月額	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
号給	給料月額																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																

北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(給与の種類) 第2条 略 2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第6条の2 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）に規定する給料表の適用を受ける職員（管理者が別に定める職員を除く。）となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 略	(給与の種類) 第2条 略 2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第6条の2 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、<u>当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち</u>、単身で生活することを常況とする職員には、<u>単身赴任手当を支給する</u>。ただし、<u>配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない</u>。 2 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 略

新	旧
2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略 (特定任期付職員についての適用除外) 第20条 第4条、第5条、第5条の3、第8条、第10条及び第11条第2項の規定は、特定任期付職員には適用しない。	2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定任期付職員業績手当) 第13条の2 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略 (特定任期付職員についての適用除外) 第20条 第4条、第5条、第5条の3、第8条、第10条、第11条第2項及び第13条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

北九州市交通局企業職員の給与の種別及び基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(給与の種別) 第2条 略 2 手当の種別は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第6条の2 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）に規定する給料表の適用を受ける職員（管理者が別に定める職員を除く。）となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活すること等を常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条 略	(給与の種別) 第2条 略 2 手当の種別は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u> (単身赴任手当) 第6条の2 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活すること等を常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u> 2 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条 略

新	旧
2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略 (特定任期付職員についての適用除外) 第20条 第4条、第5条、第5条の3、第8条、第10条及び第10条の2第2項の規定は、特定任期付職員には適用しない。	2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定任期付職員業績手当) 第13条の2 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略 (特定任期付職員についての適用除外) 第20条 第4条、第5条、第5条の3、第8条、第10条、第10条の2第2項及び第13条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第４条関係）

新	旧
(給与の種類) 第２条 略 ２ 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第９条 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成３０年北九州市公営競技局管理規程第２５号）に規定する給料表の適用を受ける職員（管理者が別に定める職員を除く。）となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者等との直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが管理職等が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 ２ 略 (管理職員特別勤務手当) 第１５条 略	(給与の種類) 第２条 略 ２ 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第９条 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は<u>公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち</u>、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 ２ 略 (管理職員特別勤務手当) 第１５条 略

新	旧
2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第26条 第5条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略 (特定任期付職員についての適用除外) 第27条 第4条、第5条、第7条、第11条、第13条及び第14条第2項の規定は、特定任期付職員には適用しない。	2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定任期付職員業績手当) 第18条 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第26条 第5条、第7条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略 (特定任期付職員についての適用除外) 第27条 第4条、第5条、第7条、第11条、第13条、第14条第2項及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（第5条関係）

新		旧																																						
付 則 1～26 略	付 則 1～26 略																																							
27 北九州市職員の給与に関する条例第8条第2項、第5項、第7項から第9項まで第11項及び第13項並びに第11条の2から第13条まで並びに新給与条例第8条第3項、第4項、第6項及び第10項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	27 北九州市職員の給与に関する条例第8条第2項、第5項、第7項から第9項まで、第11項及び第13項、第11条の2から第13条まで及び第14条の2並びに新給与条例第8条第3項、第4項、第6項及び第10項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。																																							
28～49 略	28～49 略																																							
付則別表第1	付則別表第1																																							
<table><tr><th>給料表</th><th>職務の級</th><th>基準給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3">行政職給料表</td><td rowspan="10">略</td><td><u>318, 100円</u></td></tr><tr><td><u>358, 500円</u></td></tr><tr><td><u>407, 700円</u></td></tr><tr><td rowspan="3">消防職給料表</td><td><u>318, 100円</u></td></tr><tr><td><u>358, 500円</u></td></tr><tr><td><u>407, 700円</u></td></tr><tr><td rowspan="3">研究職給料表</td><td><u>329, 800円</u></td></tr><tr><td><u>371, 500円</u></td></tr><tr><td><u>318, 100円</u></td></tr><tr><td>医療職給料表（2）</td><td></td><td></td></tr></table>	給料表	職務の級	基準給料月額	行政職給料表	略	<u>318, 100円</u>	<u>358, 500円</u>	<u>407, 700円</u>	消防職給料表	<u>318, 100円</u>	<u>358, 500円</u>	<u>407, 700円</u>	研究職給料表	<u>329, 800円</u>	<u>371, 500円</u>	<u>318, 100円</u>	医療職給料表（2）			<table><tr><th>給料表</th><th>職務の級</th><th>基準給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3">行政職給料表</td><td rowspan="10">略</td><td><u>311, 200円</u></td></tr><tr><td><u>351, 600円</u></td></tr><tr><td><u>400, 800円</u></td></tr><tr><td rowspan="3">消防職給料表</td><td><u>311, 200円</u></td></tr><tr><td><u>351, 600円</u></td></tr><tr><td><u>400, 800円</u></td></tr><tr><td rowspan="3">研究職給料表</td><td><u>322, 900円</u></td></tr><tr><td><u>364, 600円</u></td></tr><tr><td><u>311, 200円</u></td></tr><tr><td>医療職給料表（2）</td><td></td><td></td></tr></table>	給料表	職務の級	基準給料月額	行政職給料表	略	<u>311, 200円</u>	<u>351, 600円</u>	<u>400, 800円</u>	消防職給料表	<u>311, 200円</u>	<u>351, 600円</u>	<u>400, 800円</u>	研究職給料表	<u>322, 900円</u>	<u>364, 600円</u>	<u>311, 200円</u>	医療職給料表（2）			
給料表	職務の級	基準給料月額																																						
行政職給料表	略	<u>318, 100円</u>																																						
		<u>358, 500円</u>																																						
		<u>407, 700円</u>																																						
消防職給料表		<u>318, 100円</u>																																						
		<u>358, 500円</u>																																						
		<u>407, 700円</u>																																						
研究職給料表		<u>329, 800円</u>																																						
		<u>371, 500円</u>																																						
		<u>318, 100円</u>																																						
医療職給料表（2）																																								
給料表	職務の級	基準給料月額																																						
行政職給料表	略	<u>311, 200円</u>																																						
		<u>351, 600円</u>																																						
		<u>400, 800円</u>																																						
消防職給料表		<u>311, 200円</u>																																						
		<u>351, 600円</u>																																						
		<u>400, 800円</u>																																						
研究職給料表		<u>322, 900円</u>																																						
		<u>364, 600円</u>																																						
		<u>311, 200円</u>																																						
医療職給料表（2）																																								

議案第 138 号

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 雇用保険の就業促進手当の支給対象の変更等に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講ずる等のため、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和３８年北九州市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第９条第１２項第４号中「職業」を「安定した職業」に改める。

付則第１５項第１号中「まで」の次に「、付則第３２項及び付則第３３項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

付則第２５項第１号中「及び」を「、付則第３２項及び付則第３３項並びに」に改める。

付則第３０項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

付則第３１項中「の改定」の次に「（次項において「給料月額７割措置」という。）」を加える。

付則第３２項を付則第３５項とし、付則第３１項の次に次の３項を加える。

３２ 当分の間、給料月額７割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第６条の２第１項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額７割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「７割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び７割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額（以下この項及び次項において「７割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、７割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（１） その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第３条から第６条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（２） ７割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除

した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第6条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

3 3 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特別特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 47.709以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 47.709未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 4 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）の適用を受けていた職員であって、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものに対

する第6条の2第1項及び付則第32項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づく給料の月額を含む。）」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第15項第1号の改正規定、付則第25項第1号の改正規定、付則第31項の改正規定及び付則第32項を付則第35項とし、付則第31項の次に3項を加える改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した北九州市職員退職手当支給条例第2条第1項各号列記以外の部分に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

参考 北九州市職員退職手当支給条例新旧対照表

新	旧
(失業者の退職手当) 第9条 略 2～11 略 12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) 安定した<u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5) 略 (6) 略 13～18 略 付 則 1～14 略 15 特定再任用職員が退職した場合におけるその者に対する第2条の4の規定による退職手当の額は、第1号に規定する条例の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、同号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第3号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。	(失業者の退職手当) 第9条 略 2～11 略 12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5) 略 (6) 略 13～18 略 付 則 1～14 略 15 特定再任用職員が退職した場合におけるその者に対する第2条の4の規定による退職手当の額は、第1号に規定する条例の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、同号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第3号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

新	旧
(1) 第2条の4から第6条の8まで、<u>付則第32項及び付則第33項</u>、北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年北九州市条例第64号）<u>付則第3項並びに北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</u>（平成27年北九州市条例第54号）<u>付則第2項の規定により計算した額</u> (2) 略 (3) 略 16～24 略 25 再採用後の退職手当の額は、第1号に規定する条例の規定にかかわらず、同号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零）とする。 (1) 第2条の4から第6条の8まで、<u>付則第32項及び付則第33項並びに北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</u>（平成27年北九州市条例第54号）<u>付則第2項の規定により計算した額</u> (2) 略 26～29 略 30 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第11項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に</u>	(1) 第2条の4から第6条の8まで、北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年北九州市条例第64号）<u>付則第3項及び北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</u>（平成27年北九州市条例第54号）<u>付則第2項の規定により計算した額</u> (2) 略 (3) 略 16～24 略 25 再採用後の退職手当の額は、第1号に規定する条例の規定にかかわらず、同号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零）とする。 (1) 第2条の4から第6条の8まで及び<u>北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</u>（平成27年北九州市条例第54号）<u>付則第2項の規定により計算した額</u> (2) 略 26～29 略 30 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第11項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に</u>

新	旧
規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 あるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げるものを除く。） する。 （定年引上げに伴う措置） 31 北九州市職員の給与に関する条例付則第59項の規定による職員の給料月額 の改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料の月額の減額 改定に該当しないものとする。 32 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第6条 の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりそ の者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」とい	規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 あるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げるものを除く。） する。 （定年引上げに伴う措置） 31 北九州市職員の給与に関する条例付則第59項の規定による職員の給料月額 の改定は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

新	旧
う。)の前日までのものに限る。)によりその者の給料の月額が減額されたことがあつた場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの(以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。))が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額(以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。))よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合 イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合	

新	旧
<u>を乗じて得た額</u> ア <u>その者に対する退職手当の基本額が第3条から第6条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u> イ <u>前号アに掲げる割合</u> 33 <u>前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</u> (1) <u>47.709以上 特別特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額</u> (2) <u>47.709未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額</u> ア <u>47.709以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u> イ <u>47.709未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u> 34 <u>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)又は北九州市上下水道局企業職員の給与の</u>	

新	旧
種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）の適用を受けていた職員であって、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものに対する第6条の2第1項及び付則第32項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づく給料の月額を含む。）」とする。 3.5 略	3.2 略

議案第 1 3 9 号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 災害応急対策等業務手当を新設するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「6 の項」を「7 の項」に改め、同表の 1 0 の項を同表の 1 1 の項とし、同表の 9 の項を同表の 1 0 の項とし、同表の 8 の項中「6 の項」を「7 の項」に改め、同項を同表の 9 の項とし、同表の 7 の項中「6 の項」を「7 の項」に改め、同項を同表の 8 の項とし、同表の 6 の項を同表の 7 の項とし、同表の 5 の項の次に次のように加える。

6 災害応急 対策等業務 手当	職員が、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	従事した 1 日につき 1, 0 8 0 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第 2 号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 （1） 午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事し	

		た場合 10 0分の50 (2) 災害対 策基本法、大 規模地震対策 特別措置法（ 昭和53年法 律第73号） その他の法令 等に基づき設 定され、立入 禁止、退去命 令等の措置が なされた区域 において業務 に従事した場 合 100分 の100	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。
付則第3項中「別表の10の項第1号」を「別表の11の項第1号」に改める。

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	支給範囲	手当額	備考	種類	支給範囲	手当額	備考
1 感染症 予防等業 務手当	略	略	1 当務とは、 午前8時45 分から翌日の 午前9時まで の勤務をいう 。 <u>7</u> の項にお いて同じ。	1 感染症 予防等業 務手当	略	略	1 当務とは、 午前8時45 分から翌日の 午前9時まで の勤務をいう 。 <u>6</u> の項にお いて同じ。
6 災害応 急対策等 業務手当	職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算					

新	旧
した額とする （同一の日に おいて当該各 号のいずれに も該当する場 合は、第2号 に定める割合 を乗じて得た 額を加算する ものとする。 ）。 （1） 午後 6時から翌 日の午前6 時までの間 において業 務に従事し た場合 1 0 0分の5 0 （2） 災害	略

新		旧	
	対策基本法 、大規模地 震対策特別 措置法（昭 和 5 3 年法 律第 7 3 号 ）その他の 法令等に基 づき設定さ れ、立入禁 止、退去命 令等の措置 がなされた 区域におい て業務に従 事した場合 1 0 0 分 の 1 0 0		
<u>7</u>	略	<u>6</u>	略
<u>8</u>	へリコ	<u>7</u>	へリコ
	略		略

新		旧	
プター操縦等手当			この手当が支給されるときは、 <u>6</u> の項の第1号及び第2号の業務に係る手当は支給しない。
<u>9</u> 国際緊急援助手当			この手当が支給されるときは、 <u>6</u> の項の手当は支給しない。
<u>10</u> 略	略	<u>9</u> 略	略
<u>11</u> 略	略	<u>10</u> 略	略

議案第 1 4 0 号

北九州市市民センター条例の一部改正について

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 市民センターの使用の承認に係る要件を変更する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第2の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 営利のための使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額（市外居住者が使用する場合にあっては、前項に規定する額）の50割に相当する額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後にする使用の承認について適用し、同日前にする使用の承認については、なお従前の例による。

新	旧								
(使用の承認) 第2条 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の承認をしないものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、市民センターの管理上支障があると認められるとき。 別表第2 (第4条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 備考 1 略 2 営利のための使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額（市外居住者が使用する場合にあっては、前項に規定する額）の50割に相当する額とする。 3 略	区分	使用料	略	略	(使用の承認) 第2条 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の承認をしないものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 営利を主たる目的とするとき。 (4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、市民センターの管理上支障があると認められるとき。 別表第2 (第4条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 備考 1 略 2 略	区分	使用料	略	略
区分	使用料								
略	略								
区分	使用料								
略	略								

議案第 1 4 1 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成１２年北九州市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第６６号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第８条第１項本文の規定に基づく宅地造成工事規制区域」を「第１２条第１項に規定する宅地造成等工事規制区域」に、「行われる宅地造成」を「行われる宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査又は同法第３０条第１項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積」に、

切土又は盛土をする土地の面積	５００平方メートル以内のもの	１件につき １２，０００円	を
	５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件につき ２１，０００円	
	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件につき ３１，０００円	
	２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	１件につき ４７，０００円	
	５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１件につき ６７，０００円	
	１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの	１件につき １１０，０００円	
	２０，０００平方メートルを超え４０，０００平方メートル以内のもの	１件につき １７０，０００円	
	４０，０００平方メートルを超え７０，０００平方メートル以内のもの	１件につき ２５０，０００円	
	７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内のもの	１件につき ３４０，０００円	
	１００，０００平方メートルを超えるもの	１件につき ４２０，０００円	」

「

宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 を 行 う 場 合	盛土又は切土をする土地の面積が、５０ ０平方メートル以内のもの	１件につき１６，００ ０円
	盛土又は切土をする土地の面積が、５０ ０平方メートルを超え１，０００平方メ ートル以内のもの	１件につき２８，００ ０円
	盛土又は切土をする土地の面積が、１， ０００平方メートルを超え２，０００平 方メートル以内のもの	１件につき４０，００ ０円
	盛土又は切土をする土地の面積が、２， ０００平方メートルを超え３，０００平 方メートル以内のもの	１件につき５９，００ ０円
	盛土又は切土をする土地の面積が、３， ０００平方メートルを超え５，０００平 方メートル以内のもの	１件につき６８，００ ０円
	盛土又は切土をする土地の面積が、５， ０００平方メートルを超え１０，０００ 平方メートル以内のもの	１件につき９２，００ ０円
	盛土又は切土をする土地の面積が、１０ ，０００平方メートルを超え２０，００ ０平方メートル以内のもの	１件につき１４０，０ ００円
	盛土又は切土をする土地の面積が、２０ ，０００平方メートルを超え４０，００ ０平方メートル以内のもの	１件につき２２０，０ ００円
	盛土又は切土をする土地の面積が、４０ ，０００平方メートルを超え７０，００ ０平方メートル以内のもの	１件につき３５０，０ ００円
	盛土又は切土をする土地の面積が、７０ ，０００平方メートルを超え１００，０ ００平方メートル以内のもの	１件につき５００，０ ００円
土 石 の	盛土又は切土をする土地の面積が、１０ ０，０００平方メートルを超えるもの	１件につき６５０，０ ００円
	土石の堆積を行う土地の面積が、５００ 平方メートル以内のもの	１件につき１１，００ ０円
	土石の堆積を行う土地の面積が、５００	１件につき１４，００

に

堆積を行う場合	平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	0円
	土石の堆積を行う土地の面積が、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき20,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき29,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき32,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき39,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき54,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき74,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき110,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が、100,000平方メートルを超えるもの	1件につき130,000円

改め、同表中

「(68) から (74) まで」を

「

(7 0) から (7 4)
まで

に
」

改め、同表第 6 7 号中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「第 3 0 条の規定に基づく」を「第 8 8 条に規定する」に、

「

1 通につき
4 7 0 円

を
」

「

1 通につき 4 7 0
円

に
」

改め、同号を同表第 6 9 号とし、同表中

(6 6) の 2	宅地造成等規制法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査		変更許可申請 1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が 4 2 0 , 0 0 0 円を超えるときは、その手数料の金額は 4 2 0 , 0 0 0 円とする。 ア 宅地造成に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変	

			更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ前号に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 イ 新たに切土又は盛土をする土地の編入による切土又は盛土をする土地の面積の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する金額 ウ その他の変更については、10,000円	を

(67)	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項に規定する宅地造成等工事規制区	宅地造成又は	変更許可申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が650,000円を超えるときは、その手

	域内において行われる宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査又は同法第35条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	特定盛土等を行う場合		数料の金額は650,000円とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 イ 新たに盛土又は切土をする土地の編入による盛土又は切土をする土地の面積の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地	

		の面積に応じ前号に規定する金額 ウ その他の変更については、10,000円	
土石の堆積を行う場合		変更許可申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が130,000円を超えるときは、その手数料の金額は130,000円とする。 ア 土石の堆積に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号に規定する金額に10分	に

				の1を乗じて得た金額 イ 新たに土石の堆積をする土地の編入による土石の堆積をする土地の面積の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する金額 ウ その他の変更については、10,000円	
(68)	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査又は同法第37条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工	盛土又は切土をする土地の面積	20,000平方メートル以内のもの	1件につき6,100円	同一工事に係る検査で件数が通算して2件以上となるものの1件を超える件数に係る
			20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき12,000円	
			40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき24,000円	
			70,000平方メートル以内のもの	1件につき43,000円	

	事 の 中 間 検 査	0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 1 0 0 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	0 0 円	手 数 料 は 、 徴 収 し な い 。
		1 0 0 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の	1 件 に つ き 6 1 , 0 0 0 円	

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による計画の変更の許可の申請に対する審査及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定による適合証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

新		旧	
<u>土等規制区域</u> <u>内において行</u> <u>われる特定盛</u> <u>土等若しくは</u> <u>土石の堆積に</u> <u>関する工事の</u> <u>許可の申請に</u> <u>対する審査</u>	平方メートル以 内のもの	メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	67,000円
	盛土又は切土を する土地の面積 が、2,000 平方メートルを 超え3,000 平方メートル以 内のもの	10,000平 方メートルを超 え20,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 110,000円
	盛土又は切土を する土地の面積 が、3,000 平方メートルを 超え5,000 平方メートル以 内のもの	20,000平 方メートルを超 え40,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 170,000円
	盛土又は切土を する土地の面積 が、5,000 平方メートルを 超え9,000 平方メートル以 内のもの	40,000平 方メートルを超 え70,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 250,000円
		70,000平 方メートル以 内のもの	1件につき

新		旧	
超え10,000平方メートル以内のもの		方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	340,000円
盛土又は切土をする土地の面積が、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき140,000円	100,000平方メートルを超えるもの	1件につき420,000円
盛土又は切土をする土地の面積が、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき220,000円		
盛土又は切土をする土地の面積が、40,000	1件につき350,000円		

新			旧		
	平方メートルを 超え100,0 00平方メート ル以内のもの	1件につき130 ,000円			
	土石の堆積を行 う土地の面積が ,100,00 0平方メートル を超えるもの				
(6 7)	宅地造成及び 特定盛土等規 制法第16条 第1項に規定 する宅地造成 等工事規制区 域内において 行われる宅地 造成等に関す る工事の計画 の変更の許可	宅地造成又は特定盛土等			変更許可申請1件 につき 次に掲げる金額 を合算した金額 。ただし、その 金額が420, 000円を超え るときは、その 手数料の金額は 420,000 円とする。
			(6 6) の2	宅地造成等規 制法第12条 第1項の規定 に基づく宅地 造成工事規制 区域内におい て行われる宅 地造成に関す る工事の計画 の変更の許可 の申請に対す	

新		旧	
の申請に対する審査又は同法第35条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	を行う場合	る審査	ア 宅地造成に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は切土

新	旧
をする土地の面積) に応じ前号に規定する金額に 10 分の 1 を乗じて得た金額 イ 新たに盛土又は切土をする土地の編入による盛土又は切土をする土地の面積の変更について は、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に 応じ前号に規定する金額 ウ その他の変	土又は盛土をする土地の面積) に応じ前号に規定する金額に 10 分の 1 を乗じて得た金額 イ 新たに切土又は盛土をする土地の編入による切土又は盛土をする土地の面積の変更について は、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に 応じ前号に規定する金額

新				旧			
			更については 、 1 0 , 0 0 0 円			ウ その他の変 更については 、 1 0 , 0 0 0 円	
	土 石 の 堆 積 を 行 う 場 合	変更許可申請 1 件 につき次に掲げる 金額を合算した金 額。ただし、その 金額が 1 3 0 , 0 0 0 円を超えると きは、その手数料 の金額は 1 3 0 , 0 0 0 円とする。 ア 土石の堆積 に関する設計 の変更（イの みに該当する 場合を除く。 ）については 、土石の堆積					

新	旧
をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合においては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額	

新				旧			
(6 8)	宅地造成及び 特定盛土等規 制法第18条	盛 土 又	20,000平 方メートル以内 のもの	イ 新たに土石 の堆積をする 土地の編入に よる土石の堆 積をする土地 の面積の変更 については、 新たに編入さ れる土石の堆 積をする土地 の面積に同じ 前号に規定す る金額 ウ その他の変 更については 、10,00 0円	同一 工事 に係		

新			旧				
第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査又は同法第37条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の中間検査	は切土をすする土地の面積	20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき12,000円 1件につき24,000円 1件につき43,000円 1件につき61,000円	検 査 で 件 数 が 通 算 し て 2 件 以 上 と な る も の 1 件 を 超 え る 件 数 に 係 る 手 数 料 は 、 徴 収 し			

新					旧				
(6 9)	宅地造成及び 特定盛土等規 制法施行規則 (昭和37年 建設省令第3 号)第88条 に規定する適 合証明書の交 付		1通につき470 円	ない 。	(6 7)	宅地造成等規 制法施行規則 (昭和37年 建設省令第3 号)第30条 の規定に基づ く適合証明書 の交付	1通につき 470円		
(7 0) から (7 4) まで	削除				(6 8) から (7 4) まで	削除			
略					略				

議案第 1 4 2 号

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設に対し個別支援計画の作成を義務付ける等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年北九州市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項第１号中「第２５条第２項に規定する処遇計画、」を「第２５条第１項若しくは」に、「更生計画及び」を「個別支援計画又は」に改める。

第２２条各号列記以外の部分中「第２５条第２項に規定する処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行う」を「前項に定めるものの」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

生活指導員は、第２５条第１項に規定する個別支援計画の作成及び見直しに関する業務を行うものとし、入所者の自立支援に当たっては、個別支援計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うものとする。

第２５条の見出しを「（個別支援計画）」に改め、同条第１項を次のように改める。

救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第２５条第２項中「生活指導員は」を「救護施設は、前項の個別支援計画の作成に当たり」に、「当該入所者及び」を「入所者及び」に改め、「、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇に係る計画（以下「処遇計画」という。）を作成し」を削り、同条第３項中「生活指導員は、入所者の処遇計画」を「救護施設は、第１項の個別支援計画」に、「当該入所者の処遇」を「入所者の自立支援」に改める。

第２６条第２項中「処遇は、処遇計画」を「自立支援は、前条第１項の個別支援計画」に改める。

第３６条第１項及び第３７条第１項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
(記録の整備) 第15条 略 2 保護施設等は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録（宿所提供施設及び医療保護施設にあつては、第1号に係る記録を除く。）を整備し、当該記録を作成した日から2年間保存しなければならない。 (1) 第25条第1項若しくは第36条第1項に規定する<u>個別支援計画又は第43条（第52条において準用する場合を含む。）に規定する計画</u> (2) ～ (5) 略 (生活指導員の責務) 第22条 <u>生活指導員は、第25条第1項に規定する個別支援計画の作成及び見直しに関する業務を行うものとし、入所者の自立支援に当たっては、個別支援計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うものとする。</u> 2 <u>生活指導員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</u> (1) ～ (3) 略 (個別支援計画) 第25条 <u>救護施設の施設長は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u>	(記録の整備) 第15条 略 2 保護施設等は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録（宿所提供施設及び医療保護施設にあつては、第1号に係る記録を除く。）を整備し、当該記録を作成した日から2年間保存しなければならない。 (1) 第25条第2項に規定する<u>処遇計画、第36条第1項に規定する更生計画及び第43条（第52条において準用する場合を含む。）に規定する計画</u> (2) ～ (5) 略 (生活指導員の責務) 第22条 生活指導員は、第25条第2項に規定する<u>処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</u> (1) ～ (3) 略 (<u>処遇計画</u>) 第25条 <u>救護施設の施設長は、次項に定める入所者の処遇に係る計画の作成に関する業務を生活指導員に担当させるものとする。</u>

新	旧
2 <u>救護施設</u>は、前項の<u>個別支援計画</u>の作成に当たり、入所者の心身の状況、置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案しなければならない。	2 <u>生活指導員</u>は、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、<u>他の職員と協議の上、当該入所者の処遇に係る計画</u>（以下「<u>処遇計画</u>」という。）を作成しなければならない。
3 <u>救護施設</u>は、第1項の<u>個別支援計画</u>について、入所者の自立支援の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。 (処遇の方針) 第26条 略	3 <u>生活指導員</u>は、入所者の<u>処遇計画</u>について、<u>当該入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない</u>。 (処遇の方針) 第26条 略
2 入所者の自立支援は、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に基づいて行わなければならない。 3～5 略 (生活指導等)	2 入所者の<u>処遇は、処遇計画に基づいて行わなければならない</u>。 3～5 略 (生活指導等)
第36条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 conditions に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 略 (作業指導)	第36条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 conditions に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 略 (作業指導)
第37条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 略	第37条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 略

議案第 1 4 3 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入所
中の児童に係る給付金の管理に関する基準の対象施設に母子生活支援施設を
追加するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年北九州市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第１７条各号列記以外の部分中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第17条 乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1) ～ (4) 略	(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第17条 乳児院及び児童養護施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1) ～ (4) 略

議案第 1 4 4 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市門司麦酒煉瓦館を廃止するため、関係規定を改める必要が
あるので、この条例案を提出する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の観光施設の項中

北九州市門司港レ トロ展望室	北九州市門司区東港町 1 番 3 2 号
北九州市門司麦酒 煉瓦館	北九州市門司区大里本町 三丁目 6 番 1 号

「	<table><tr><td>北九州市門司港レ トロ展望室</td><td>北九州市門司区東港町1 番32号</td></tr></table>	北九州市門司港レ トロ展望室	北九州市門司区東港町1 番32号	に
北九州市門司港レ トロ展望室	北九州市門司区東港町1 番32号			
」		」		

改める。

別表第３の門司麦酒煉瓦館の項を削る。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

新				旧					
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）					
施設の種類	目的又は事業	名称	位置	施設の種類	目的又は事業	名称	位置		
略				略					
観光施設	略	北九州市門司港レトロ 展望室	北九州市門司区東港町 1 番 3 2 号	観光施設	略	北九州市門司港レトロ 展望室	北九州市門司区東港町 1 番 3 2 号		
						北九州市門司麦酒煉瓦 館	北九州市門司区大里本 町三丁目 6 番 1 号		
略				略					
略				略					
別表第 3（第 6 条関係）				別表第 3（第 6 条関係）					
施設の種類	金額		備考	施設の種類	金額		備考		
略				略					
門司 麦酒 煉瓦 館	展示 室	観覧 料	—	門司 麦酒 煉瓦 館	展示 室	観覧 料	中学校の生徒 以下の者（4 歳未満の者を 除く。）		

新		旧			
		個人	1	100円	50円
		団体（30人以上）	1人	80円	40円
			1回		
	市民ギヤラリー	9時～12時	12時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
		220円	380円	600円	
	駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円	1 大型自動車、中型自動車
		普通自動車	1台	1,000円	1 普通自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路
			1台	0分を超える30分又はその端数を1単位とし、1単位ごとに100円。	

新	旧									
	<table><tr><td></td><td>(ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。)</td><td>交通法第3条に規定するところによる。</td></tr><tr><td></td><td>カード式回数券</td><td>2 カード式回数券は、50単位の利用ができるものとする。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行</td></tr></table>		(ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。)	交通法第3条に規定するところによる。		カード式回数券	2 カード式回数券は、50単位の利用ができるものとする。			3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行
	(ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。)	交通法第3条に規定するところによる。								
	カード式回数券	2 カード式回数券は、50単位の利用ができるものとする。								
		3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行								

新	旧
	する際に納入すること。 4 前項ただし書に定めるもののほか、指定管理者が必要であると認められる場合は、利用料金、利用料金を前納とすることができる。
	略

議案第 1 4 5 号

付属機関の設置に関する条例の一部改正について

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 市長の付属機関として、北九州市上下水道事業審議会を設置するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

付属機関の設置に関する条例（昭和３８年北九州市条例第９７号）の一部を次のように改正する。

別表の市長の項中

北九州市住宅委員会	市長の諮問に応じ、市営住宅の使用 者の選考方法を審議すること。	を
北九州市住宅委員会	市長の諮問に応じ、市営住宅の使用 者の選考方法を審議すること。	に
北九州市上下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、水道事業、水 道用水供給事業、工業用水道事業 及び下水道事業の経営に関する事 項について調査審議すること。	に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新				旧						
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）						
付属機関の属 する執行機関	付属機関	担任する事項	略	付属機関の属 する執行機関	付属機関	担任する事項	略			
								市長	北九州市住宅委員 会	市長の諮問に応じ、市営住宅の使用者 の選考方法を審議すること。
略				略						

議案第 1 4 6 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の
地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係
規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第2号から第5号」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第20条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第21条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第23条第1項本文中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける教職員(人事委員会規則で定める教職員を除く。) となったこと」に、「又は公署の移転」を「等」に改める。

第30条第2項中「まで」の次に「又は午後10時から午後12時まで」を加える。

第31条第3項中「、第21条」を削る。

第38条第1項中「教育職員」を「教職員」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 災害応急対策等業務手当

付則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例措置)

29 当分の間、第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

付則別表及び別表第1から別表第3までを次のように改める。

付則別表

行政職給料表	
職務 の級	特 3 級
号給	給料月額
	円
1	288,300
2	290,400
3	292,300
4	294,600
5	296,400
6	298,700
7	300,800
8	302,900
9	304,700
10	306,500
11	308,300
12	309,900
13	311,700
14	314,000
15	316,200
16	317,900
17	320,000
18	321,900
19	323,900
20	326,100
21	327,900
22	329,700
23	331,400
24	333,500
25	334,800
26	337,000
27	338,800
28	340,700
29	342,300
30	344,300
31	346,100
32	348,300
33	349,900
34	351,300
35	353,000
36	354,600
37	356,000
38	358,100
39	360,000
40	362,000
41	363,700
42	365,600
43	367,500
44	369,500
45	370,900
46	373,000
47	374,400
48	376,000
49	377,300
50	379,200
51	380,800
52	382,600

53	384,400
54	386,200
55	387,900
56	389,700
57	391,000
58	392,500
59	394,000
60	395,500
61	396,900
62	398,100
63	399,300
64	400,600
65	401,700
66	402,700
67	403,800
68	404,800
69	405,700
70	406,600
71	407,500
72	408,400
73	409,100
74	410,000
75	410,700
76	411,600
77	412,300
78	413,200
79	414,000
80	414,900
81	415,600
82	416,400
83	417,300
84	418,200
85	418,800
86	419,700
87	420,600
88	421,500
89	422,000
90	422,800
91	423,500
92	424,400
93	425,000
94	425,800
95	426,700
96	427,600
97	428,200
98	429,000
99	429,600
100	429,900
101	430,000
102	430,300
103	430,500
104	430,600
105	430,900
106	431,000
107	431,100
108	431,300
109	431,600
110	431,800
111	432,000

112	432, 100
113	432, 200
114	432, 400
115	433, 000
116	433, 800
117	434, 600

別表第1（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（3）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	229,800	301,400	328,200	397,000
	2	202,100	232,100	303,400	330,800	399,200
	3	203,600	234,500	305,400	333,600	401,500
	4	205,100	236,800	307,500	336,500	403,800
	5	206,700	239,100	309,400	338,700	406,400
	6	209,400	242,200	310,900	341,100	408,200
	7	211,800	245,200	312,400	343,500	409,800
	8	214,200	247,900	314,100	346,000	411,300
	9	216,600	251,000	315,600	348,800	413,000
	10	219,100	251,800	317,200	350,500	414,700
	11	221,500	252,600	319,100	352,100	416,400
	12	223,800	253,600	320,200	353,600	417,900
	13	226,300	254,600	322,200	355,200	419,400
	14	228,600	255,700	323,700	356,800	421,200
	15	231,000	256,800	324,800	358,400	423,100
	16	233,300	257,900	326,400	359,500	424,900
	17	235,500	259,300	328,200	361,400	426,700
	18	238,500	260,700	330,400	362,600	428,400
	19	241,200	262,000	332,600	364,500	430,100
	20	243,700	263,600	335,300	366,100	431,600
	21	246,500	264,500	337,200	367,400	433,000
	22	247,300	266,200	339,300	369,300	434,400
	23	248,100	267,600	341,300	371,000	436,300
	24	249,100	269,300	343,700	372,400	438,200
	25	249,800	270,700	346,200	374,100	439,900
	26	250,700	272,800	347,800	375,600	441,600
	27	251,800	275,000	349,400	377,100	443,300
	28	253,000	277,600	350,700	378,600	445,100
	29	253,900	280,100	352,100	379,800	446,800
	30	255,300	283,400	353,200	381,800	448,700
	31	256,500	286,400	354,800	383,400	450,500
	32	257,800	289,500	356,000	385,300	452,300
	33	258,600	292,500	357,300	386,900	454,000
	34	260,000	295,500	358,900	388,900	455,800
	35	261,300	298,500	360,600	391,000	457,600
	36	262,600	301,400	362,100	393,100	459,400
	37	263,600	304,200	363,900	395,400	461,000
	38	264,800	306,300	365,800	397,600	462,700
	39	265,900	308,700	367,600	399,600	464,600
	40	267,300	311,300	369,000	401,500	466,300
	41	268,700	314,000	370,500	403,600	467,900
	42	270,100	315,200	372,100	405,100	469,500

	43	271,100	316,500	373,500	406,500	471,100
	44	271,900	317,500	375,100	407,900	472,600
	45	272,800	318,800	376,500	409,000	474,100
	46	273,200	320,600	378,200	410,200	475,200
	47	273,800	322,200	379,400	411,500	476,500
	48	274,400	324,200	380,900	412,700	477,800
	49	275,000	325,800	382,000	414,400	479,000
	50	275,900	328,100	383,700	415,600	479,600
	51	276,400	330,000	385,500	416,800	480,300
	52	277,400	332,500	387,300	418,100	481,000
	53	277,900	334,500	389,300	419,500	481,500
	54	278,300	336,700	391,200	420,700	482,100
	55	279,100	338,800	392,900	422,200	482,700
	56	279,300	340,800	394,500	423,800	483,300
	57	280,000	342,900	396,100	425,400	483,900
	58	280,400	344,100	398,300	426,800	484,400
	59	280,700	345,500	400,300	428,200	484,900
	60	281,400	346,700	402,200	429,600	485,400
	61	282,200	347,800	404,000	431,300	485,900
	62	283,000	349,400	404,700	432,800	486,400
	63	284,100	350,900	406,000	434,400	486,800
	64	284,900	352,100	407,200	435,900	487,200
	65	286,000	353,700	408,400	437,400	487,600
	66	287,000	355,400	409,700	438,900	
	67	288,200	357,200	411,000	440,100	
	68	289,600	358,900	412,100	441,300	
	69	290,900	360,300	413,300	442,500	
	70	291,600	362,300	414,400	443,800	
	71	292,300	363,900	415,800	445,100	
	72	292,800	365,400	417,100	446,300	
	73	293,200	366,900	418,200	447,400	
	74	293,900	368,200	419,300	448,600	
	75	294,700	369,700	420,400	449,800	
	76	295,000	371,200	421,800	451,000	
	77	295,800	372,500	423,100	452,200	
	78	296,500	374,000	424,300	453,200	
	79	297,300	375,100	425,300	454,400	
	80	298,100	376,500	426,400	455,600	
	81	298,800	377,800	427,600	456,700	
	82	299,600	379,400	428,800	457,200	
	83	300,400	381,100	430,000	457,700	
定年	84	301,100	382,600	431,000	458,200	
前再	85	301,800	384,300	432,000	458,700	
任用	86	302,400	385,900	433,000	459,100	
短時	87	303,000	387,300	434,000	459,600	
間勤	88	303,700	388,600	435,000	460,100	
務教	89	304,400	389,800	435,800	460,500	
職員	90	305,200	391,500	436,600	460,900	
以外	91	306,200	393,200	437,400	461,300	

の教 職員	92	306,700	394,900	438,200	461,700
	93	307,000	396,200	439,000	462,100
	94	307,800	397,000	439,200	462,500
	95	308,600	398,200	439,600	462,900
	96	309,600	399,200	440,000	463,300
	97	310,600	400,600	440,400	463,600
	98	311,400	401,500	440,600	
	99	312,000	402,400	440,900	
	100	312,600	403,300	441,200	
	101	313,200	404,100	441,500	
	102	314,200	404,700	441,800	
	103	315,200	405,800	442,100	
	104	315,900	406,800	442,300	
	105	316,500	407,500	442,500	
	106	317,200	408,400	442,800	
	107	317,900	409,100	443,000	
	108	318,700	409,900	443,200	
	109	319,600	410,600	443,400	
	110	320,000	411,500	443,700	
	111	320,400	412,300	443,900	
	112	320,900	413,000	444,100	
	113	321,500	413,600	444,300	
	114	321,800	414,300	444,600	
	115	322,300	415,000	444,900	
	116	322,800	415,600	445,100	
	117	323,400	416,200	445,300	
	118	323,900	416,700		
	119	324,200	417,100		
	120	324,700	417,500		
	121	325,100	417,800		
	122	325,500	418,100		
	123	326,000	418,400		
	124	326,500	418,600		
	125	327,100	418,800		
	126	327,400	418,900		
	127	327,700	419,200		
	128	328,000	419,400		
	129	328,200	419,600		
	130	328,500	419,800		
	131	328,800	420,000		
	132	329,100	420,200		
	133	329,300	420,400		
	134	329,500	420,700		
	135	329,700	421,000		
	136	329,900	421,200		
	137	330,000	421,400		
	138	330,200	421,700		
	139	330,500	421,900		
	140	330,800	422,100		

	141	331,000	422,300		
	142	331,200	422,600		
	143	331,500	422,800		
	144	331,700	423,000		
	145	332,000	423,200		
	146	332,200	423,500		
	147	332,500	423,800		
	148	332,800	424,000		
	149	333,000	424,200		
	150	333,200	424,400		
	151	333,500	424,700		
	152	333,800	424,900		
	153	334,000	425,100		
	154	334,300			
	155	334,600			
	156	334,800			
	157	335,000			
	158	335,300			
	159	335,600			
	160	335,800			
	161	336,000			
	162	336,200			
	163	336,500			
	164	336,700			
	165	336,900			
	166	337,200			
	167	337,500			
	168	337,700			
	169	337,900			
	170	338,200			
	171	338,500			
	172	338,700			
	173	338,900			
	174	339,200			
	175	339,500			
	176	339,700			
	177	339,900			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		252,900	289,500	318,200	346,300
					390,000

備考

- この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舍指導員に適用する。
- この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級3号給の給料月額に相当する額
- (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級5号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（４）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	219,700	301,300	309,700	397,200
	2	202,100	222,200	303,700	311,100	398,400
	3	203,600	224,700	305,700	312,500	399,500
	4	205,100	227,200	307,800	314,000	400,900
	5	206,700	229,800	309,700	315,800	401,800
	6	209,400	232,100	311,100	317,600	403,000
	7	211,800	234,500	312,500	319,600	403,900
	8	214,200	236,800	314,000	321,500	404,800
	9	216,600	239,000	315,500	323,600	406,200
	10	219,100	242,200	317,000	325,400	407,200
	11	221,500	245,200	318,800	327,900	408,300
	12	223,800	247,900	320,200	329,900	409,400
	13	226,300	251,000	322,300	332,200	410,500
	14	228,600	251,800	323,400	334,300	411,400
	15	231,000	252,600	325,000	336,100	412,700
	16	233,300	253,600	326,500	338,200	414,000
	17	235,500	254,600	328,300	340,200	415,100
	18	238,500	255,800	330,500	342,500	416,600
	19	241,200	257,000	332,600	344,800	418,000
	20	243,700	258,100	335,100	347,800	419,400
	21	246,500	259,300	336,800	350,100	420,800
	22	247,300	260,800	339,100	351,600	422,200
	23	248,100	262,100	341,000	352,900	423,700
	24	249,100	263,600	343,600	354,500	425,300
	25	249,800	264,400	346,100	355,500	426,700
	26	250,700	266,200	347,900	356,900	428,100
	27	251,700	267,700	349,600	358,200	429,500
	28	252,800	269,300	351,300	359,500	430,800
	29	253,800	270,700	352,400	361,300	432,100
	30	255,200	274,000	353,300	362,800	433,400
	31	256,400	277,200	354,700	364,600	434,800
	32	257,500	280,700	356,000	366,100	436,200
	33	258,300	284,200	357,300	367,400	437,300
	34	259,800	287,600	359,000	368,800	438,600
	35	260,700	290,800	360,800	370,000	439,800
	36	262,000	293,900	362,100	371,300	441,100
	37	263,000	296,900	363,800	372,800	442,000
	38	264,200	299,900	365,300	374,200	443,200
	39	265,100	302,800	366,600	375,900	444,500
	40	266,500	305,700	367,900	377,600	445,800
	41	267,700	308,400	369,100	379,300	447,100
	42	268,900	309,600	370,600	380,700	448,200
	43	269,800	311,000	371,800	382,300	449,200
	44	270,800	312,100	373,000	383,900	450,300

	45	271,900	313,900	374,300	385,600	451,500
	46	272,700	315,000	375,600	387,300	452,300
	47	273,400	316,300	376,900	389,000	453,100
	48	274,200	317,600	378,400	390,800	454,000
	49	274,800	318,900	379,800	392,100	454,900
	50	275,400	320,300	381,300	393,500	455,300
	51	276,100	322,400	382,900	394,600	455,700
	52	276,700	324,300	384,300	395,700	456,200
	53	277,100	326,000	385,700	396,600	456,700
	54	277,600	328,100	387,500	397,800	457,200
	55	278,100	330,000	389,000	398,900	457,700
	56	278,500	332,300	390,600	400,300	458,100
	57	279,200	334,200	391,700	401,200	458,500
	58	279,400	336,500	392,600	402,400	458,900
	59	280,200	338,500	393,600	403,300	459,300
	60	280,800	340,700	394,500	404,000	459,700
	61	281,800	342,800	395,200	405,400	460,100
	62	282,300	344,200	396,100	406,400	460,500
	63	283,100	345,700	397,000	407,500	460,900
	64	283,600	347,300	397,800	408,600	461,300
	65	284,100	348,100	399,000	409,700	461,600
	66	285,400	349,500	399,800	410,600	
	67	286,200	350,800	400,800	411,900	
	68	287,400	352,100	401,700	413,200	
	69	288,900	353,800	402,600	414,300	
	70	290,000	355,500	403,700	415,400	
	71	290,800	357,300	404,700	416,500	
	72	291,600	358,900	405,800	417,500	
	73	291,800	360,200	406,600	418,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	74	292,100	361,800	407,500	419,700	
	75	292,600	362,800	408,400	420,900	
	76	293,000	364,000	409,300	422,100	
	77	293,900	365,500	410,100	422,700	
	78	294,500	366,900	410,900	423,500	
	79	295,300	367,900	411,600	424,200	
	80	296,000	369,300	412,400	424,700	
	81	296,700	370,000	413,100	425,000	
	82	297,100	371,100	413,900	425,300	
	83	297,700	372,400	414,600	425,700	
	84	298,500	373,500	415,200	426,100	
	85	299,000	375,100	415,800	426,300	
	86	299,600	376,300	416,500	426,700	
	87	300,000	377,600	417,000	427,100	
	88	300,600	378,900	417,700	427,400	
	89	301,200	380,000	418,000	427,500	
	90	301,800	381,400	418,400	427,900	
	91	302,400	382,500	418,700	428,300	
	92	302,800	383,700	419,000	428,600	
	93	303,100	384,800	419,100	428,800	

94	303, 300	385, 500	419, 300	429, 000
95	303, 600	386, 200	419, 600	429, 200
96	304, 200	387, 100	419, 800	429, 400
97	304, 500	387, 600	419, 900	429, 600
98	305, 100	388, 300	420, 100	429, 900
99	305, 600	389, 000	420, 300	430, 200
100	306, 000	389, 800	420, 500	430, 400
101	306, 600	390, 600	420, 700	430, 600
102	306, 900	391, 300	421, 000	430, 800
103	307, 100	392, 200	421, 300	431, 000
104	307, 400	393, 000	421, 500	431, 200
105	307, 600	393, 500	421, 700	431, 400
106	307, 900	394, 300	422, 000	431, 700
107	308, 100	395, 100	422, 200	432, 000
108	308, 300	396, 000	422, 400	432, 200
109	308, 500	396, 700	422, 600	432, 400
110	308, 700	397, 400	422, 800	
111	309, 000	398, 100	423, 100	
112	309, 300	398, 800	423, 300	
113	309, 400	399, 400	423, 500	
114	309, 600	400, 200	423, 800	
115	309, 800	400, 900	424, 100	
116	310, 000	401, 600	424, 300	
117	310, 300	402, 200	424, 500	
118	310, 600	402, 900		
119	310, 900	403, 400		
120	311, 200	404, 000		
121	311, 400	404, 600		
122	311, 600	405, 200		
123	311, 800	405, 700		
124	312, 000	406, 200		
125	312, 300	406, 400		
126	312, 500	406, 700		
127	312, 800	407, 000		
128	313, 000	407, 300		
129	313, 200	407, 600		
130	313, 500	407, 900		
131	313, 800	408, 200		
132	314, 000	408, 500		
133	314, 200	408, 800		
134	314, 400	409, 000		
135	314, 700	409, 200		
136	314, 900	409, 400		
137	315, 100	409, 600		
138		409, 900		
139		410, 200		
140		410, 400		
141		410, 600		
142		410, 900		

	143		411, 100			
	144		411, 300			
	145		411, 500			
	146		411, 800			
	147		412, 000			
	148		412, 200			
	149		412, 400			
	150		412, 500			
	151		412, 800			
	152		413, 000			
	153		413, 200			
	154		413, 500			
	155		413, 800			
	156		414, 000			
	157		414, 200			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		243, 800	286, 300	313, 300	339, 500	367, 600

備考

- この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が３級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7, 5 0 0 円をそれぞれ加算した額とする。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 教諭、養護教諭及び栄養教諭 ２級５号給の給料月額に相当する額
 - 講師、助教諭及び養護助教諭 １級３号給の給料月額に相当する額

別表第2（第7条関係）

行政職給料表

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100	288,300
	2	190,900	257,300	282,800	290,400
	3	192,000	258,700	284,700	292,300
	4	193,700	260,400	286,600	294,600
	5	195,400	262,100	288,300	296,400
	6	197,200	263,500	290,400	298,700
	7	199,000	265,100	292,300	300,800
	8	200,600	266,800	294,600	302,900
	9	202,000	268,500	296,200	304,700
	10	204,000	270,000	298,500	306,500
	11	205,900	271,300	300,600	308,300
	12	207,700	272,500	302,700	309,900
	13	209,600	273,100	304,200	311,700
	14	211,400	274,400	306,000	314,000
	15	213,200	275,800	307,900	316,200
	16	215,200	277,300	309,500	317,900
	17	217,000	278,700	310,900	320,000
	18	218,900	280,100	313,200	321,900
	19	220,800	281,700	315,300	323,900
	20	222,000	283,300	317,000	326,100
	21	223,100	284,900	319,000	327,900
	22	224,400	286,700	321,000	329,700
	23	225,500	288,400	322,600	331,400
	24	227,000	290,300	324,700	333,500
	25	228,500	291,500	326,200	334,800
	26	230,100	293,500	327,800	337,000
	27	231,600	295,200	329,300	338,800
	28	233,100	297,100	331,000	340,700
	29	234,500	298,400	332,300	342,300
	30	236,000	299,800	334,100	344,300
	31	237,300	301,400	335,600	346,100
	32	238,900	302,700	337,300	348,300
	33	240,500	304,300	338,800	349,900
	34	242,100	305,900	340,400	351,300
	35	243,600	307,600	341,800	353,000
	36	245,400	309,000	343,800	354,600
	37	246,800	311,000	345,200	356,000
	38	248,600	312,300	346,500	358,100
	39	250,100	313,800	348,000	360,000
	40	251,800	315,800	349,200	362,000
	41	253,000	317,400	350,200	363,700
	42	254,500	318,900	351,800	365,600
	43	255,900	320,300	353,300	367,500
	44	257,200	322,000	354,800	369,500
	45	258,300	323,400	356,100	370,900

	46	259,900	325,000	357,400	373,000
	47	261,200	326,700	358,800	374,400
	48	262,800	328,200	360,300	376,000
	49	263,900	329,900	361,500	377,300
	50	265,100	331,300	362,600	379,200
	51	266,000	332,500	363,800	380,800
	52	266,700	334,200	364,700	382,600
	53	267,000	335,500	365,500	384,400
	54	267,500	336,600	366,900	386,200
	55	268,100	337,900	368,100	387,900
	56	269,100	339,100	369,500	389,700
	57	269,800	340,200	371,000	391,000
	58	270,800	341,300	372,200	392,500
	59	272,000	342,300	373,300	394,000
	60	273,300	343,300	374,600	395,500
	61	274,200	344,200	375,400	396,900
	62	274,800	345,200	376,500	398,100
	63	275,300	346,000	377,700	399,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	64	276,600	347,000	378,900	400,600
	65	277,500	347,600	379,900	401,700
	66	278,700	348,300	380,800	402,700
	67	279,900	349,100	381,700	403,800
	68	281,300	349,700	382,700	404,800
	69	282,200	350,300	383,500	405,700
	70	283,000	351,400	384,400	406,600
	71	283,600	352,200	385,200	407,500
	72	284,700	353,200	386,100	408,400
	73	285,600	354,500	386,900	409,100
	74	286,400	355,600	387,700	410,000
	75	287,400	356,700	388,600	410,700
	76	288,000	357,900	389,500	411,600
	77	288,700	358,700	390,200	412,300
	78	289,500	359,600	391,000	413,200
	79	290,400	360,500	391,600	414,000
	80	291,200	361,300	392,400	414,900
	81	291,700	362,100	392,700	415,600
	82	292,200	363,000	393,400	416,400
	83	292,700	363,900	394,100	417,300
	84	293,400	364,800	394,900	418,200
	85	294,000	365,600	395,500	418,800
	86	294,500	366,300	396,100	419,700
	87	295,100	366,900	396,700	420,600
	88	296,000	367,700	397,400	421,500
	89	296,700	368,600	398,000	422,000
	90	297,000	369,400	398,700	422,800
	91	297,200	370,200	399,400	423,500
	92	297,400	371,000	400,100	424,400
	93	297,500	371,600	400,600	425,000
	94	297,800	372,300	401,200	425,800
	95	298,100	372,900	401,700	426,700
	96	298,300	373,700	402,400	427,600

	97	298,600	374,100	402,700	428,200
	98	298,800	374,800	403,400	429,000
	99	299,200	375,400	404,100	429,600
	100	299,500	376,100	404,800	429,900
	101	299,700	376,800	405,400	430,000
	102	300,000	377,500	406,000	430,300
	103	300,600	378,200	406,400	430,500
	104	301,100	378,900	406,600	430,600
	105	301,300	379,400	406,700	430,900
	106		380,100	406,800	431,000
	107		380,800	406,900	431,100
	108		381,500	407,000	431,300
	109		382,000	407,100	431,600
	110		382,700	407,200	431,800
	111		383,300	407,300	432,000
	112		384,000	407,400	432,100
	113		384,400	407,500	432,200
	114		385,100	407,600	432,400
	115		385,700	407,700	433,000
	116		386,400	407,800	433,800
	117		386,900	407,900	434,600
	118		387,500	408,000	
	119		388,200	408,100	
	120		388,900	408,200	
	121		389,400	408,300	
	122		390,000	408,400	
	123		390,700	408,500	
	124		391,400	408,600	
	125		391,900	408,700	
	126		392,400		
	127		392,900		
	128		393,600		
	129		394,000		
	130		394,400		
	131		394,800		
	132		395,100		
	133		395,400		
	134		395,600		
	135		395,800		
	136		395,900		
	137		396,000		
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		246,200	264,100	292,000	318,000

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第7条関係）

医 療 職 給 料 表 （2）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	189,800	255,700	281,100
	2	190,900	257,300	282,800
	3	192,000	258,700	284,700
	4	193,700	260,400	286,600
	5	195,400	262,100	288,300
	6	197,200	263,500	290,400
	7	199,000	265,100	292,300
	8	200,600	266,800	294,600
	9	202,000	268,500	296,200
	10	204,000	270,000	298,500
	11	205,900	271,300	300,600
	12	207,700	272,500	302,700
	13	209,600	273,100	304,200
	14	211,400	274,400	306,000
	15	213,200	275,800	307,900
	16	215,200	277,300	309,500
	17	217,000	278,700	310,900
	18	218,900	280,100	313,200
	19	220,800	281,700	315,300
	20	222,000	283,300	317,000
	21	223,100	284,900	319,000
	22	224,400	286,700	321,000
	23	225,500	288,400	322,600
	24	227,000	290,300	324,700
	25	228,500	291,500	326,200
	26	230,100	293,500	327,800
	27	231,600	295,200	329,300
	28	233,100	297,100	331,000
	29	234,500	298,400	332,300
	30	236,000	299,800	334,100
	31	237,300	301,400	335,600
	32	238,900	302,700	337,300
	33	240,500	304,300	338,800
	34	242,100	305,900	340,400
	35	243,600	307,600	341,800
	36	245,400	309,000	343,800
	37	246,800	311,000	345,200
	38	248,600	312,300	346,500
	39	250,100	313,800	348,000
	40	251,800	315,800	349,200
	41	253,000	317,400	350,200
	42	254,500	318,900	351,800

	43	255,900	320,300	353,300
	44	257,200	322,000	354,800
	45	258,300	323,400	356,100
	46	259,900	325,000	357,400
	47	261,200	326,700	358,800
	48	262,800	328,200	360,300
	49	263,900	329,900	361,500
	50	265,100	331,300	362,600
	51	266,000	332,500	363,800
	52	266,700	334,200	364,700
	53	267,000	335,500	365,500
	54	268,000	336,600	366,900
	55	269,000	337,900	368,100
	56	270,100	339,100	369,500
	57	271,100	340,200	371,000
	58	272,400	341,300	372,200
	59	273,900	342,300	373,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	60	275,600	343,300	374,600
	61	276,800	344,200	375,400
	62	277,700	345,200	376,500
	63	278,700	346,000	377,700
	64	280,300	347,000	378,900
	65	281,400	347,600	379,900
	66	283,000	348,300	380,800
	67	284,500	349,100	381,700
	68	286,100	349,700	382,700
	69	287,500	350,300	383,500
	70	288,700	351,400	384,400
	71	289,600	352,200	385,200
	72	291,000	353,200	386,100
	73	292,400	354,500	386,900
	74	293,500	355,600	387,700
	75	294,700	356,700	388,600
	76	295,600	357,900	389,500
	77	297,000	358,700	390,200
	78	298,300	359,600	391,000
	79	299,500	360,500	391,600
	80	300,600	361,300	392,400
	81	301,700	362,100	392,700
	82	302,500	363,000	393,400
	83	303,300	363,900	394,100
	84	304,400	364,800	394,900
	85	305,300	365,600	395,500
	86	306,000	366,300	396,100
	87	306,800	366,900	396,700
	88	307,800	367,700	397,400
	89	309,000	368,600	398,000
	90	309,500	369,400	398,700
	91	310,000	370,200	399,400

	92	310,700	371,000	400,100
	93	311,000	371,600	400,600
	94	311,200	372,300	401,200
	95	311,400	372,900	401,700
	96	311,600	373,700	402,400
	97	311,800	374,100	402,700
	98		374,800	403,400
	99		375,400	404,100
	100		376,100	404,800
	101		376,800	405,400
	102		377,500	406,000
	103		378,200	406,400
	104		378,900	406,600
	105		379,400	406,700
	106		380,100	406,800
	107		380,800	406,900
	108		381,500	407,000
	109		382,000	407,100
	110		382,700	407,200
	111		383,300	407,300
	112		384,000	407,400
	113		384,400	407,500
	114		385,100	407,600
	115		385,700	407,700
	116		386,400	407,800
	117		386,900	407,900
	118		387,500	
	119		388,200	
	120		388,900	
	121		389,400	
	122		390,000	
	123		390,700	
	124		391,400	
	125		391,900	
	126		392,400	
	127		392,900	
	128		393,600	
	129		394,000	
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		248,800	264,100	292,000

備考

- この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。
- 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

別表第 7 に次のように加える。

5 災害 応急対 策等業 務手当	教職員が、災 害対策基本法 （昭和 3 6 年 法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定す る災害が発生 し、国又は本 市以外の地方 公共団体等の 要請に基づき 、本市以外の 地方公共団体 に派遣され、 災害応急対策 等の業務に従 事したときに 支給する。	従事した 1 日につき 1, 0 8 0 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に 当該各号に掲げる割合を乗じて得た 額を加算した額とする（同一の日に おいて当該各号のいずれにも該当す る場合は、第 2 号に定める割合を乗 じて得た額を加算するものとする。 ）。 （1） 午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事し た場合 1 0 0 分の 5 0 （2） 災害対策基本法、大規模地 震対策特別措置法（昭和 5 3 年法 律第 7 3 号）その他の法令等に基づ き設定され、立入禁止、退去命 令等の措置がなされた区域におい て業務に従事した場合 1 0 0 分 の 1 0 0	

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第 2 条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年北九州市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 4 項中「、第 7 項」を「及び第 7 項」に改め、「、第 2 1 条及び第 3 9 条」を「並びに第 3 9 条」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 1 条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第 3 8 条第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに同条例別表第 7 の改正規定並びに次項の規定 公布の日
- （2） 第 1 条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第 1 8 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる改正規定、同条第 3 項の改正

規定、同条例第19条第1項第2号の改正規定、同条例第20条第2項の改正規定、同条例第21条第1項第2号の改正規定、同条例第23条第1項本文の改正規定、同条例第30条第2項の改正規定、同条例第31条第3項の改正規定、同条例付則に1項を加える改正規定、第2条中北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第44項の改正規定並びに付則第9項及び付則第10項の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第38条第1項及び第2項並びに別表第7の規定は、令和6年1月1日から適用する。

3 第1条の規定（付則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正前の教職員給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の教職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

5 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教職員が受けていた号給等の基礎）

6 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の教職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

7 施行日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を

受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の教職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の教職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の教職員給与条例の規定を適用する場合において、改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 9 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、付則第1項第2号に規定する改正規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第18条及び第19条の規定の適用については、同条例第18条第2項中

「(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者」

と、同条第3項中「前項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第1号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円」とあるのは「前項第1号の扶養親族については1人につき5,500円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7,500円

、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円」とし、同条例第19条第1項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」とする。

10 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、付則第1項第2号に規定する改正規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第18条及び第19条の規定の適用については、同条例第18条第2項中

- 「（１） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （２） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （３） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （４） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （５） 重度心身障害者

とあるのは

- 「（１） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- （２） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （３） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （４） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （５） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （６） 重度心身障害者

と、同条第3項中「前項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第1号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円」とあるのは「前項第1号の扶養親族については1人につき3,500円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万2,000円」とし、同条例第19条第1項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」とする。

（委任）

11 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

新	旧
(扶養手当) 第18条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) ～ (5) 略 3 扶養手当の月額額は、前項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき7, 500円、同項第1号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3, 000円とする。 4 略 第19条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 略 3 略	(扶養手当) 第18条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) ～ (6) 略 3 扶養手当の月額額は、前項第1号及び第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7, 500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。 4 略 第19条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 略 3 略

新	旧
(地域手当) 第20条 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。 3 略 (住居手当) 第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。 (1) 略 (2) 第23条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要であると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2 略 3 略 (単身赴任手当) 第23条 公署を異にする異動、<u>在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける教職員(人事委員会規則で定める教職員を除く。)</u>となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮し	(地域手当) 第20条 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額とする。 3 略 (住居手当) 第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。 (1) 略 (2) 第23条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要であると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2 略 3 略 (単身赴任手当) 第23条 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるも

新	旧
て人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2～4 略 (管理職員特別勤務手当) 第30条 略 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 略 4 略 (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第31条 略 2 略 3 第10条第2項から第13項まで、第18条、第19条及び第39条から第42条までの規定は、定年前再任用短時間勤務教職員には適用しない。 4 略 (特殊勤務手当) 第38条 特殊な勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要	ののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2～4 略 (管理職員特別勤務手当) 第30条 略 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 略 4 略 (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第31条 略 2 略 3 第10条第2項から第13項まで、第18条、第19条、第21条及び第39条から第42条までの規定は、定年前再任用短時間勤務教職員には適用しない。 4 略 (特殊勤務手当) 第38条 特殊な勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要

新	旧
とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない<u>と認められるものに従事する教職員</u>には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (4) 略 (5) <u>災害応急対策等業務手当</u> 3 ～ 5 略 付 則 1 ～ 2 8 略 (地域手当に関する特例措置) 2 9 当分の間、第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 4」<u>とあるのは、「1 0 0 分の 3」とする。</u>	とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない<u>と認められるものに従事する教職員</u>には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (4) 略 3 ～ 5 略 付 則 1 ～ 2 8 略

新

旧

付則別表

行政職給料表

職務 の級 号 給	特 3 級	
	給 給	給料月額
1		円 288,300
2		290,400
3		292,300
4		294,600
5		296,400
6		298,700
7		300,800
8		302,900
9		304,700
10		306,500
11		308,300
12		309,900
13		311,700
14		314,000
15		316,200
16		317,900
17		320,000
18		321,900
19		323,900
20		326,100
21		327,900
22		329,700
23		331,400
24		333,500
25		334,800
26		337,000
27		338,800
28		340,700
29		342,300
30		344,300
31		346,100
32		348,300
33		349,900
34		351,300
35		353,000
36		354,600
37		356,000
38		358,100
39		360,000
40		362,000

付則別表

行政職給料表

職務 の級 号 給	特 3 級	
	給 給	給料月額
1		円 288,000
2		270,100
3		272,000
4		274,300
5		276,300
6		278,600
7		280,800
8		283,000
9		285,200
10		287,400
11		289,300
12		291,500
13		293,700
14		296,200
15		298,500
16		300,600
17		302,800
18		305,100
19		307,500
20		309,900
21		311,900
22		314,000
23		316,100
24		318,400
25		320,300
26		322,600
27		324,600
28		326,900
29		328,800
30		331,000
31		333,100
32		335,400
33		337,300
34		339,200
35		341,200
36		343,200
37		345,000
38		347,200
39		349,400
40		351,700

新		旧	
41	363,700	41	353,700
42	365,600	42	355,900
43	367,500	43	358,100
44	369,500	44	360,200
45	370,900	45	362,400
46	373,000	46	364,500
47	374,400	47	366,500
48	376,000	48	368,600
49	377,300	49	370,500
50	379,200	50	372,400
51	380,800	51	374,300
52	382,600	52	376,200
53	384,400	53	378,100
54	386,200	54	379,900
55	387,900	55	381,700
56	389,700	56	383,500
57	391,000	57	384,900
58	392,500	58	386,500
59	394,000	59	388,200
60	395,500	60	389,800
61	396,900	61	391,200
62	398,100	62	392,400
63	399,300	63	393,600
64	400,600	64	394,900
65	401,700	65	396,000
66	402,700	66	397,000
67	403,800	67	398,100
68	404,800	68	399,100
69	405,700	69	400,000
70	406,600	70	400,900
71	407,500	71	401,800
72	408,400	72	402,700
73	409,100	73	403,400
74	410,000	74	404,300
75	410,700	75	405,000
76	411,600	76	405,900
77	412,300	77	406,600
78	413,200	78	407,500
79	414,000	79	408,300
80	414,900	80	409,200
81	415,600	81	409,900
82	416,400	82	410,700
83	417,300	83	411,600
84	418,200	84	412,500
85	418,800	85	413,100
86	419,700	86	414,000
87	420,600	87	414,900
88	421,500	88	415,800

新	旧																																																																																																																				
<table border="1"> <tr><td>89</td><td>422,000</td></tr> <tr><td>90</td><td>422,800</td></tr> <tr><td>91</td><td>423,500</td></tr> <tr><td>92</td><td>424,400</td></tr> <tr><td>93</td><td>425,000</td></tr> <tr><td>94</td><td>425,800</td></tr> <tr><td>95</td><td>426,700</td></tr> <tr><td>96</td><td>427,600</td></tr> <tr><td>97</td><td>428,200</td></tr> <tr><td>98</td><td>429,000</td></tr> <tr><td>99</td><td>429,600</td></tr> <tr><td>100</td><td>429,900</td></tr> <tr><td>101</td><td>430,000</td></tr> <tr><td>102</td><td>430,300</td></tr> <tr><td>103</td><td>430,500</td></tr> <tr><td>104</td><td>430,600</td></tr> <tr><td>105</td><td>430,900</td></tr> <tr><td>106</td><td>431,000</td></tr> <tr><td>107</td><td>431,100</td></tr> <tr><td>108</td><td>431,300</td></tr> <tr><td>109</td><td>431,600</td></tr> <tr><td>110</td><td>431,800</td></tr> <tr><td>111</td><td>432,000</td></tr> <tr><td>112</td><td>432,100</td></tr> <tr><td>113</td><td>432,200</td></tr> <tr><td>114</td><td>432,400</td></tr> <tr><td>115</td><td>433,000</td></tr> <tr><td>116</td><td>433,800</td></tr> <tr><td>117</td><td>434,600</td></tr> </table>	89	422,000	90	422,800	91	423,500	92	424,400	93	425,000	94	425,800	95	426,700	96	427,600	97	428,200	98	429,000	99	429,600	100	429,900	101	430,000	102	430,300	103	430,500	104	430,600	105	430,900	106	431,000	107	431,100	108	431,300	109	431,600	110	431,800	111	432,000	112	432,100	113	432,200	114	432,400	115	433,000	116	433,800	117	434,600	<table border="1"> <tr><td>89</td><td>416,300</td></tr> <tr><td>90</td><td>417,100</td></tr> <tr><td>91</td><td>417,900</td></tr> <tr><td>92</td><td>418,800</td></tr> <tr><td>93</td><td>419,400</td></tr> <tr><td>94</td><td>420,200</td></tr> <tr><td>95</td><td>421,100</td></tr> <tr><td>96</td><td>422,000</td></tr> <tr><td>97</td><td>422,600</td></tr> <tr><td>98</td><td>423,400</td></tr> <tr><td>99</td><td>424,000</td></tr> <tr><td>100</td><td>424,400</td></tr> <tr><td>101</td><td>424,500</td></tr> <tr><td>102</td><td>424,800</td></tr> <tr><td>103</td><td>425,100</td></tr> <tr><td>104</td><td>425,200</td></tr> <tr><td>105</td><td>425,500</td></tr> <tr><td>106</td><td>425,600</td></tr> <tr><td>107</td><td>425,700</td></tr> <tr><td>108</td><td>425,900</td></tr> <tr><td>109</td><td>426,200</td></tr> <tr><td>110</td><td>426,400</td></tr> <tr><td>111</td><td>426,600</td></tr> <tr><td>112</td><td>426,700</td></tr> <tr><td>113</td><td>426,800</td></tr> <tr><td>114</td><td>427,000</td></tr> <tr><td>115</td><td>427,600</td></tr> <tr><td>116</td><td>428,400</td></tr> <tr><td>117</td><td>429,200</td></tr> </table>	89	416,300	90	417,100	91	417,900	92	418,800	93	419,400	94	420,200	95	421,100	96	422,000	97	422,600	98	423,400	99	424,000	100	424,400	101	424,500	102	424,800	103	425,100	104	425,200	105	425,500	106	425,600	107	425,700	108	425,900	109	426,200	110	426,400	111	426,600	112	426,700	113	426,800	114	427,000	115	427,600	116	428,400	117	429,200
89	422,000																																																																																																																				
90	422,800																																																																																																																				
91	423,500																																																																																																																				
92	424,400																																																																																																																				
93	425,000																																																																																																																				
94	425,800																																																																																																																				
95	426,700																																																																																																																				
96	427,600																																																																																																																				
97	428,200																																																																																																																				
98	429,000																																																																																																																				
99	429,600																																																																																																																				
100	429,900																																																																																																																				
101	430,000																																																																																																																				
102	430,300																																																																																																																				
103	430,500																																																																																																																				
104	430,600																																																																																																																				
105	430,900																																																																																																																				
106	431,000																																																																																																																				
107	431,100																																																																																																																				
108	431,300																																																																																																																				
109	431,600																																																																																																																				
110	431,800																																																																																																																				
111	432,000																																																																																																																				
112	432,100																																																																																																																				
113	432,200																																																																																																																				
114	432,400																																																																																																																				
115	433,000																																																																																																																				
116	433,800																																																																																																																				
117	434,600																																																																																																																				
89	416,300																																																																																																																				
90	417,100																																																																																																																				
91	417,900																																																																																																																				
92	418,800																																																																																																																				
93	419,400																																																																																																																				
94	420,200																																																																																																																				
95	421,100																																																																																																																				
96	422,000																																																																																																																				
97	422,600																																																																																																																				
98	423,400																																																																																																																				
99	424,000																																																																																																																				
100	424,400																																																																																																																				
101	424,500																																																																																																																				
102	424,800																																																																																																																				
103	425,100																																																																																																																				
104	425,200																																																																																																																				
105	425,500																																																																																																																				
106	425,600																																																																																																																				
107	425,700																																																																																																																				
108	425,900																																																																																																																				
109	426,200																																																																																																																				
110	426,400																																																																																																																				
111	426,600																																																																																																																				
112	426,700																																																																																																																				
113	426,800																																																																																																																				
114	427,000																																																																																																																				
115	427,600																																																																																																																				
116	428,400																																																																																																																				
117	429,200																																																																																																																				

新												旧											
別表第1(第7条関係)												別表第1(第7条関係)											
了 教育職給料表(3)												了 教育職給料表(3)											
教職 員の 区分		職 務 の 級 号給		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
				給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		1		200,600	229,800	301,400	328,200	397,000						1	177,600	202,000	276,500	309,100					
		2		202,100	232,100	303,400	330,800	399,200						2	179,100	204,100	278,900	311,800					
		3		203,600	234,500	305,400	333,600	401,500						3	180,600	206,200	281,000	314,600					
		4		205,100	236,800	307,500	336,500	403,800						4	182,100	208,300	283,200	317,600					
		5		206,700	239,100	309,400	338,700	406,400						5	183,700	210,400	285,500	319,800					
		6		209,400	242,200	310,900	341,100	408,200						6	185,600	213,200	287,400	322,300					
		7		211,800	245,200	312,400	343,500	409,800						7	187,400	215,800	289,300	324,700					
		8		214,200	247,900	314,100	346,000	411,300						8	189,200	218,400	291,200	327,300					
		9		216,600	251,000	315,600	348,800	413,000						9	190,900	221,100	293,000	330,100					
		10		219,100	251,800	317,200	350,500	414,700						10	193,000	222,800	295,100	332,300					
		11		221,500	252,600	319,100	352,100	416,400						11	195,000	224,300	297,500	334,500					
		12		223,800	253,600	320,200	353,600	417,900						12	197,000	226,000	299,200	336,700					
		13		226,300	254,600	322,200	355,200	419,400						13	198,900	227,700	301,500	338,900					
		14		228,600	255,700	323,700	356,800	421,200						14	201,000	228,900	303,400	340,900					
		15		231,000	256,800	324,800	358,400	423,100						15	203,100	230,100	305,200	342,900					
		16		233,300	257,900	326,400	359,500	424,900						16	205,200	231,300	307,000	344,800					
		17		235,500	259,300	328,200	361,400	426,700						17	207,300	232,800	309,100	346,900					
		18		238,500	260,700	330,400	362,600	428,400						18	209,900	234,300	311,400	348,600					
		19		241,200	262,000	332,600	364,500	430,100						19	212,300	235,600	313,700	350,800					
		20		243,700	263,600	335,300	366,100	431,600						20	214,700	237,200	316,400	352,800					
		21		246,500	264,500	337,200	367,400	433,000						21	217,100	238,300	318,300	354,400					
		22		247,300	266,200	339,300	369,300	434,400						22	218,800	240,300	320,600	356,500					
		23		248,100	267,600	341,300	371,000	436,300						23	220,300	242,100	322,600	358,400					
		24		249,100	269,300	343,700	372,400	438,200						24	222,000	244,000	325,100	360,200					
		25		249,800	270,700	346,200	374,100	439,900						25	223,400	245,600	327,600	362,100					
		26		250,700	272,800	347,800	375,600	441,600						26	224,400	246,200	329,800	364,100					
		27		251,800	275,000	349,400	377,100	443,300						27	225,600	250,700	331,900	365,900					
		28		253,000	277,600	350,700	378,600	445,100						28	226,900	253,300	333,900	367,800					
		29		253,900	280,100	352,100	379,800	446,800						29	228,000	255,800	335,900	369,300					
		30		255,300	283,400	353,200	381,800	448,700						30	229,400	259,100	337,500	371,500					
		31		256,500	286,400	354,800	383,400	450,500						31	230,600	262,200	339,500	373,500					
		32		257,800	289,500	356,000	385,300	452,300						32	232,000	265,400	341,400	375,800					
		33		258,600	292,500	357,300	386,900	454,000						33	233,000	268,400	343,000	377,800					
		34		260,000	295,500	358,900	388,900	455,800						34	234,700	271,600	345,000	380,100					
		35		261,300	298,500	360,600	391,000	457,600						35	236,400	274,600	347,000	382,500					
		36		262,600	301,400	362,100	393,100	459,400						36	237,900	277,600	348,900	384,900					

新					旧						
37	263,600	304,200	363,900	395,400	461,000	37	239,200	280,700	351,000	387,200	454,700
38	264,800	306,300	365,800	397,600	462,700	38	240,900	283,200	353,100	389,600	456,400
39	265,900	308,700	367,600	399,600	464,600	39	242,500	285,900	355,100	391,900	458,300
40	267,300	311,300	369,000	401,500	466,300	40	244,100	288,600	356,900	394,300	460,000
41	268,700	314,000	370,500	403,600	467,900	41	245,500	291,500	358,600	396,700	461,700
42	270,100	315,200	372,100	405,100	469,500	42	247,000	293,200	360,700	398,400	463,300
43	271,100	316,500	373,500	406,500	471,100	43	248,200	295,100	362,400	399,900	464,900
44	271,900	317,500	375,100	407,900	472,600	44	249,300	296,700	364,400	401,600	466,400
45	272,800	318,800	376,500	409,000	474,100	45	250,300	298,300	366,100	402,700	467,900
46	273,200	320,600	378,200	410,200	475,200	46	251,100	300,500	368,000	404,000	469,000
47	273,800	322,200	379,400	411,500	476,500	47	251,900	302,700	369,600	405,300	470,300
48	274,400	324,200	380,900	412,700	477,800	48	252,700	304,900	371,500	406,500	471,600
49	275,000	325,800	382,000	414,400	479,000	49	253,800	306,900	373,000	408,200	472,800
50	275,900	328,100	383,700	415,600	479,600	50	255,100	309,200	375,000	409,500	473,400
51	276,400	330,000	385,500	416,800	480,300	51	256,000	311,200	377,100	410,700	474,100
52	277,400	332,500	387,300	418,100	481,000	52	257,200	313,800	379,200	412,000	474,800
53	277,900	334,500	389,300	419,500	481,500	53	258,000	315,800	381,200	413,500	475,400
54	278,300	336,700	391,200	420,700	482,100	54	258,900	318,100	383,300	414,700	476,000
55	279,100	338,800	392,900	422,200	482,700	55	260,200	320,200	385,300	416,200	476,600
56	279,300	340,800	394,500	423,800	483,300	56	261,000	322,300	387,400	417,800	477,200
57	280,000	342,900	396,100	425,400	483,900	57	262,000	324,400	389,500	419,400	477,800
58	280,400	344,100	398,300	426,800	484,400	58	262,800	326,300	391,700	420,800	478,300
59	280,700	345,500	400,300	428,200	484,900	59	263,700	328,200	393,800	422,200	478,800
60	281,400	346,700	402,200	429,600	485,400	60	264,600	330,100	395,900	423,600	479,300
61	282,200	347,800	404,000	431,300	485,900	61	265,800	331,800	397,700	425,300	479,800
62	283,000	349,400	404,700	432,800	486,400	62	266,700	333,800	398,700	426,800	480,300
63	284,100	350,900	406,000	434,400	486,800	63	267,900	335,800	400,000	428,400	480,700
64	284,900	352,100	407,200	435,900	487,200	64	268,900	337,700	401,200	429,900	481,100
65	286,000	353,700	408,400	437,400	487,600	65	269,000	339,600	402,400	431,400	481,500
66	287,000	355,400	409,700	438,900		66	271,200	341,600	403,700	432,900	
67	288,200	357,200	411,000	440,100		67	272,400	343,700	405,000	434,100	
68	289,600	358,900	412,100	441,300		68	273,900	345,800	406,100	435,300	
69	290,900	360,300	413,300	442,500		69	275,200	347,500	407,300	436,500	
70	291,600	362,300	414,400	443,800		70	276,500	349,700	408,600	437,800	
71	292,300	363,900	415,800	445,100		71	277,700	351,500	410,000	439,100	
72	292,800	365,400	417,100	446,300		72	278,800	353,400	411,300	440,300	
73	293,200	366,900	418,200	447,400		73	279,700	355,100	412,400	441,500	
74	293,900	368,200	419,300	448,600		74	280,800	356,900	413,500	442,700	
75	294,700	369,700	420,400	449,800		75	282,000	358,700	414,600	443,900	
76	295,000	371,200	421,800	451,000		76	282,900	360,600	416,000	445,100	
77	295,800	372,500	423,100	452,200		77	284,000	362,200	417,300	446,300	
78	296,500	374,000	424,300	453,200		78	285,000	363,900	418,500	447,300	
79	297,300	375,100	425,300	454,400		79	286,100	365,400	419,500	448,500	
80	298,100	376,500	426,400	455,600		80	287,200	367,200	420,600	449,700	

新				旧					
81	298,800	377,800	427,600	456,700	81	288,200	368,900	421,800	450,800
82	299,600	379,400	428,800	457,200	82	289,200	370,800	423,000	451,300
83	300,400	381,100	430,000	457,700	83	290,200	372,800	424,200	451,800
84	301,100	382,600	431,000	458,200	84	291,200	374,600	425,200	452,300
85	301,800	384,300	432,000	458,700	85	292,100	376,300	426,200	452,800
86	302,400	385,900	433,000	459,100	86	293,100	378,100	427,200	453,300
87	303,000	387,300	434,000	459,600	87	294,000	379,800	428,200	453,800
88	303,700	388,600	435,000	460,100	88	295,000	381,600	429,200	454,300
89	304,400	389,800	435,800	460,500	89	296,000	383,200	430,100	454,700
90	305,200	391,500	436,600	460,900	90	297,000	385,000	430,900	455,100
91	306,200	393,200	437,400	461,300	91	298,200	386,800	431,700	455,500
92	306,700	394,900	438,200	461,700	92	299,300	388,600	432,500	455,900
93	307,000	396,200	439,000	462,100	93	299,800	390,000	433,300	456,300
94	307,800	397,000	439,200	462,500	94	300,800	391,000	433,500	456,700
95	308,600	398,200	439,600	462,900	95	301,900	392,200	433,900	457,100
96	309,600	399,200	440,000	463,300	96	303,100	393,200	434,300	457,500
97	310,600	400,600	440,400	463,600	97	304,100	394,600	434,700	457,800
98	311,400	401,500	440,600		98	305,100	395,500	434,900	
99	312,000	402,400	440,900		99	306,000	396,400	435,200	
100	312,600	403,300	441,200		100	307,000	397,300	435,500	
101	313,200	404,100	441,500		101	307,900	398,100	435,800	
102	314,200	404,700	441,800		102	309,000	399,000	436,100	
103	315,200	405,800	442,100		103	310,000	400,100	436,400	
104	315,900	406,800	442,300		104	311,000	401,100	436,600	
105	316,500	407,500	442,500		105	311,600	401,800	436,800	
106	317,200	408,400	442,800		106	312,500	402,700	437,100	
107	317,900	409,100	443,000		107	313,300	403,400	437,300	
108	318,700	409,900	443,200		108	314,100	404,200	437,500	
109	319,600	410,600	443,400		109	315,000	405,000	437,700	
110	320,000	411,500	443,700		110	315,400	405,900	438,000	
111	320,400	412,300	443,900		111	315,800	406,700	438,200	
112	320,900	413,000	444,100		112	316,300	407,400	438,400	
113	321,500	413,600	444,300		113	316,900	408,000	438,600	
114	321,800	414,300	444,600		114	317,300	408,700	438,900	
115	322,300	415,000	444,900		115	317,800	409,400	439,200	
116	322,800	415,600	445,100		116	318,300	410,000	439,400	
117	323,400	416,200	445,300		117	318,900	410,600	439,600	
118	323,900	416,700			118	319,400	411,100		
119	324,200	417,100			119	319,700	411,500		
120	324,700	417,500			120	320,200	411,900		
121	325,100	417,800			121	320,700	412,300		
122	325,500	418,100			122	321,100	412,600		
123	326,000	418,400			123	321,600	412,900		
124	326,500	418,600			124	322,100	413,100		

新			旧		
125	327,100	418,800	125	322,700	413,300
126	327,400	418,900	126	323,000	413,400
127	327,700	419,200	127	323,300	413,700
128	328,000	419,400	128	323,600	413,900
129	328,200	419,600	129	323,800	414,100
130	328,500	419,800	130	324,100	414,300
131	328,800	420,000	131	324,400	414,600
132	329,100	420,200	132	324,700	414,800
133	329,300	420,400	133	324,900	415,000
134	329,500	420,700	134	325,100	415,300
135	329,700	421,000	135	325,300	415,600
136	329,900	421,200	136	325,600	415,800
137	330,000	421,400	137	325,700	416,000
138	330,200	421,700	138	325,900	416,300
139	330,500	421,900	139	326,200	416,500
140	330,800	422,100	140	326,500	416,700
141	331,000	422,300	141	326,700	416,900
142	331,200	422,600	142	326,900	417,200
143	331,500	422,800	143	327,200	417,400
144	331,700	423,000	144	327,400	417,600
145	332,000	423,200	145	327,700	417,800
146	332,200	423,500	146	327,900	418,100
147	332,500	423,800	147	328,200	418,400
148	332,800	424,000	148	328,500	418,600
149	333,000	424,200	149	328,700	418,800
150	333,200	424,400	150	328,900	419,100
151	333,500	424,700	151	329,200	419,400
152	333,800	424,900	152	329,500	419,600
153	334,000	425,100	153	329,700	419,800
154	334,300		154	330,000	
155	334,600		155	330,300	
156	334,800		156	330,500	
157	335,000		157	330,700	
158	335,300		158	331,000	
159	335,600		159	331,300	
160	335,800		160	331,500	
161	336,000		161	331,700	
162	336,200		162	332,000	
163	336,500		163	332,300	
164	336,700		164	332,500	
165	336,900		165	332,700	
166	337,200		166	333,000	
167	337,500		167	333,300	
168	337,700		168	333,500	

新										旧									
169	337,900							333,700	169										
170	338,200							334,000	170										
171	338,500							334,300	171										
172	338,700							334,500	172										
173	338,900							334,700	173										
174	339,200							335,000	174										
175	339,500							335,300	175										
176	339,700							335,500	176										
177	339,900							335,700	177										
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		252,900	289,500	318,200	346,300	390,000		246,000		282,600	311,300	339,400	383,100						

備考

1 この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級3号給の給料月額に相当する額

(2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級5号給の給料月額に相当する額

新										旧									
イ 教育職給料表(4)										イ 教育職給料表(4)									
教職 員の 区分	職 務 の 級 号給	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級			
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								
	1	200,600	219,700	200,600	301,300	309,700	397,200	177,600	193,600	276,500	285,500	390,400							
	2	202,100	222,200	303,700	311,100	398,400	179,100	195,700	279,000	287,500	391,900								
	3	203,600	224,700	305,700	312,500	399,500	180,600	197,800	281,100	289,300	393,300								
	4	205,100	227,200	307,800	314,000	400,900	182,100	200,000	283,300	291,100	394,700								
	5	206,700	229,800	309,700	315,800	401,800	183,700	202,000	285,500	293,300	395,800								
	6	209,400	232,100	311,100	317,600	403,000	185,600	204,100	287,500	295,600	397,000								
	7	211,800	234,500	312,500	319,600	403,900	187,400	206,200	289,300	298,200	398,000								
	8	214,200	236,800	314,000	321,500	404,800	189,200	208,300	291,100	300,400	398,900								
	9	216,600	239,000	315,500	323,600	406,200	190,900	210,400	293,000	302,700	400,300								
	10	219,100	242,200	317,000	325,400	407,200	193,000	213,200	295,100	305,300	401,300								
	11	221,500	245,200	318,800	327,900	408,300	195,000	215,800	297,500	307,900	402,400								
	12	223,800	247,900	320,200	329,900	409,400	197,000	218,400	299,200	310,200	403,500								
	13	226,300	251,000	322,300	332,200	410,500	198,900	221,100	301,500	312,700	404,600								
	14	228,600	251,800	323,400	334,300	411,400	201,000	222,800	303,400	315,000	405,500								
	15	231,000	252,600	325,000	336,100	412,700	203,100	224,300	305,200	317,000	406,800								
	16	233,300	253,600	326,500	338,200	414,000	205,200	226,000	307,000	319,400	408,100								
	17	235,500	254,600	328,300	340,200	415,100	207,300	227,700	309,100	321,500	409,200								
	18	238,500	255,800	330,500	342,500	416,600	209,900	228,900	311,400	323,800	410,700								
	19	241,200	257,000	332,600	344,800	418,000	212,300	230,100	313,700	326,200	412,100								
	20	243,700	258,100	335,100	347,800	419,400	214,700	231,300	316,400	329,200	413,500								
	21	246,500	259,300	336,800	350,100	420,800	217,100	232,800	318,300	331,500	414,900								
	22	247,300	260,800	339,100	351,600	422,200	218,800	234,300	320,600	333,300	416,300								
	23	248,100	262,100	341,000	352,900	423,700	220,300	235,600	322,500	335,000	417,800								
	24	249,100	263,600	343,600	354,500	425,300	222,000	237,200	325,100	337,100	419,400								
	25	249,800	264,400	346,100	355,500	426,700	223,400	238,300	327,600	338,900	420,800								
	26	250,700	266,200	347,900	356,900	428,100	224,300	240,300	329,800	340,900	422,200								
	27	251,700	267,700	349,600	358,200	429,500	225,400	242,100	331,900	342,900	423,600								
	28	252,800	269,300	351,300	359,500	430,800	226,600	244,000	334,000	344,800	424,900								
	29	253,800	270,700	352,400	361,300	432,100	227,900	245,600	335,900	346,900	426,200								
	30	255,200	274,000	353,300	362,800	433,400	229,300	249,100	337,500	348,600	427,500								
	31	256,400	277,200	354,700	364,600	434,800	230,500	252,600	339,500	350,800	428,900								
	32	257,500	280,700	356,000	366,100	436,200	231,700	256,200	341,400	352,700	430,300								
	33	258,300	284,200	357,300	367,400	437,300	232,800	259,700	343,000	354,400	431,500								
	34	259,800	287,600	359,000	368,800	438,600	234,500	263,100	345,000	356,200	432,800								
	35	260,700	290,800	360,800	370,000	439,800	235,800	266,300	347,100	358,000	434,000								
	36	262,000	293,900	362,100	371,300	441,100	237,400	269,500	348,900	359,500	435,300								
	37	263,000	296,900	363,800	372,800	442,000	238,600	272,500	350,900	361,200	436,200								
	38	264,200	299,900	365,300	374,200	443,200	240,200	275,500	352,800	362,900	437,400								
	39	265,100	302,800	366,600	375,900	444,500	241,600	278,400	354,700	364,700	438,700								
	40	266,500	305,700	367,900	377,600	445,800	243,200	281,400	356,200	366,700	440,000								

新		旧	
85	299,000	375,100	415,800
86	299,600	376,300	416,500
87	300,000	377,600	417,000
88	300,600	378,900	417,700
89	301,200	380,000	418,000
90	301,800	381,400	418,400
91	302,400	382,500	418,700
92	302,800	383,700	419,000
93	303,100	384,800	419,100
94	303,300	385,500	419,300
95	303,600	386,200	419,600
96	304,200	387,100	419,800
97	304,500	387,600	419,900
98	305,100	388,300	420,100
99	305,600	389,000	420,300
100	306,000	389,800	420,500
101	306,600	390,600	420,700
102	306,900	391,300	421,000
103	307,100	392,200	421,300
104	307,400	393,000	421,500
105	307,600	393,500	421,700
106	307,900	394,300	422,000
107	308,100	395,100	422,200
108	308,300	396,000	422,400
109	308,500	396,700	422,600
110	308,700	397,400	422,800
111	309,000	398,100	423,100
112	309,300	398,800	423,300
113	309,400	399,400	423,500
114	309,600	400,200	423,800
115	309,800	400,900	424,100
116	310,000	401,600	424,300
117	310,300	402,200	424,500
118	310,600	402,900	
119	310,900	403,400	
120	311,200	404,000	
121	311,400	404,600	
122	311,600	405,200	
123	311,800	405,700	
124	312,000	406,200	
125	312,300	406,400	
126	312,500	406,700	
127	312,800	407,000	
128	313,000	407,300	
85	289,700	366,100	410,200
86	290,500	367,600	410,900
87	291,100	369,200	411,400
88	291,900	370,900	412,100
89	292,900	372,400	412,500
90	293,800	374,000	412,900
91	294,600	375,400	413,200
92	295,300	376,900	413,500
93	295,600	378,200	413,600
94	296,300	379,200	413,900
95	296,900	380,200	414,200
96	297,700	381,100	414,400
97	298,500	381,800	414,500
98	299,200	382,600	414,700
99	299,900	383,400	414,900
100	300,600	384,300	415,100
101	301,400	385,100	415,300
102	301,900	385,800	415,600
103	302,300	386,700	415,900
104	302,800	387,500	416,100
105	303,000	388,000	416,300
106	303,400	388,800	416,600
107	303,700	389,600	416,800
108	303,900	390,500	417,000
109	304,100	391,200	417,200
110	304,300	391,900	417,500
111	304,600	392,600	417,800
112	304,900	393,300	418,000
113	305,000	393,900	418,200
114	305,200	394,700	418,500
115	305,400	395,400	418,800
116	305,700	396,100	419,000
117	306,000	396,700	419,200
118	306,300	397,400	
119	306,600	397,900	
120	306,900	398,500	
121	307,100	399,100	
122	307,300	399,700	
123	307,500	400,200	
124	307,800	400,700	
125	308,100	401,000	
126	308,300	401,300	
127	308,600	401,600	
128	308,800	401,900	
			420,700
			421,000
			421,500
			421,800
			421,900
			422,300
			422,700
			423,000
			423,200
			423,400
			423,700
			424,100
			424,400
			424,700
			424,900
			425,100
			425,400
			425,600
			425,800
			426,000
			426,300
			426,600
			426,800
			427,000

新										旧									
129	313,200	407,600								129	309,000	402,200							
130	313,500	407,900								130	309,300	402,500							
131	313,800	408,200								131	309,600	402,800							
132	314,000	408,500								132	309,800	403,100							
133	314,200	408,800								133	310,000	403,400							
134	314,400	409,000								134	310,300	403,600							
135	314,700	409,200								135	310,600	403,800							
136	314,900	409,400								136	310,800	404,100							
137	315,100	409,600								137	311,000	404,300							
138		409,900								138		404,600							
139		410,200								139		404,900							
140		410,400								140		405,100							
141		410,600								141		405,300							
142		410,900								142		405,600							
143		411,100								143		405,800							
144		411,300								144		406,000							
145		411,500								145		406,200							
146		411,800								146		406,500							
147		412,000								147		406,800							
148		412,200								148		407,000							
149		412,400								149		407,200							
150		412,500								150		407,300							
151		412,800								151		407,600							
152		413,000								152		407,800							
153		413,200								153		408,000							
154		413,500								154		408,300							
155		413,800								155		408,600							
156		414,000								156		408,800							
157		414,200								157		409,000							
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
			円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
			243,800	286,300	313,300	339,500	367,600				236,900	279,400	306,400	332,600	360,700				

備考

1 この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額

(2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

新													旧												
別表第2(第7条関係)													別表第2(第7条関係)												
行政職給料表													行政職給料表												
教職員の 区分	職務 の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		職務 の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級								
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額							
	1	189,800	255,700	281,100	288,300		1	168,400	234,600		1	168,400	234,600	260,800	268,000										
	2	190,900	257,300	282,800	290,400		2	169,500	236,300		2	169,500	236,300	262,500	270,100										
	3	192,000	258,700	284,700	292,300		3	170,600	238,000		3	170,600	238,000	264,400	272,000										
	4	193,700	260,400	286,600	294,600		4	171,700	239,800		4	171,700	239,800	266,300	274,300										
	5	195,400	262,100	288,300	296,400		5	172,900	241,500		5	172,900	241,500	268,000	276,300										
	6	197,200	263,500	290,400	298,700		6	174,200	243,100		6	174,200	243,100	270,100	278,600										
	7	199,000	265,100	292,300	300,800		7	175,400	244,800		7	175,400	244,800	272,000	280,800										
	8	200,600	266,800	294,600	302,900		8	176,700	246,500		8	176,700	246,500	274,300	283,000										
	9	202,000	268,500	296,200	304,700		9	177,800	248,200		9	177,800	248,200	276,100	285,200										
	10	204,000	270,000	298,500	306,500		10	179,500	249,700		10	179,500	249,700	278,400	287,400										
	11	205,900	271,300	300,600	308,300		11	181,000	251,000		11	181,000	251,000	280,600	289,300										
	12	207,700	272,500	302,700	309,900		12	182,600	252,300		12	182,600	252,300	282,800	291,500										
	13	209,600	273,100	304,200	311,700		13	184,300	253,000		13	184,300	253,000	284,800	293,700										
	14	211,400	274,400	306,000	314,000		14	186,000	254,300		14	186,000	254,300	287,000	296,200										
	15	213,200	275,800	307,900	316,200		15	187,600	255,700		15	187,600	255,700	288,900	298,500										
	16	215,200	277,300	309,500	317,900		16	189,400	257,200		16	189,400	257,200	291,100	300,600										
	17	217,000	278,700	310,900	320,000		17	191,000	258,600		17	191,000	258,600	293,100	302,800										
	18	218,900	280,100	313,200	321,900		18	192,800	260,000		18	192,800	260,000	295,400	305,100										
	19	220,800	281,700	315,300	323,900		19	194,500	261,600		19	194,500	261,600	297,600	307,500										
	20	222,000	283,300	317,000	325,100		20	196,400	263,200		20	196,400	263,200	299,700	309,900										
	21	223,100	284,900	319,000	327,900		21	198,100	264,800		21	198,100	264,800	301,900	311,900										
	22	224,400	286,700	321,000	329,700		22	200,000	266,600		22	200,000	266,600	304,200	314,000										
	23	225,500	288,400	322,600	331,400		23	201,700	268,300		23	201,700	268,300	306,300	316,100										
	24	227,000	290,300	324,700	333,500		24	203,200	270,200		24	203,200	270,200	308,600	318,400										
	25	228,500	291,500	326,200	334,800		25	204,800	271,700		25	204,800	271,700	310,500	320,300										
	26	230,100	293,500	327,800	337,000		26	206,400	273,800		26	206,400	273,800	312,200	322,600										
	27	231,600	295,200	329,300	338,800		27	208,000	275,700		27	208,000	275,700	314,200	324,600										
	28	233,100	297,100	331,000	340,700		28	209,600	277,600		28	209,600	277,600	316,200	326,900										
	29	234,500	298,400	332,300	342,300		29	211,200	279,300		29	211,200	279,300	318,000	328,800										
	30	236,000	299,800	334,100	344,300		30	212,800	281,200		30	212,800	281,200	319,800	331,000										
	31	237,300	301,400	335,600	346,100		31	214,400	282,800		31	214,400	282,800	321,600	333,100										
	32	238,900	302,700	337,300	348,300		32	216,300	284,700		32	216,300	284,700	323,600	335,400										
	33	240,500	304,300	338,800	349,900		33	218,100	286,500		33	218,100	286,500	325,500	337,300										
	34	242,100	305,900	340,400	351,300		34	219,900	288,500		34	219,900	288,500	327,400	339,200										
	35	243,600	307,600	341,800	353,000		35	221,600	290,500		35	221,600	290,500	329,100	341,200										
	36	245,400	309,000	343,800	354,600		36	223,400	292,100		36	223,400	292,100	331,100	343,200										
	37	246,800	311,000	345,200	356,000		37	225,100	294,100		37	225,100	294,100	332,800	345,000										
	38	248,600	312,300	346,500	358,100		38	227,000	295,900		38	227,000	295,900	334,600	347,200										
	39	250,100	313,800	348,000	360,000		39	228,700	298,000		39	228,700	298,000	336,300	349,400										
	40	251,800	315,800	349,200	362,000		40	230,500	300,100		40	230,500	300,100	337,900	351,700										

新		旧	
41	253,000	317,400	350,200
42	254,500	318,900	351,800
43	255,900	320,300	353,300
44	257,200	322,000	354,800
45	258,300	323,400	356,100
46	259,900	325,000	357,400
47	261,200	326,700	358,800
48	262,800	328,200	360,300
49	263,900	329,900	361,500
50	265,100	331,300	362,600
51	266,000	332,500	363,800
52	266,700	334,200	364,700
53	267,000	335,500	365,500
54	267,500	336,600	366,900
55	268,100	337,900	368,100
56	269,100	339,100	369,500
57	269,800	340,200	371,000
58	270,800	341,300	372,200
59	272,000	342,300	373,300
60	273,300	343,300	374,600
61	274,200	344,200	375,400
62	274,800	345,200	376,500
63	275,300	346,000	377,700
64	276,600	347,000	378,900
65	277,500	347,600	379,900
66	278,700	348,300	380,800
67	279,900	349,100	381,700
68	281,300	349,700	382,700
69	282,200	350,300	383,500
70	283,000	351,400	384,400
71	283,600	352,200	385,200
72	284,700	353,200	386,100
73	285,600	354,500	386,900
74	286,400	355,600	387,700
75	287,400	356,700	388,600
76	288,000	357,900	389,500
77	288,700	358,700	390,200
78	289,500	359,600	391,000
79	290,400	360,500	391,600
80	291,200	361,300	392,400
81	291,700	362,100	392,700
82	292,200	363,000	393,400
83	292,700	363,900	394,100
84	293,400	364,800	394,900
85	294,000	365,600	395,500
86	294,500	366,300	396,100
87	295,100	366,900	396,700
88	296,000	367,700	397,400
41	231,900	302,000	339,600
42	233,500	303,700	341,200
43	235,200	305,500	342,900
44	236,800	307,500	344,700
45	238,000	309,400	346,300
46	239,700	311,100	348,000
47	241,400	313,000	349,700
48	243,200	314,900	351,300
49	244,600	316,900	353,100
50	246,300	318,600	354,600
51	247,500	320,100	356,100
52	248,700	321,900	357,700
53	249,100	323,400	359,100
54	250,100	325,000	360,500
55	251,100	326,600	361,800
56	252,200	328,200	363,200
57	253,300	329,800	364,700
58	254,400	331,000	366,000
59	255,600	332,300	367,300
60	256,900	333,600	368,700
61	258,000	334,800	369,600
62	259,300	336,100	370,700
63	260,600	337,200	372,000
64	262,200	338,300	373,300
65	263,400	339,500	374,400
66	264,900	340,500	375,300
67	266,400	341,700	376,300
68	268,100	342,900	377,300
69	269,300	343,900	378,100
70	270,400	345,100	379,000
71	271,300	346,200	379,800
72	272,500	347,300	380,700
73	273,800	348,600	381,500
74	275,000	349,800	382,300
75	276,300	351,000	383,200
76	277,200	352,300	384,100
77	278,200	353,200	384,800
78	279,300	354,100	385,600
79	280,500	355,100	386,200
80	281,600	356,100	387,000
81	282,400	356,900	387,300
82	283,200	357,800	388,000
83	284,000	358,700	388,700
84	285,000	359,600	389,500
85	285,800	360,400	390,100
86	286,500	361,100	390,700
87	287,400	361,300	391,300
88	288,400	362,500	392,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員			

新				旧			
89	296,700	368,600	398,000	422,000	89	289,300	363,400
90	297,000	369,400	398,700	422,800	90	289,800	364,200
91	297,200	370,200	399,400	423,500	91	290,200	365,000
92	297,400	371,000	400,100	424,400	92	290,800	365,800
93	297,500	371,600	400,600	425,000	93	290,900	366,400
94	297,800	372,300	401,200	425,800	94	291,400	367,100
95	298,100	372,900	401,700	426,700	95	292,000	367,700
96	298,300	373,700	402,400	427,600	96	292,400	368,500
97	298,600	374,100	402,700	428,200	97	292,800	368,900
98	298,800	374,800	403,400	429,000	98	293,200	369,600
99	299,200	375,400	404,100	429,600	99	293,800	370,200
100	299,500	376,100	404,800	429,900	100	294,400	370,900
101	299,700	376,800	405,400	430,000	101	294,600	371,600
102	300,000	377,500	406,000	430,300	102	295,100	372,300
103	300,600	378,200	406,400	430,500	103	295,700	373,000
104	301,100	378,900	406,600	430,600	104	296,200	373,700
105	301,300	379,400	406,700	430,900	105	296,400	374,200
106		380,100	406,800	431,000	106		374,900
107		380,800	406,900	431,100	107		375,600
108		381,500	407,000	431,300	108		376,300
109		382,000	407,100	431,600	109		376,800
110		382,700	407,200	431,800	110		377,500
111		383,300	407,300	432,000	111		378,200
112		384,000	407,400	432,100	112		378,900
113		384,400	407,500	432,200	113		379,300
114		385,100	407,600	432,400	114		380,000
115		385,700	407,700	433,000	115		380,600
116		386,400	407,800	433,800	116		381,300
117		386,900	407,900	434,600	117		381,800
118		387,500	408,000		118		382,400
119		388,200	408,100		119		383,100
120		388,900	408,200		120		383,800
121		389,400	408,300		121		384,300
122		390,000	408,400		122		385,000
123		390,700	408,500		123		385,700
124		391,400	408,600		124		386,400
125		391,900	408,700		125		386,900
126		392,400			126		387,400
127		392,900			127		387,900
128		393,600			128		388,600
129		394,000			129		389,100
130		394,400			130		389,500
131		394,800			131		389,900
132		395,100			132		390,200
133		395,400			133		390,500
134		395,600			134		390,700
135		395,800			135		390,900

新					旧				
136	395,900				136	391,000			
137	396,000				137	391,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	246,200	264,100	292,000	318,000		239,300	257,200	285,100	311,100
備考					備考				
1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。					1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。				
2 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。					2 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。				

新					旧				
別表第3(第7条関係)					別表第3(第7条関係)				
医療職給料表(2)					医療職給料表(2)				
教職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	教職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	1	189,800	255,700	281,100		1	168,400	234,600	260,800
	2	190,900	257,300	282,800		2	169,500	236,300	262,500
	3	192,000	258,700	284,700		3	170,600	238,000	264,400
	4	193,700	260,400	286,600		4	171,700	239,800	266,300
	5	195,400	262,100	288,300		5	172,900	241,500	268,000
	6	197,200	263,500	290,400		6	174,200	243,100	270,100
	7	199,000	265,100	292,300		7	175,400	244,800	272,000
	8	200,600	266,800	294,600		8	176,700	246,500	274,300
	9	202,000	268,500	296,200		9	177,800	248,200	276,100
	10	204,000	270,000	298,500		10	179,500	249,700	278,400
	11	205,900	271,300	300,600		11	181,000	251,000	280,600
	12	207,700	272,500	302,700		12	182,600	252,300	282,800
	13	209,600	273,100	304,200		13	184,300	253,000	284,800
	14	211,400	274,400	306,000		14	186,000	254,300	287,000
	15	213,200	275,800	307,900		15	187,600	255,700	288,900
	16	215,200	277,300	309,500		16	189,400	257,200	291,100
	17	217,000	278,700	310,900		17	191,000	258,600	293,100
	18	218,900	280,100	313,200		18	192,800	260,000	295,400
	19	220,800	281,700	315,300		19	194,500	261,600	297,600
	20	222,000	283,300	317,000		20	196,400	263,200	299,700
	21	223,100	284,900	319,000		21	198,100	264,800	301,900
	22	224,400	286,700	321,000		22	200,000	266,600	304,200
	23	225,500	288,400	322,600		23	201,700	268,300	306,300
	24	227,000	290,300	324,700		24	203,200	270,200	308,600
	25	228,500	291,500	326,200		25	204,800	271,700	310,500
	26	230,100	293,500	327,800		26	206,400	273,800	312,200
	27	231,600	295,200	329,300		27	208,000	275,700	314,200
	28	233,100	297,100	331,000		28	209,600	277,600	316,200
	29	234,500	298,400	332,300		29	211,200	279,300	318,000
	30	236,000	299,800	334,100		30	212,800	281,200	319,800
	31	237,300	301,400	335,600		31	214,400	282,800	321,600
	32	238,900	302,700	337,300		32	216,300	284,700	323,600
	33	240,500	304,300	338,800		33	218,100	286,500	325,500
	34	242,100	305,900	340,400		34	219,900	288,500	327,400
	35	243,600	307,600	341,800		35	221,600	290,500	329,100
	36	245,400	309,000	343,800		36	223,400	292,100	331,100
	37	246,800	311,000	345,200		37	225,100	294,100	332,800
	38	248,600	312,300	346,500		38	227,000	295,900	334,600
	39	250,100	313,800	348,000		39	228,700	298,000	336,300
	40	251,800	315,800	349,200		40	230,500	300,100	337,900

新			旧		
41	253,000	317,400	231,900	302,000	339,600
42	254,500	318,900	233,500	303,700	341,200
43	255,900	320,300	235,200	305,500	342,900
44	257,200	322,000	236,800	307,500	344,700
45	258,300	323,400	238,000	309,400	346,300
46	259,900	325,000	239,700	311,100	348,000
47	261,200	326,700	241,400	313,000	349,700
48	262,800	328,200	243,200	314,900	351,300
49	263,900	329,900	244,600	316,900	353,100
50	265,100	331,300	246,300	318,600	354,600
51	266,000	332,500	247,500	320,100	356,100
52	266,700	334,200	248,700	321,900	357,700
53	267,000	335,500	249,100	323,400	359,100
54	268,000	336,600	250,400	325,000	360,500
55	269,000	337,900	251,800	326,600	361,800
56	270,100	339,100	253,100	328,200	363,200
57	271,100	340,200	254,500	329,800	364,700
58	272,400	341,300	255,900	331,000	366,000
59	273,900	342,300	257,400	332,300	367,300
60	275,600	343,300	259,100	333,600	368,700
61	276,800	344,200	260,500	334,800	369,600
62	277,700	345,200	262,100	336,100	370,700
63	278,700	346,000	263,800	337,200	372,000
64	280,300	347,000	265,700	338,300	373,300
65	281,400	347,600	267,100	339,500	374,400
66	283,000	348,300	269,000	340,500	375,300
67	284,500	349,100	270,800	341,700	376,300
68	286,100	349,700	272,700	342,900	377,300
69	287,500	350,300	274,300	343,900	378,100
70	288,700	351,400	275,800	345,100	379,000
71	289,600	352,200	277,000	346,200	379,800
72	291,000	353,200	278,600	347,300	380,700
73	292,400	354,500	280,300	348,600	381,500
74	293,500	355,600	281,900	349,800	382,300
75	294,700	356,700	283,400	351,000	383,200
76	295,600	357,900	284,600	352,300	384,100
77	297,000	358,700	286,200	353,200	384,800
78	298,300	359,600	287,700	354,100	385,600
79	299,500	360,500	289,300	355,100	386,200
80	300,600	361,300	290,800	356,100	387,000
81	301,700	362,100	292,200	356,900	387,300
82	302,500	363,000	293,200	357,800	388,000
83	303,300	363,900	294,300	358,700	388,700
84	304,400	364,800	295,700	359,600	389,500
85	305,300	365,600	296,800	360,400	390,100
86	306,000	366,300	297,800	361,100	390,700
87	306,800	366,900	298,800	361,700	391,300
88	307,800	367,700	300,000	362,500	392,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員			定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員		

新		旧	
89	309,000	368,600	398,000
90	309,500	369,400	398,700
91	310,000	370,200	399,400
92	310,700	371,000	400,100
93	311,000	371,600	400,600
94	311,200	372,300	401,200
95	311,400	372,900	401,700
96	311,600	373,700	402,400
97	311,800	374,100	402,700
98		374,800	403,400
99		375,400	404,100
100		376,100	404,800
101		376,800	405,400
102		377,500	406,000
103		378,200	406,400
104		378,900	406,600
105		379,400	406,700
106		380,100	406,800
107		380,800	406,900
108		381,500	407,000
109		382,000	407,100
110		382,700	407,200
111		383,300	407,300
112		384,000	407,400
113		384,400	407,500
114		385,100	407,600
115		385,700	407,700
116		386,400	407,800
117		386,900	407,900
118		387,500	
119		388,200	
120		388,900	
121		389,400	
122		390,000	
123		390,700	
124		391,400	
125		391,900	
126		392,400	
127		392,900	
128		393,600	
129		394,000	
定年前再任用短時間勤務教	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	248,800	264,100	292,000

89	301,300	363,400	392,600
90	302,000	364,200	393,300
91	302,700	365,000	394,000
92	303,600	365,800	394,700
93	304,300	366,400	395,200
94	304,600	367,100	395,800
95	305,100	367,700	396,500
96	305,400	368,500	397,200
97	305,700	368,900	397,500
98		369,600	398,200
99		370,200	398,900
100		370,900	399,600
101		371,600	400,200
102		372,300	400,800
103		373,000	401,200
104		373,700	401,500
105		374,200	401,600
106		374,900	401,700
107		375,600	401,800
108		376,300	401,900
109		376,800	402,000
110		377,500	402,100
111		378,200	402,200
112		378,900	402,300
113		379,300	402,400
114		380,000	402,500
115		380,600	402,600
116		381,300	402,700
117		381,800	402,800
118		382,400	
119		383,100	
120		383,800	
121		384,300	
122		385,000	
123		385,700	
124		386,400	
125		386,900	
126		387,400	
127		387,900	
128		388,600	
129		389,100	
定年前再任用短時間勤務教	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	241,900	257,200	285,100

新	旧
職員 備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。 1 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額 2 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。	職員 備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。 1 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額 2 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

新				旧			
別表第7（第38条関係）				別表第7（第38条関係）			
種類	支給範囲	手当額	備考	種類	支給範囲	手当額	備考
略							
5 災害 応急対 策等業 務手当	教職員が、災害対策基本 法（昭和36年法律第2 23号）第2条第1号に 規定する災害が発生し、 国又は本市以外の地方公 共団体等の要請に基づき 、本市以外の地方公共団 体に派遣され、災害応急 対策等の業務に従事した ときに支給する。	従事した1日につき1、 080円 次の各号に掲げる場合は 、当該額に当該各号に掲 げる割合を乗じて得た額 を加算した額とする（同 一の日において当該各号 のいずれにも該当する場 合は、第2号に定める割 合を乗じて得た額を加算 するものとする。）。 （1） 午後6時から翌 日の午前6時までの間 において業務に従事し た場合 100分の5 0 （2） 災害対策基本法 、大規模地震対策特別					

新	旧
	措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
付 則 1～43 略 44 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第10条第2項、第5項及び第7項から第13項まで、第18条、第19条並びに第39条から第42条まで並びに新教職員給与条例第10条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用教職員には適用しない。 45～49 略	付 則 1～43 略 44 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第10条第2項、第5項、<u>第7項から第13項まで</u>、第18条、第19条、<u>第21条及び第39条から第42条まで並びに新教職員給与条例第10条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用教職員には適用しない。</u> 45～49 略

議案第 1 4 7 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例の改正を行うため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成２８年北九州市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第５条第５項前段中「次条第２項」を「第６条第２項」に改める。

付則第９項中「の改定」の次に「（次項において「給料月額７割措置」という。）」を加え、付則に次の３項を加える。

１０ 当分の間、給料月額７割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第３条第１項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額７割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「７割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び７割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額（以下この項及び次項において「７割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、７割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（１） その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第７条第２項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第３条から第６条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（２） ７割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が７割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び７割措置前給料月額を基礎として、第７条第２項の規定によりその例によること

とされる退職手当条例第3条から第6条までの規定により計算した場合
の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した
割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が、第7条第2項の規定によりそ
の例によることとされる退職手当条例第3条から第6条までの規定によ
り計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退
職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

1 1 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第
2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項
の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とす
る。

(1) 47.709以上 特別特定減額前給料月額に47.709を乗じ
て得た額

(2) 47.709未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割
合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 47.709以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる
割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に47.709から当該割
合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 47.709未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる
割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同
号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に
47.709から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の
合計額

1 2 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）
又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和
38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及
び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）若しくは北九州
市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九
州市条例第22号）の適用を受けていた職員で、引き続きこの条例の適用を
受けることとなる者に対する第3条第1項及び付則第10項の規定の適用に
ついては、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九
州市職員の給与に関する条例又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類

及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づく給料の月額を含む。) 」とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
(勤続期間の計算等) 第5条 略 2～4 略 5 第1項に規定する教職員として引き続き在職期間には、教職員以外の地方公務員（本市の事務又は事業と密接な関連を有する法人に使用される者（第6条第2項において「本市関連法人」に使用される者」という。）を含む。以下この項において同じ。））、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者又は国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第6条第2項において同じ。））に使用される者で教育委員会が特に認めるもの（以下この項において「教職員以外の地方公務員等」という。）が、引き続き教職員（教育委員会が特に認める者を除く。）となったときにおけるその者の教職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間及び教職員が第6条第2項の規定により退職手当を支給されないで教職員以外の地方公務員等となり、引き続き教職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き教職員（教育委員会が特に認める者を除く。）となったときにおける先の教職員としての引き続き在職期間の始期から教職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の教職員以外の地方公務員等として	(勤続期間の計算等) 第5条 略 2～4 略 5 第1項に規定する教職員として引き続き在職期間には、教職員以外の地方公務員（本市の事務又は事業と密接な関連を有する法人に使用される者（第6条第2項において「本市関連法人」に使用される者」という。）を含む。以下この項において同じ。））、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者又は国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第6条第2項において同じ。））に使用される者で教育委員会が特に認めるもの（以下この項において「教職員以外の地方公務員等」という。）が、引き続き教職員（教育委員会が特に認める者を除く。）となったときにおけるその者の教職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間及び教職員が次条第2項の規定により退職手当を支給されないで教職員以外の地方公務員等となり、引き続き教職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き教職員（教育委員会が特に認める者を除く。）となったときにおける先の教職員としての引き続き在職期間の始期から教職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の教職員以外の地方公務員等としての

新	旧
の引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が教職員以外の地方公務員又は国立大学法人等に使用される者として在職した団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た額に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教職員としての引き続きいた在職期間には含まれないものとする。 6～8 略 付 則 1～8 略 （定年引上げに伴う措置） 9 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第19項の規定による教職員の給料月額の改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。 10 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第3条第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」とい	引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が教職員以外の地方公務員又は国立大学法人等に使用される者として在職した団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た額に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教職員としての引き続きいた在職期間には含まれないものとする。 6～8 略 付 則 1～8 略 （定年引上げに伴う措置） 9 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第19項の規定による教職員の給料月額の改定は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

新	旧
う。)の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの(以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。))が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額(以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。))よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条第3条から第6条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合 イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額	

新	旧
ア その者に対する退職手当の基本額が、第7条第2項の規定によりその例によることとされる退職手当条例第3条から第6条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に 対する割合 イ 前号アに掲げる割合 1 1 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。 (1) 47.709以上 特別特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額 (2) 47.709未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額 ア 47.709以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額 イ 47.709未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額 1 2 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北	

新	旧
<u>九州市条例第122号</u>）、<u>北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）</u>若しくは<u>北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）</u>の適用を受けていた職員で、引き続きこの条例の適用を受けることとなる者に対する第3条第1項及び付則第10項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九州市職員の給与に関する条例又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づき給料の月額を含む。）」とする。	

議案第 1 4 8 号

当せん金付証票の発売について

令和 7 年度において次のとおり当せん金付証票を発売する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 当せん金付証票法第 4 条第 1 項に規定する公共事業等の費用の財源に充てるため、令和 7 年度において本市が発売する当せん金付証票の発売総額の範囲を定める必要があるので、同項の規定により、この案を提出する。

記

発売総額

1 2 0 億円以内

参 考

当せん金付証票法（抜粋）

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2～4 略

議案第 1 4 9 号

新日明工場整備運営事業契約の一部変更について

令和 2 年 9 月北九州市議会定例会において議決を経た新日明工場整備運営事業契約（令和 5 年 3 月北九州市議会定例会及び令和 5 年 1 2 月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 新日明工場整備運営事業契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

5 1 5 億 6 2 2 万 1 , 9 4 0 円

変更契約金額

5 2 1 億 6 , 2 6 1 万 8 , 4 4 0 円

参 考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (抜粋)

(地方公共団体の議会の議決)

第 1 2 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 施行令 (抜粋)

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第 3 条 法第 1 2 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		
都道府県	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	略
千円 5 0 0 , 0 0 0	3 0 0 , 0 0 0	

議案第 150 号

本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 9 月北九州市議会定例会において議決を経た本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約について、契約金額及び工期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

49 億 7,398 万円

既決工期

令和 5 年 10 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

変更契約金額

51 億 1,566 万 8,800 円

変更工期

令和 5 年 10 月 3 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 5 1 号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要があるので、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
3296	白 野 江 4 9 号 線	門司区白野江四丁目	門司区白野江四丁目	149
3297	大 里 東 4 9 号 線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目	168
6417	石 田 南 1 4 号 線	小倉南区石田南二丁目	小倉南区石田南二丁目	25
6418	曾 根 新 田 北 2 号 線	小倉南区曾根新田北二丁目	小倉南区曾根新田北二丁目	48
6419	高 野 3 0 号 線	小倉南区高野三丁目	小倉南区高野三丁目	51
6420	徳 力 1 1 3 号 線	小倉南区徳力二丁目	小倉南区徳力二丁目	142
6421	徳 力 1 1 4 号 線	小倉南区徳力二丁目	小倉南区徳力二丁目	72
6422	徳 力 1 1 5 号 線	小倉南区徳力二丁目	小倉南区徳力二丁目	71
7137	青 山 4 2 号 線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目	195
7138	青 山 4 3 号 線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目	76
7139	青 山 4 4 号 線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目	52
7140	永 犬 丸 東 町 5 9 号 線	八幡西区永犬丸東町三丁目	八幡西区永犬丸東町三丁目	76
7141	小 鷺 田 町 2 3 号 線	八幡西区小鷺田町	八幡西区小鷺田町	112
7142	陣 原 1 0 4 号 線	八幡西区陣原四丁目	八幡西区陣原四丁目	33
7143	馬 場 山 東 5 8 号 線	八幡西区馬場山東三丁目	八幡西区馬場山東三丁目	44
7144	馬 場 山 東 5 9 号 線	八幡西区馬場山東三丁目	八幡西区馬場山東三丁目	94
7145	馬 場 山 東 6 0 号 線	八幡西区馬場山東三丁目	八幡西区馬場山東三丁目	86
7146	南 鷹 見 町 2 4 号 線	八幡西区南鷹見町	八幡西区南鷹見町	164

路線変更調書

整理 番号	路 線 名	新旧 別	起 点	終 点	延長 (m)	増減 (m)
4515	津 田 貫 2 号 線	新	小倉南区西貫一丁目	小倉南区西貫一丁目	41	△ 285
		旧	小倉南区大字津田	小倉南区西貫二丁目	326	
2481	北 鷹 見 町 2 号 線	新	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町	63	△ 100
		旧	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町	163	

路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
1295	魚 町 7 号 線	小倉北区魚町四丁目	小倉北区魚町四丁目	62
3890	小 敷 9 1 号 線	若松区ひびきの北	若松区ひびきの北	82
1110	大 蔵 3 号 線	八幡東区大蔵二丁目	八幡東区大蔵二丁目	113

参 考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 略

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 ～ 5 略

（路線の廃止又は変更）

- 第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 152 号

旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について

旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 委 託 業 務 名 旦過地区立体換地建築物整備業務委託
- 2 契 約 金 額 24 億 4,659 万 8,000 円
- 3 契 約 方 法 随意契約
- 4 契 約 期 間 契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- 5 契約の相手方 若築・内藤・プロセスプラス共同企業体
代表者 北九州市若松区藤ノ木一丁目 10 番 4 号
若築建設株式会社北九州営業所
所長 瀬戸口常秋
構成員 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
株式会社内藤ハウス福岡営業所
所長 丸山勝彦
構成員 福岡市中央区大名二丁目 11 番 19 号
株式会社プロセスプラス
代表取締役 平野聡子

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年12月3日提出

提案理由 令和6年7月24日頃に北九州市立本城霊園の樹木が倒れ、墓石等を損壊させた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出する。

1 相手方

338万8,000円

- (1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金 3 3 8 万 8, 0 0 0 円を支払うものとする。
- (2) 北九州市は、本和解成立の日から 1 箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。
- (3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手方に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。

参 考

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（ 1 ） ～ （ 1 1 ） 略

（ 1 2 ） 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 1 1 条第 1 項（同法第 3 8 条第 1 項（同法第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 4 3 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（ 1 3 ） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（ 1 4 ） 略

（ 1 5 ） 略

2 略

議案第 154 号

損害賠償の額の決定及び和解について

公共下水道の取付管の閉塞による汚水の浸水事故について次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 6 年 6 月 1 日に [REDACTED] 付近の公共下水道の取付管が閉塞したことにより、住宅の床下に汚水があふれ、床材等を汚損させた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、この案を提出する。

記

1 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

2 損害賠償の額

966 万 3,294 円

3 和解事項

- (1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金 966 万 3,294 円を支払うものとする。
- (2) 北九州市は、本和解成立の日から 1 箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。
- (3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。
- (4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

参 考

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（ 1 ） ～ （ 1 1 ） 略

（ 1 2 ） 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 1 1 条第 1 項（同法第 3 8 条第 1 項（同法第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 4 3 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に關すること。

（ 1 3 ） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（ 1 4 ） 略

（ 1 5 ） 略

2 略

地方公営企業法（抜粋）

（地方自治法の適用除外）

第 4 0 条 略

2 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 9 号、第 1 2 号及び第 1 3 号の規定は、適用しない。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第8条 水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 訴えの提起、和解及び調停でその訴訟物又は目的物の価額が1件300万円を超えるもの

(4) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1件300万円(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項第1号イに定める保険金額に相当する金額)を超えるもの

議案第 155 号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

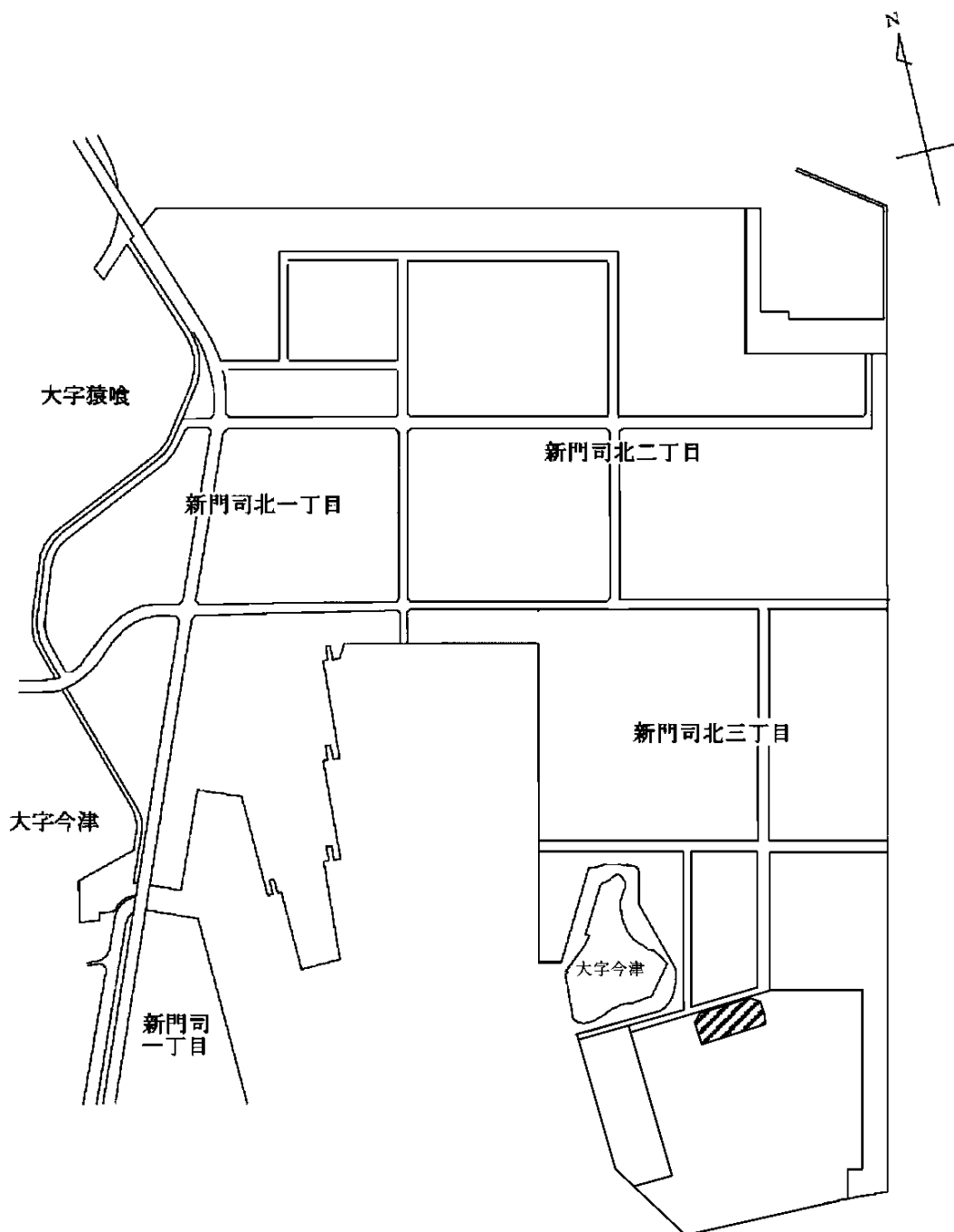
北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として
売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
雑種地
門司区新門司北三丁目 1 番 3 7
- 2 土地の面積
1 万 6 8 8 . 2 1 平方メートル
- 3 売払い予定金額
4 億 4 1 5 万 7 , 0 4 4 円

処分土地の所在図



(凡例)



処分しようとする土地

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 156 号

指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）

北九州市立交通安全センターについて指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立交通安全センターについて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
北九州市立交通安全センター
- 2 指定管理者に指定する者
特定非営利活動法人 I－D O
- 3 指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 2 4 4 条の 2 略

2 ～ 4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 ～ 1 1 略

議案第 157 号～第 164 号

指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）

北九州市立福社会館等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立福社会館等について、指定管理者を指定するに当たり、
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
第157号	北九州市立福社会館	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市立戸畑市民会館		
第158号	北九州市立新門司老人福祉センター	株式会社トキワビル商会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第159号	北九州市立年長者研修大学校周望学舎	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市立年長者研修大学校穴生学舎		
	北九州市立北九州穴生ドーム		
第160号	北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	社会福祉法人年長者の里	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第161号	北九州市立東部障害者福社会館	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市立西部障害者福社会館		
	北九州市立点字図書館		
	北九州市立聴覚障害		

	者情報センター		
第162号	北九州市立総合療育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
	北九州市立総合療育センター西部分所		
第163号	北九州市立東部斎場	株式会社五輪	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
第164号	北九州市立介護実習・普及センター	麻生教育サービス株式会社北九州支店	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 1 6 5 号～第 1 7 2 号

指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）

北九州市立子どもの館等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立子どもの館等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
第 1 6 5 号	北九州市立子どもの館	N P O 法人子ども未来ネットワーク北九州	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	北九州市立子育てふれあい交流プラザ		
第 1 6 6 号	北九州市立第 1 緑地保育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
	北九州市立第 2 緑地保育センター		
第 1 6 7 号	北九州市立藍島保育所	N P O 法人いっしょに	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
第 1 6 8 号	北九州市立母子・父子福祉センター	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
第 1 6 9 号	北九州市立小倉母子寮	社会福祉法人孝徳会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
第 1 7 0 号	北九州市立八幡母子寮	社会福祉法人八幡民生事業協会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
第 1 7 1 号	北九州市立風師児童	社会福祉法人北	令和 7 年 4 月 1

館	九州市福祉事業 団	日から令和12 年3月31日ま で
北九州市立大里児童 館		
北九州市立大里西児 童館		
北九州市立大里東児 童館		
北九州市立到津児童 館		
北九州市立三郎丸児 童館		
北九州市立下富野児 童館		
北九州市立新政町児 童館		
北九州市立中島児童 館		
北九州市立長浜児童 館		
北九州市立南小倉児 童館		
北九州市立貴船児童 館		
北九州市立山田児童 館		
北九州市立北方児童 館		
北九州市立葛原児童 館		
北九州市立菅生児童 館		
北九州市立徳力児童 館		
北九州市立徳力南児 童館		

北九州市立蟪田児童館
北九州市立南曾根児童館
北九州市立横代児童館
北九州市立若園児童館
北九州市立高須児童館
北九州市立高塔児童館
北九州市立深町児童館
北九州市立藤ノ木児童館
北九州市立枝光児童館
北九州市立西本町児童館
北九州市立浅川児童館
北九州市立穴生児童館
北九州市立永犬丸児童館
北九州市立折尾児童館
北九州市立香月児童館
北九州市立楠橋児童館
北九州市立黒崎児童館
北九州市立小嶺児童

	館		
	北九州市立中原児童館		
	北九州市立牧山児童館		
	北九州市立夜宮児童館		
第172号	北九州市立玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 173 号～第 175 号

指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）

北九州市環境ミュージアム等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市環境ミュージアム等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
第173号	北九州市環境ミュージアム	タカミヤ・里山・エックス共同事業体	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第174号	北九州市響灘ビオトープ	響灘ビオトープ共同事業体	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第175号	北九州市エコタウンセンター	一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 176 号～第 177 号

指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）

北九州市立商工貿易会館等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立商工貿易会館等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
第176号	北九州市立商工貿易会館	北九州商工会議所	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第177号	釣り台付き遊歩道	ひびき灘漁業協同組合	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 178 号～第 190 号

指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）

北九州芸術劇場等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州芸術劇場等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
第178号	北九州芸術劇場	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
	北九州市立響ホール		
第179号	北九州市立門司市民会館	共同企業体グループ A 2 K	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市立若松市民会館		
第180号	北九州市立大手町練習場	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第181号	北九州市立旧百三十三銀行ギャラリー	株式会社 COLT	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第182号	北九州国際展示場	公益財団法人北九州観光コンベンション協会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
	北九州国際会議場		
第183号	北九州市立総合体育館	公益財団法人北九州市スポーツ協会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市立若松体育館		
	北九州市立黒崎体育		

	館		
	北九州市立折尾スポーツセンター		
	北九州市立香月スポーツセンター		
	北九州市立小石プール		
	北九州市立藤ノ元プール		
	北九州市立沖田プール		
	北九州市立鞘ヶ谷競技場		
	北九州市立若松球技場		
	北九州市立若松球場		
	北九州市立若松庭球場		
	北九州市立若松武道場		
	北九州市立八幡西柔剣道場		
	大池プール		
	折尾プール		
	上津役プール		
	木屋瀬プール		
	高炉台球場		
	都島球場		
	ひびきコスモス運動場		
	香月中央運動場		
	香月中央庭球場		
	八幡東体育館		
第184号	北九州市立新門司体育館	北九州スポーツネットワーク共	令和7年4月1日から令和12

北九州市立門司体育館	同 事 業 体	年 3 月 3 1 日 ま で
北九州市立門司青少年体育館		
北九州市立小倉北体育館		
北九州市立小倉南体育館		
北九州市立城野体育館		
北九州市立曾根体育館		
北九州市立新門司温水プール		
北九州市立松ヶ江プール		
北九州市立朽網プール		
北九州市立門司庭球場		
北九州市立小倉南庭球場		
北九州市立小倉南武道場		
北九州市立小倉北柔剣道場		
北九州市立門司弓道場		
和布刈塩水プール		
大里プール		
紫川河畔プール		
門司球場		
三萩野庭球場		
紫川河畔庭球場		
吉田太陽の丘庭球場		

	田野浦庭球場 勝山弓道場 大里柔剣道場 三萩野体育館		
第185号	北九州市立城山体育館 北九州市立桃園市民プール 北九州市立大谷球場 北九州市立城山球場 北九州市立城山庭球場 桃園球場 桃園運動場 桃園庭球場 桃園武道場 城山緑地アーチェリー場 桃園公園駐車施設 北九州市立桃園公園	スピナ・シンコースポーツ共同事業体	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
第186号	北九州市立浅生スポーツセンター	戸畑スポーツ文化グランドデザイン	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
第187号	北九州市立新門司球技場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司庭球場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
第188号	文化記念プール（文化記念公園管理棟含む。） 曾根臨海運動場 文化記念庭球場	総合緑地建設株式会社	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第189号	北九州市民球場	北九州野球株式会社	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	三萩野球場		
第190号	本城球場	株式会社スピナ	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	的場池球場		
	本城陸上競技場		
	本城運動場		
	的場池弓道場		
	的場池体育館		

議案第 191 号～第 197 号

指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）

北九州市営勝山公園地下駐車場等について指定管理者を次のとおり指定する

。

令和 6 年 12 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市営勝山公園地下駐車場等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
第191号	北九州市営勝山公園地下駐車場	小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市営天神島駐車場		令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
第192号	北九州市営黒崎駅西駐車場	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第193号	到津の森公園	公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第194号	北九州市立山田緑地	九州造園・グリーンワーク・しらすやまと共同事業体	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市ほたる館		
第195号	志井ファミリープール	A C E スギナプラス共同事業体	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

第196号	北九州市立響灘緑地	グリーンパーク 活性化共同事業 体	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で
	ひびき動物ワールド		
第197号	北九州市平尾台自然 の郷	ハートランド平 尾台株式会社	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で

議案第 198 号～第 203 号

指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）

北九州市立門司駅前自転車駐車場等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立門司駅前自転車駐車場等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
第 198 号	北九州市立門司駅前自転車駐車場	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
	北九州市立門司港駅前自転車駐車場		
	北九州市立南小倉駅前自転車駐車場		
	北九州市立朽網駅前自転車駐車場		
	北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場		
	北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場		
	北九州市立徳力嵐山口自転車駐車場		
	北九州市立若松駅前自転車駐車場		
	北九州市立若松渡船場前自転車駐車場		
	北九州市立八幡駅前自転車駐車場		
	北九州市立折尾駅北自転車駐車場		

	北九州市立折尾駅東 自転車駐車場		
	北九州市立黒崎駅前 自転車駐車場		
	北九州市立陣原北自 転車駐車場		
	北九州市立陣原南自 転車駐車場		
	北九州市立本城駅前 自転車駐車場		
	北九州市立九州工大 前駅前自転車駐車場		
	北九州市立戸畑駅前 自転車駐車場		
第199号	北九州市立小倉駅北 口自転車駐車場 北九州市立小倉駅南 口自転車駐車場 北九州市立西小倉駅 前自転車駐車場	公益社団法人北 九州市シルバー 人材センター	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で
第200号	北九州市立河内自転 車貸出し施設	河内さくら公園 愛護会	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で
第201号	水環境館	玄海グリーン& アドベンチャー 共同企業体	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で
第202号	北九州市営住宅（公 営住宅法（昭和26 年法律第193号） の規定に基づき建設 、買取り又は借上げ をした住宅及びその 付帯施設を除く。）	北九州市住宅供 給公社	令和7年4月1 日から令和10 年3月31日ま で

	(八幡東区及び戸畑区の一部業務を除く。)		
第203号	北九州市営住宅(八幡東区及び戸畑区の一部業務に限る。)	北九州市住宅供給公社	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 204 号

指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）

北九州市立八幡図書館について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立八幡図書館について、指定管理者を指定するに当たり、
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

北九州市立八幡図書館

2 指定管理者に指定する者

株式会社図書館流通センター

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

